

## 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画

「5R+1[協働]の推進による循環型まちづくり」



令和6年4月

稲 城 市



### 目標1. 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



### 目標2. 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



### 目標3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



### 目標4. 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



### 目標5. ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



### 目標6. 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する



### 目標7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



### 目標8. 働きがいも経済成長も

すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する



### 目標9. 産業と技術革新の基盤をつくろう

レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



### 目標10. 人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の不平等を是正する



### 目標11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



### 目標12. つくる責任・つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する



### 目標13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る



### 目標14. 海の豊かさを守ろう

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する



### 目標15. 陸の豊かさを守ろう

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



### 目標16. 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する



### 目標17. パートナリープで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## はじめに



20 世紀になって、私たちは大量生産・大量消費型の社会を形成するようになりました。この結果、たくさんの恩恵がもたらされましたが、その代償として、不要なものを大量に廃棄し、資源を多く使いすぎてしまうことで、気候変動問題や天然資源の枯渇といった地球規模での環境の悪化を生じさせることとなりました。

これからは、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げられた理念（前頁参照）を意識し、持続可能な発展をめざす「循環型社会」の考え方のもと、個人のライフスタイルや事業活動を変えていくことが求められています。

本市では、平成 26 年 3 月に『第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画』を策定し、市民、事業者の皆さまのご協力のもと、情報発信・啓発の強化、資源化促進策やリユース施策の拡充、埋立ゼロの実現など、順次、ごみ減量・資源化の取組みを実施してきました。その結果、1 人 1 日あたりごみ排出量は計画当初と比較し大幅に減少しました。

しかし、資源やエネルギーは限りあるものであり、2050 年カーボンニュートラルの実現も求められる中、ごみ減量・資源化の取組みの推進が本市にとって重要な課題であることは今後も変わりません。令和 5 年 4 月よりプラスチック、ガラス類・陶磁器類の分別収集を開始しましたが、私たちは、より一層ごみの減量や資源化の推進に取り組むことで、環境への負荷を極力抑え、豊かな環境を未来の子どもたちへ引き継いでいかなければなりません。

本計画では、基本理念として「5 R + 1 [協働]の推進による循環型まちづくり」を掲げ（P.35 参照）、新たに「食品ロス削減推進計画」を盛り込みました（P.59 参照）。5 R + 1 [協働]を推し進めるためには、市民・事業者の皆さま自身が主役となり、買い物や料理、ごみの分別や事業活動など、日常生活において意識して行動していただくことが不可欠です。市民・事業者・行政の協働により、5 R + 1 [協働]のさらなる推進を図り、「持続可能な循環型まちづくり」に努めていきたいと考えております。引き続き、皆さま方の一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市民、事業者、学校関係者で構成される稲城市廃棄物減量等推進審議会に計画策定について諮問し、令和 4 年度、令和 5 年度の 2 か年にわたり活発なご議論をいただきました。結びに、審議会の各委員の皆さま並びにアンケート調査や意見公募を通じて貴重なご意見をお寄せくださいました市民、事業者の皆さまに心より御礼を申し上げます。

※ 5 R + 1 (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle、Respect + Cooperation)

令和 6 年 3 月

稲 城 市 長      高 橋 勝 浩

# 目 次

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 総論</b>                     | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨と位置づけ .....              | 1         |
| 2 計画期間 .....                      | 2         |
| 3 国内外の環境についての動向 .....             | 3         |
| <b>第2章 ごみ処理基本計画</b>               | <b>5</b>  |
| <b>第1節 本市におけるごみ処理の現状と課題 .....</b> | <b>5</b>  |
| 1 ごみ処理の現状 .....                   | 5         |
| (1) ごみ処理の流れ .....                 | 5         |
| (2) 分別区分等 .....                   | 7         |
| (3) 主な実施施策と取り組み内容 .....           | 10        |
| (4) 清掃事業費の推移 .....                | 16        |
| (5) ごみ量実績 .....                   | 18        |
| (6) ごみ組成分析 .....                  | 24        |
| 2 処理施設の概要 .....                   | 26        |
| (1) 多摩川衛生組合 .....                 | 26        |
| (2) 東京たま広域資源循環組合 .....            | 27        |
| 3 課題の整理 .....                     | 28        |
| (1) ごみ・資源物の排出量実績に基づく課題 .....      | 28        |
| (2) 市民のごみ排出等の状況に基づく課題 .....       | 28        |
| (3) 多摩地域のごみ処理の現況との比較に基づく課題 .....  | 29        |
| (4) 市実施施策の実績からの課題 .....           | 30        |
| (5) アンケート結果からの課題 .....            | 32        |
| <b>第2節 ごみ処理基本計画の理念と目標 .....</b>   | <b>35</b> |
| 1 基本理念 .....                      | 35        |
| 2 基本方針(5R+1) .....                | 35        |
| 3 数値目標 .....                      | 37        |
| <b>第3節 ごみ処理基本計画の施策展開 .....</b>    | <b>39</b> |
| 1 施策体系と関連するSDGsのゴール .....         | 39        |
| 2 目標達成のための具体的施策 .....             | 41        |
| (1) 情報発信・啓発 .....                 | 41        |
| (2) 協働の取り組み .....                 | 45        |
| (3) 家庭ごみ .....                    | 47        |
| (4) 事業系ごみ .....                   | 52        |
| (5) 収集・運搬 .....                   | 54        |
| (6) 中間処理・最終処分 .....               | 55        |



|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第4節 食品ロス削減推進計画 .....      | 59 |
| 1 背景 .....                | 59 |
| 2 本市における食品ロスの現状及び課題 ..... | 60 |
| 3 食品ロス削減推進計画の目標値 .....    | 61 |
| 4 施策の内容 .....             | 61 |

## 第3章 生活排水処理基本計画 63

### 第1節 本市における生活排水処理の現状と課題 63

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 1 生活排水処理の現状 .....            | 63 |
| (1) 生活排水処理の概要 .....          | 63 |
| (2) 収集・運搬 .....              | 65 |
| (3) 公共用水域の水質 .....           | 66 |
| (4) 処理施設の概要 .....            | 66 |
| (5) 生活排水処理人口の推移 .....        | 67 |
| (6) し尿と浄化槽汚泥等の処理量の推移 .....   | 68 |
| (7) 啓発と補助制度等 .....           | 69 |
| 2 課題の整理 .....                | 70 |
| (1) 公共下水道への接続の促進 .....       | 70 |
| (2) し尿処理施設の維持管理 .....        | 70 |
| (3) ディスポーザ排水処理システムへの対応 ..... | 70 |

### 第2節 生活排水処理計画の施策展開 71

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 生活排水処理量等の予測値 ..... | 71 |
| 2 施策体系 .....         | 72 |
| 3 処理主体 .....         | 72 |
| 4 施策展開 .....         | 73 |
| (1) 情報発信・啓発等 .....   | 73 |
| (2) 施設整備 .....       | 74 |
| (3) 中間処理・処分 .....    | 74 |

## 第4章 計画の推進 75

### 第1節 市、市民、自治会、事業者等の役割 75

### 第2節 計画の進行管理 78

## 用語解説 79



# 第1章

## 総論



© K.Okawara・Jet Inoue

# 第1章 総論

## 1 計画策定の趣旨と位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項、「稲城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第31条の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。計画の基本理念を定め、数値目標を設定し、目標達成のための具体的施策、計画の推進について定めます。

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月改定、環境省）では、目標年次を10年から15年先において、概ね5年ごとに計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うこととされています。また、生活排水に係わる方向性を示した生活排水処理基本計画は「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月、厚生省）を参考にする必要があります。

稲城市（以下、「本市」という。）においては、循環型社会づくりの基本的方向性を示した「稲城市一般廃棄物処理基本計画」を平成11年3月に策定し、平成26年3月に「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定しました。

この第二次計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、新たに「第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

策定にあたっては、社会経済情勢の変化、関連する新たな法律の制定、新しい資源化の動向への対応、一般廃棄物の発生量の見込み、本市の新しい人口フレームや関連計画、市民意見などを踏まえて検討を行いました。

また、本計画の基本理念として「5R+1[協働]の推進による循環型まちづくり」という標語を掲げ、本市と市民、自治会、事業者等が協働し、それぞれの立場で知恵を出し合いながら5Rに取組み、循環型のまちづくりを着実に推進していくこととしました（P35参照）。

本計画については、環境省の策定指針や東京都の資源循環・廃棄物処理計画、第五次稲城市長期総合計画、第三次稲城市環境基本計画等の上位・関連計画等との整合を図りつつ、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）第13条第1項に基づき策定する食品ロス削減推進計画としても位置付ける形で策定しました。本計画の位置づけは次ページ図1-1に示します。

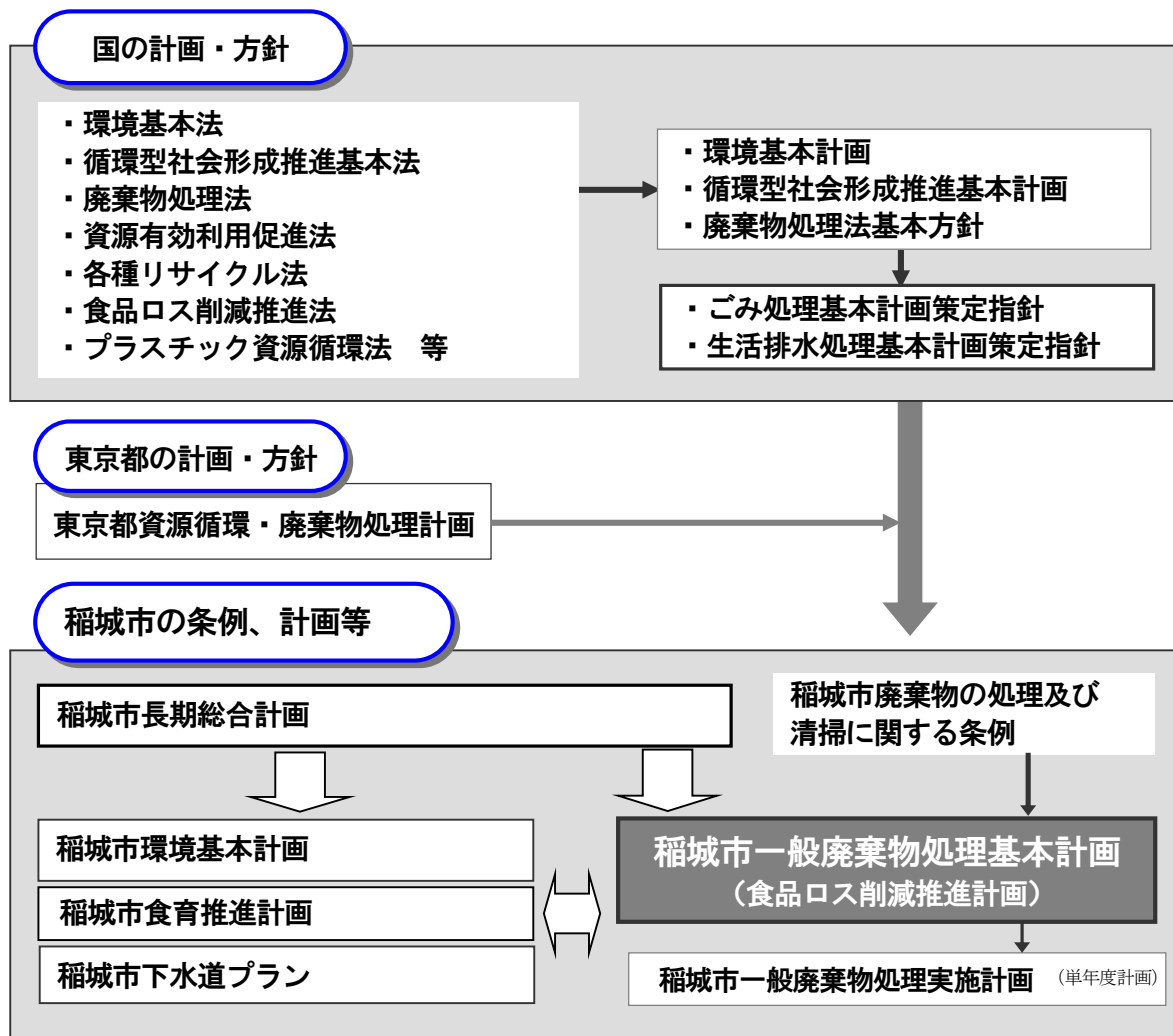


図 1-1 本計画の位置づけ

## 2 計画期間

本計画の計画期間は、図 1-2 に示すとおり、令和 6 年度を初年度として、令和 15 年度までの 10 年間とします。本計画は、概ね 5 年で見直すとともに、社会経済情勢の変化等により、必要に応じ見直しを行うものとしします。

| 平成 26～<br>令和 5 年度 | 令和<br>6<br>(2024) | 7<br>(2025) | 8<br>(2026) | 9<br>(2027) | 10<br>(2028) | 11<br>(2029) | 12<br>(2030) | 13<br>(2031) | 14<br>(2032) | 15<br>(2033) |
|-------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 第二次計画期間           | 必要に応じて見直し         |             |             |             | 本計画対象期間      |              |              |              |              | 目標年度         |
|                   |                   |             |             |             | 中間目標年度       |              |              |              |              |              |

図 1-2 本計画の計画期間



### 3 国内外の環境についての動向

#### SDGs



平成 27 年 9 月の国連総会において、経済・社会・環境の 3 つのバランスが取れた社会を目指すための「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」が掲げられ、持続可能な社会を実現するために達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。

本市のまちづくりの基本的な理念と、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という SDGs の理念とは、目指すべき方向性が一致しています。SDGs のゴール時点と同じく目標年次を 2030 年と定める第五次稲城市長期総合計画においては、持続可能なまちづくりを推進し、同時に、その実現を通して SDGs の達成を目指しています。

#### 2050 年カーボンニュートラル

近年、甚大な影響を及ぼしている気候変動は、温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つと考えられていることから、温室効果ガスの排出量を抑える行動が世界的に広がっています。

このような世界的な状況を受けて、本市では 2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、いわゆるカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言しました。これまで、本市では様々な地球温暖化防止のための取組みを推進してきましたが、カーボンニュートラル宣言を行ったゼロカーボンシティとして、今後はその取組みをより一層強化し、市民や事業者の皆様とともに、脱炭素社会の実現に向けて取組みを進めていきます。

#### 主な事業

- ・ 公共施設における太陽光発電設備の設置推進
- ・ 公共施設照明の LED 化の推進
- ・ カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金の拡充等による市民単位でのカーボンニュートラルの推進
- ・ 次世代を担う子どもたちに向けた環境教育の機会の提供

## プラスチック資源循環

プラスチック廃棄物については、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応を契機に、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、令和4年4月1日から施行されました。

これに伴い、本市では、分別方法等を記載した「プラスチック分別ガイド」の作成や、プラスチックについての説明会などを行ってきました。今後も新たな分別を意識し、再資源化を進めていただけるよう、取組みを進めていきます。



プラスチックについての説明会

## 食品ロス



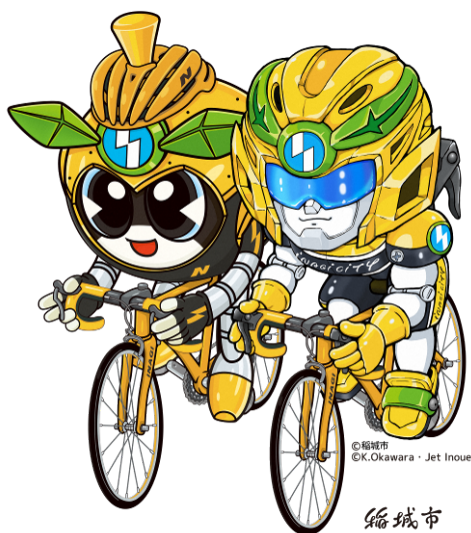
「食品ロス（フードロス）」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では、食料の約6割を海外からの輸入に頼っていますが、年間523万トン（環境省：令和3年度推計値）もの食品ロスが廃棄されており、その内訳は244万トンが一般家庭から、残り279万トンが食品関連事業者からとなっています。

本市でも食品ロスの削減や食品等の有効利用、生活困窮者支援を目的として、環境団体や稲城市社会福祉協議会等の福祉団体、市とが協働して、「フードドライブ」を実施しています。ご提供いただいた食品は、市内各所のフードバンクや稲城市社会福祉協議会、市福祉部局等を通じて、支援が必要な方へお渡ししています。



## 第2章

# ごみ処理基本計画



## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 本市におけるごみ処理の現状と課題

#### 1 ごみ処理の現状

##### (1) ごみ処理の流れ

市内の各家庭から排出されたごみ処理の流れを、図 2-1 に示します。

一般家庭からの燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみは、収集後、多摩川衛生組合（クリーンセンター多摩川）に搬入し、焼却処理・破碎選別処理・再資源化されます（灰溶融炉は平成 28 年度より休止）。焼却灰は、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設へ搬入し、焼却灰の全量をエコセメントの原料としてリサイクルしています。

家庭から排出される資源物のうち、缶、びん、ペットボトルは収集後、再選別・圧縮・破碎され、缶は処理した後に再生事業者へ引き渡しています。また、プラスチック、びんとペットボトルは容器包装リサイクル法に則り、指定事業者へ引き渡して再商品化されています。

古紙は、新聞・雑がみ・ダンボール毎に収集し、古紙問屋へ引き渡しています。平成 10 年 4 月からは、市内で収集した古紙を材料として、古紙再生トイレットペーパー「稲城っ子」を製造し、市内で販売しています。また、古布は収集後、古布問屋へ引き渡しています。

加えて、発泡トレイ・発泡スチロール、牛乳パックについては、平成 12 年 4 月から、市役所、文化センターなどで拠点回収を行い、発泡トレイ・発泡スチロールは減容化処理後に再生事業者へ引き渡し、牛乳パックは古紙問屋へ引き渡しています。

そのほか、金属物は収集後再生事業者へ、小型電子機器は国の認定事業者へ、ガラス類・陶磁器類、廃乾電池・廃蛍光灯等、剪定枝は専門業社へ、それぞれ引き渡し、適正な処理を行っています。

事業者から排出されるごみは、15kg（45 リットル袋で 3 袋）までに限り市の有料指定ごみ収集袋を購入して市の収集ルートで処理する方法と、持ち込み許可を得た後に自分でクリーンセンター多摩川に持ち込む方法、一般廃棄物収集運搬業者へ委託する方法があります。

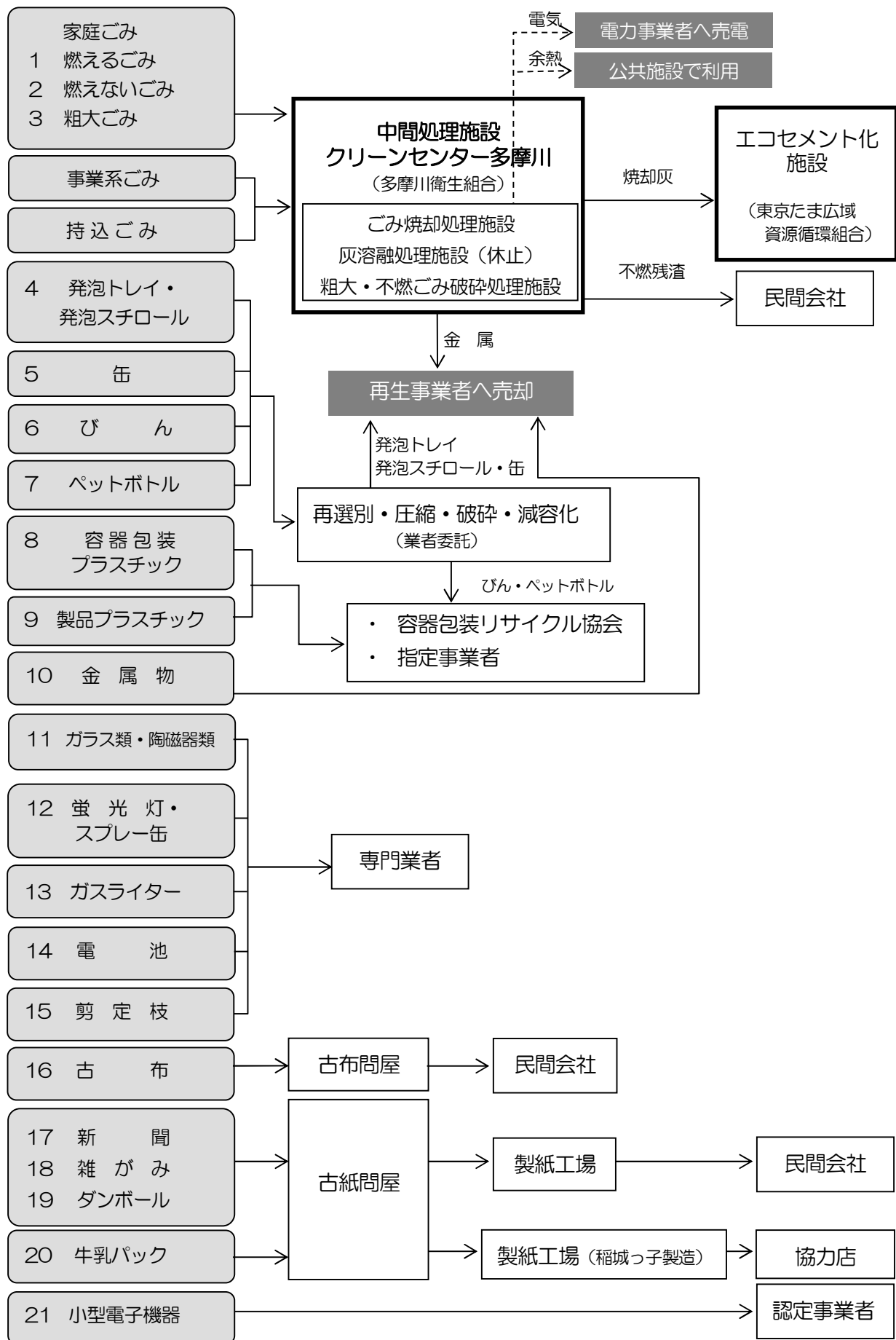


図 2-1 稲城市のごみ処理の流れ（令和 5 年度時点）

## (2) 分別区分等

### ● 家庭から排出されるごみと資源物

本市における家庭から排出されるごみと資源物の分別区分や収集回数・出し方は以下のとおりです。燃えるごみ、燃えないごみは有料化の対象となっており、市の有料指定収集袋に入れて自宅前か指定のごみ集積所に排出する方法となっています。

表 2-1 家庭から排出されるごみ・資源物の出し方等

| 分別区分              | 収集回数           | 出し方                                       | 排出場所                        |
|-------------------|----------------|-------------------------------------------|-----------------------------|
| 燃えるごみ             | 週 2 回          | 有料指定収集袋で                                  | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 燃えないごみ            | 月 2 回          | 有料指定収集袋で                                  | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 粗大ごみ              | 週 1 回<br>(予約制) | 受付収集センターにインターネットまたは電話で予約し、<br>ごみ処理券を購入・貼付 | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 発泡トレイ・<br>発泡スチロール | 随時             | 洗って乾かす<br>発泡スチロールは細かく砕いて袋に入れる             | 市役所・出張所・文化センターなどにある回収ボックス   |
| 缶                 | 週 1 回          | 中身を空にして水洗いしフタを開けてそのままカゴに入れる               | 資源回収ステーション                  |
| びん                | 週 1 回          | 中身を空にして水洗いし、袋に入れずそのままカゴに入れる               | 資源回収ステーション                  |
| ペットボトル            | 週 1 回          | 中身を空にして水洗いする<br>キャップ・ラベルを取り外してつぶす         | 資源回収ステーション                  |
| 容器包装<br>プラスチック    | 週 1 回          | 有料指定収集袋で（油等で汚れている物や金属・木・ゴム等の複合物は袋に入れない）   | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 製品プラスチック          | 週 1 回          | 有料指定収集袋で（油等で汚れている物や金属・木・ゴム等の複合物は袋に入れない）   | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 金属物               | 月 1 回          | 箱・包装紙をはがして透明・半透明の袋に入れる                    | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| ガラス類・陶磁器類         | 週 1 回          | 各々袋に入れてカゴに入れる                             | 資源回収ステーション                  |
| 蛍光灯・スプレー缶         | 月 1 回          | 箱・包装紙をはがして透明・半透明の袋に入れる                    | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| ガスライター            | 月 1 回          | 箱・包装紙をはがして透明・半透明の袋に入れる                    | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 電池                | 月 1 回          | 箱・包装紙をはがして透明・半透明の袋に入れる                    | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |

| 分別区分   | 収集回数  | 出し方                                                                                                                 | 排出場所                        |
|--------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 剪定枝    | 週 2 回 | 1 本あたり太さ 10cm 以下、長さ 80cm 以下、1 束直径 30cm 以内。ひもで縛って 2 束まで。3 袋目からは指定収集袋で※剪定枝のリサイクル事業をご利用の際は、ごみ・リサイクルカレンダーまたは本市ホームページを参照 | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 古布     | 月 2 回 | 洗濯して透明・半透明の袋に入れる                                                                                                    | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 新聞     | 月 2 回 | ひもで束ねる                                                                                                              | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 雑がみ    | 月 2 回 | ひもで束ねる（小さな紙類は紙袋に入れて）                                                                                                | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| ダンボール  | 月 2 回 | ひもで束ねる                                                                                                              | 一戸建て住宅は自宅前<br>集合住宅は指定のごみ集積所 |
| 牛乳パック  | 随時    | 洗って乾かし、切り開く                                                                                                         | 市役所・出張所・文化センターなどにある回収ボックス   |
| 小型電子機器 | 随時    | 個人情報情報は消去する                                                                                                         | 市役所・出張所・文化センターなどにある回収ボックス   |

表 2-2 指定収集袋の価格（家庭ごみ）

※令和 5 年 4 月現在

| 種 類     | 容 量       | 価 格（10 枚 1 組）    |        |
|---------|-----------|------------------|--------|
|         |           | 燃えるごみ・<br>燃えないごみ | プラスチック |
| 家庭用 特小袋 | 5 リットル相当  | 100 円            | 50 円   |
| 家庭用 小袋  | 10 リットル相当 | 200 円            | 100 円  |
| 家庭用 中袋  | 20 リットル相当 | 400 円            | 200 円  |
| 家庭用 大袋  | 40 リットル相当 | 800 円            | 400 円  |



## ● 事業所から排出されるごみ

事業所から排出されるごみについては以下の方法で処理することとしています。

- ・ 事業所で自己処理
- ・ 本市の許可する一般廃棄物収集運搬業者に依頼
- ・ 本市に収集を依頼（一般廃棄物で1回あたり15kg（45リットル袋で3袋）以下の場合、燃えるごみ・燃えないごみ・プラスチックごみは事業系有料指定収集袋により排出することができます。また、資源物については、業者処理等できない少量の場合に限り、無料で排出することができます。）

表 2-3 指定収集袋の価格（事業系ごみ）

※令和5年4月現在

| 種 類 | 容 量      | 価 格（5枚1組）        |        |
|-----|----------|------------------|--------|
|     |          | 燃えるごみ・<br>燃えないごみ | プラスチック |
| 事業系 | 45リットル相当 | 1,450円           | 725円   |

## ● クリーンセンター多摩川への直接持ち込み

本市で行う通常のごみ収集のほかに、臨時でクリーンセンター多摩川に直接ごみを持ち込むことができます。

持ち込む際には、事前に市への申請が必要です。（手数料は、令和5年4月現在、燃えるごみ・燃えないごみ・粗大ごみ共通で10kgまで430円）

### 【持ち込み方法】

#### ①自動車に処分するごみを積み込む。

※可燃・不燃・粗大ごみに分ける。

※有害物等、持ち込み不可なものは敷地内立ち入りできない。

※指定収集袋及び粗大ごみ処理券は不要。

#### ②市役所生活環境課の窓口で、免許証を提示し「ごみ搬入持込伝票」を記入する。

その後、職員が駐車場まで行き、搬入物に処理困難物が含まれていないかチェックをする。

※搬入伝票は可燃用で1枚、不燃・粗大用で1枚、最大計2枚記入してもらう。

#### ③クリーンセンター多摩川へ、ごみを搬入する。

※場所が不明な場合は、生活環境課で案内地図を配布する。

※処理工程が異なることから、施設内で可燃ごみと不燃・粗大ごみそれぞれ持込場所が異なる。

#### ④クリーンセンター多摩川で発行された計量票を持ち、市役所に再度戻る。

#### ⑤市役所生活環境課の窓口で計量票を提出し、納付書を受け取る。

#### ⑥市役所内の銀行等の最寄りの金融機関の窓口でごみ処理手数料を支払う。

### (3) 主な実施施策と取り組み内容

#### ● これまでの主な実施施策の経過

表 2-4 に、本市におけるこれまでの主な実施施策の経過を示します。

表 2-4 主な実施施策の経過

| 年       | 月    | 内 容                                                                 |
|---------|------|---------------------------------------------------------------------|
| 平成 10 年 | 4 月  | クリーンセンター多摩川の稼動開始（多摩川衛生組合）                                           |
| 平成 11 年 | 3 月  | 稲城市一般廃棄物処理基本計画策定                                                    |
|         | 9 月  | 稲城市廃棄物減量等推進審議会から「廃棄物の処理手数料、ごみ有料化について」答申を得る                          |
|         | 11 月 | 稲城市リサイクルショップ向陽台特設所開設                                                |
| 平成 12 年 | 3 月  | 稲城市まちをきれいにする市民条例制定<br>稲城市リサイクルショップで廃材のリサイクル試行開始                     |
|         | 4 月  | 向陽台・城山地区内ダストボックスを撤去、戸別収集へ移行<br>発泡トレイ分別回収開始（公共施設での拠点回収）              |
|         | 10 月 | 向陽台地区ダストボックスを撤去、戸別収集へ移行<br>粗大ごみ収集システムの変更（受付収集センター設置）                |
|         |      | 稲城市まちをきれいにする市民条例の施行                                                 |
| 平成 13 年 | 1 月  | 平尾分譲住宅地区ダストボックスを撤去、戸別収集へ移行<br>（この時点で市内全域戸別、拠点の袋収集となる）               |
|         | 4 月  | 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）実施に伴う（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）粗大ごみ収集システム変更           |
| 平成 14 年 | 3 月  | 稲城市環境基本計画策定                                                         |
| 平成 15 年 | 4 月  | 稲城市環境基本条例施行                                                         |
|         | 10 月 | 事業系一般廃棄物 ごみ処理券から有料指定収集袋への移行                                         |
| 平成 16 年 | 4 月  | 家電リサイクル法対象品目追加（冷凍庫）に伴う粗大ごみ収集システム変更<br>資源集団回収補助金単価の変更（6 円/kg→9 円/kg） |
|         | 5 月  | 古紙・古布の月 2 回収集開始                                                     |
|         | 9 月  | 減免世帯への指定収集袋無料配布開始                                                   |
|         | 10 月 | 家庭ごみの有料化、ごみ処理手数料改正                                                  |
| 平成 17 年 | 4 月  | 電動生ごみ処理機を購入助成対象に追加<br>発泡スチロール分別回収開始（公共施設での拠点回収）                     |
|         | 5 月  | 家庭剪定枝のチップ化開始（年 24 回）                                                |
| 平成 18 年 | 6 月  | 稲城市オリジナルマイバッグ販売（1,000 枚限定）                                          |
|         | 7 月  | エコセメント化施設の稼動開始（東京たま広域資源循環組合）                                        |
| 平成 19 年 | 4 月  | 家庭剪定枝のチップ化実施回数の増加（年 36 回）                                           |
| 平成 20 年 | 6 月  | 生ごみの水切り啓発用のネット無料配布                                                  |
| 平成 21 年 | 4 月  | 家電リサイクル法対象品目追加（液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機）に伴う粗大ごみ収集システム変更                  |
| 平成 22 年 | 12 月 | ごみ減量だより（創刊号）発行                                                      |
| 平成 23 年 | 3 月  | 第一回三沢川一斉市民清掃の実施                                                     |
| 平成 24 年 | 4 月  | 使用済みインクカートリッジ回収開始（公共施設での拠点回収）                                       |
| 平成 25 年 | 3 月  | 第二次稲城市環境基本計画策定                                                      |
| 平成 26 年 | 3 月  | 第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画策定                                                 |

| 年       | 月    | 内 容                                                                   |
|---------|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 平成 26 年 | 12 月 | 使用済み小型電子機器回収開始（公共施設等での拠点回収）                                           |
| 平成 27 年 | 5 月  | イベントにおける福祉団体との連携によるフードドライブの開始                                         |
|         | 10 月 | 宅配便を活用した小型電子機器の回収開始                                                   |
| 平成 28 年 | 6 月  | 「ごみチェッカー」の運用開始                                                        |
|         | 12 月 | 「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」に参加                                           |
| 平成 29 年 | 10 月 | 市内認可保育所等におむつ袋の常設を開始                                                   |
| 平成 30 年 | 4 月  | 充電式電池内蔵型小型電子機器の分別回収開始（有害物）                                            |
| 平成 31 年 | 4 月  | 第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画改訂                                                   |
| 令和 2 年  | 4 月  | ごみ処理手数料改定（指定収集袋及び持込ごみ）<br>スプリングマットレスを粗大ごみにて受入開始<br>高齢者向け支援「サポートシール」開始 |
| 令和 3 年  | 4 月  | ボランティア袋の配布                                                            |
|         | 5 月  | 指定ごみ収集袋の減免制度における収集袋配布時期の変更                                            |
|         | 7 月  | サントリー食品インターナショナル株式会社と「ボトル to ボトル」に係る協定を締結<br>粗大ごみのインターネット受付開始         |
| 令和 4 年  | 2 月  | フードドライブの提携先に社会福祉協議会を追加                                                |
| 令和 5 年  | 3 月  | 第三次稲城市環境基本計画策定<br>ごみ分別アプリの運用開始                                        |
|         | 4 月  | プラスチックごみ、ガラス類・陶磁器類の分別収集開始                                             |
|         | 11 月 | 一般社団法人日本リユース機構と 4 R + 1 の推進による循環型まちづくりに関する協定を締結                       |

## ● 市の主な取り組み内容

### ① 有料指定ごみ収集袋制

本市では平成 16 年 10 月 1 日から、ごみの減量化、負担の公平化、処理経費の削減、ごみ問題に対する市民意識を高めることを目的に、有料指定ごみ収集袋制（有料化）を開始しました。この制度は、市民の皆さんに市で指定した収集袋を購入いただき、その袋によりごみを出していただくもので、ごみの減量に大きな効果がありました。

さらなるごみの減量化を目指し、令和 5 年 4 月 1 日からはプラスチックごみについても有料指定収集袋制を導入しました。



(黄色)



(ピンク色)



(水色)

### ② プラスチック、ガラス類・陶磁器類の分別収集開始

本市では令和 5 年 4 月 1 日から、プラスチック、ガラス類・陶磁器類の分別収集を開始し、更なるごみの減量・リサイクルの推進を行っています。今まで燃えるごみや燃えないごみに分別していたごみの中から、「汚れていないプラスチック素材のみで作られたもの」、コップ・板ガラスなどの「ガラス類」、花瓶・皿・茶碗・植木鉢などの「陶磁器類」を資源として回収し、リサイクルを開始しています。これに伴い、分別方法等を記載した「プラスチック分別ガイド」を作成しました。

### ③ 資源化の促進策

家庭から排出されるごみと資源物は、前述の表 2-1 にあるような分別区分で収集しています。さらに、公共施設等に回収ボックスを置くなど、市民の利便性にも配慮して、きめ細かな資源物の回収や再生品の利用を継続していきます。

- ・使用済みインクカートリッジ回収（市役所、文化センターなどに回収箱を設置）
- ・資料のリサイクル会（図書館で除籍した本などを団体や市民に無料で配布）



使用済みインクカートリッジ回収箱

- ・「稲城っ子」の販売（資源物として回収した古紙を原料とした再生トイレットペーパー）
- ・使用済み小型電子機器の回収（平成 26 年 12 月～）
- ・「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」に参加（平成 28 年 12 月～平成 31 年 3 月）
- ・廃棄物のリサイクルと、確実かつ安全な処理の推進を目的として、平成 30 年 4 月から充電式電池内蔵型小型電子機器を「有害物」として分別回収を開始

#### ④ 稲城市廃棄物減量等推進員制度

ごみの減量とリサイクルを地域から進める目的で、市長から委嘱しているもので、本市と市民の橋渡し役として、また地域住民への啓発、助言、推進のリーダーとして活動をいただいています。具体的な活動は、定期的な巡回、市民へのごみ出しマナーの周知等です。

現在、廃棄物減量等推進員連絡協議会にて、地域のごみ減量への取組みや美化活動などについて情報発信しています。

#### ⑤ 生ごみ処理容器購入助成

生ごみ減量のため、コンポスター、消滅型の生ごみ処理容器、電動生ごみ処理機の購入費の一部を助成しています（購入前に市の承認が必要）。

処理容器種類は、非電動式の生ごみ堆肥化容器「コンポスター」など家庭菜園で堆肥として利用できる屋外向け処理容器や、生ごみを酵素の力で消滅させる室内向け処理容器「くうたくん」などがあります。また電動式は、電気ヒーターの温風を利用して乾燥させることで生ごみを減らし、自動的に攪拌（かくはん）できる乾燥式処理容器や、微生物菌が入った発酵素材の中に生ごみを入れ、発酵が促進され自動的に攪拌（かくはん）ができるバイオ式処理容器などがあります。

生ごみ処理容器は、機種・販売店などを問わず通販での購入も助成対象となり、購入金額の 2 分の 1 以内の額を助成します（上限額有り）。

この取組みは人気も高く、毎年多くの方々にご利用をいただいております、令和 4 年度にはコンポスター 28 件、くうたくん 2 件、電動式 32 件の合計 62 件もの申請がありました。

#### ⑥ 資源集団回収補助金制度

20 世帯以上で年 1 回以上の活動ができる自治会や管理組合などの地域団体が、市の資源回収とは別に、古紙、アルミ缶、食用廃油などの資源物を自主的に集め、回収業者に引き渡すものです。本市に登録している集団回収実施団体には回収量に応じて補助金を交付しています。令和 4 年度の登録団体は 69 団体です。補助金額は、回収した資源物の量により、9 円/kg（新聞・雑がみ・ダンボール・牛乳パック・古布・スチール缶・びん）、6 円/kg・L（アルミ缶・食用廃油）となっています。

## ⑦ 環境ポスターコンクール

ごみの減量及び環境美化意識の啓発を目的として、「ごみを減らすこと・ごみの分別や、リサイクルに関すること」「まちの環境美化に関すること」のテーマで毎年募集を行っています。「ごみ減量・リサイクル部門」「ポイ捨て禁止部門」「路上喫煙禁止部門」の三部門で応募を行っており、令和4年度は市内在住・在学の幼稚園児、小中学生から 297 点の応募がありました。

最優秀作品は「ごみ・リサイクルカレンダー」の表紙への掲載や、ごみ収集車に掲示するとともに、優秀作品とともに市役所ロビーや総合体育館等で展示をしています。また、環境ポスターは、ポイ捨て禁止などの啓発用看板として市内に掲示し、活用しています。



市役所ロビーでの展示

## ⑧ 生涯学習宅配便講座

本市では、「いつでも」「だれでも」「どこでも」学習機会を提供できるように「生涯学習宅配便講座」を行っています。この講座の中に環境関連のメニューを用意して、環境意識の向上をめざしています。

〔講座の例〕

- ・再生可能エネルギーと私達の生活
- ・北欧の環境漫遊記

このほか、本市では随時、出張講習会を実施し、ごみの適正排出やリサイクルの推進を啓発しています。

## ⑨ 食品ロス削減の取組み

食品ロス削減の啓発を目的として、イベントにおいて福祉団体との連携によるフードドライブを実施しています。

未開封のもの、賞味期限が 1 ヶ月以上あるもの、包装や外装が破損していないものを対象に缶詰や調味料、インスタント・レトルト食品などを持ち込みいただいております。これまでに多くの未利用食品のお持ち込みをいただいております。令和 4 年度には合計 982 個、重量約 187 k g の食品をご提供いただきました。持込いただいた食品は、市内各所のフードバンクや稲城市社会福祉協議会、本市福祉部局等を通じて、支援が必要な方へお渡ししています。



## ⑩ 啓発の充実

広報いなぎや本市ホームページ等による情報発信のほかに、「ごみ・環境だより」や「ごみ・リサイクルカレンダー」による啓発を実施しています。令和 5 年 3 月からは「稲城ごみ分別アプリ」の運用を開始し、ごみ減量や適切な分別に関する啓発の充実を図っています。



稲城ごみ分別アプリ案内

## ⑪ 庁内での率先した取組み

本市では温室効果ガスの発生を少しでも減らすために、令和 5 年 3 月に「第三次稲城市職員エコ・アクションプラン」を定め、率先行動計画に基づく省エネルギーの取組みや資源リサイクルの取組みなどを、一事業者として行っています。

## (4) 清掃事業費の推移

---

本市の清掃事業費の推移を表 2-5 及び図 2-2 に示します。

清掃事業費の合計は年間 13～14 億円前後で推移しており、市民 1 人あたりの 1 年間の清掃事業費は平成 30 年度から令和 4 年度にかけては、919 円増となりました。

清掃事業費の各科目の主な内容は以下のとおりです。

- ・ **一般事務費**

廃棄物減量等推進審議会委員への報酬費や廃棄物減量等推進員への報償費、全事業に共通する消耗品費や郵便料など

- ・ **三多摩は一つなり交流事業**

稲城市民と日の出町民との相互理解を深めることを目的に、清掃工場などの見学会や交流会を行うための交通費、交流費など

- ・ **清掃思想普及事業**

環境美化市民運動、多摩川清掃、三沢川一斉市民清掃ほか地域の環境美化活動におけるごみ収集運搬処理費用など

- ・ **ごみ減量再資源化推進事業**

資源物の収集運搬費用、リユース・リサイクルを推進するために資源物の再選別・洗浄・圧縮・破砕を行う費用など

- ・ **塵芥収集運搬処理事業**

ごみの収集運搬費用、クリーンセンター多摩川でごみの焼却や破砕を行う費用、日の出町にあるエコセメント化施設で焼却灰をエコセメントにリサイクルする費用など

- ・ **し尿収集運搬処理事業**

し尿の汲み取り及び運搬費用、クリーンセンター多摩川での処理費用など

- ・ **浄化槽管理指導事業**

浄化槽汚泥の収集運搬費用、浄化槽の適正な維持管理の啓発費用、クリーンセンター多摩川での処理費用など



表 2-5 清掃事業費の推移

| 科目名 \ 年度                | 平成 30 年度      | 平成 31 年度      | 令和 2 年度       | 令和 3 年度       | 令和 4 年度       |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一般事務費（円）                | 2,263,487     | 2,012,642     | 17,12,889     | 2,114,778     | 2,299,580     |
| 三多摩は一つなり<br>交流事業（円）     | 225,370       | 225,412       | 0             | 0             | 17,732        |
| 清掃思想普及事業（円）             | 5,129,664     | 3,978,674     | 574,199       | 1,935,413     | 4,294,343     |
| ごみ減量再資源化<br>推進事業（円）     | 297,989,967   | 298,390,500   | 354,990,118   | 351,883,159   | 356,843,085   |
| 塵芥収集運搬処理事業（円）           | 870,932,086   | 959,637,150   | 953,377,216   | 951,314,823   | 935,376,286   |
| し尿収集運搬処理事業（円）           | 109,181,169   | 111,092,456   | 101,553,386   | 111,373,546   | 113,936,865   |
| 浄化槽管理指導事業（円）            | 1,887,348     | 1,790,381     | 1,841,788     | 1,664,980     | 1,746,318     |
| 合 計（円）                  | 1,287,609,091 | 1,377,127,215 | 1,414,049,596 | 1,420,286,699 | 1,414,514,209 |
| 人口（10/1 現在）（人）          | 90,464        | 91,339        | 92,051        | 92,891        | 93,354        |
| 市民 1 人あたり<br>清掃事業費（円/人） | 14,233        | 15,077        | 15,362        | 15,290        | 15,152        |

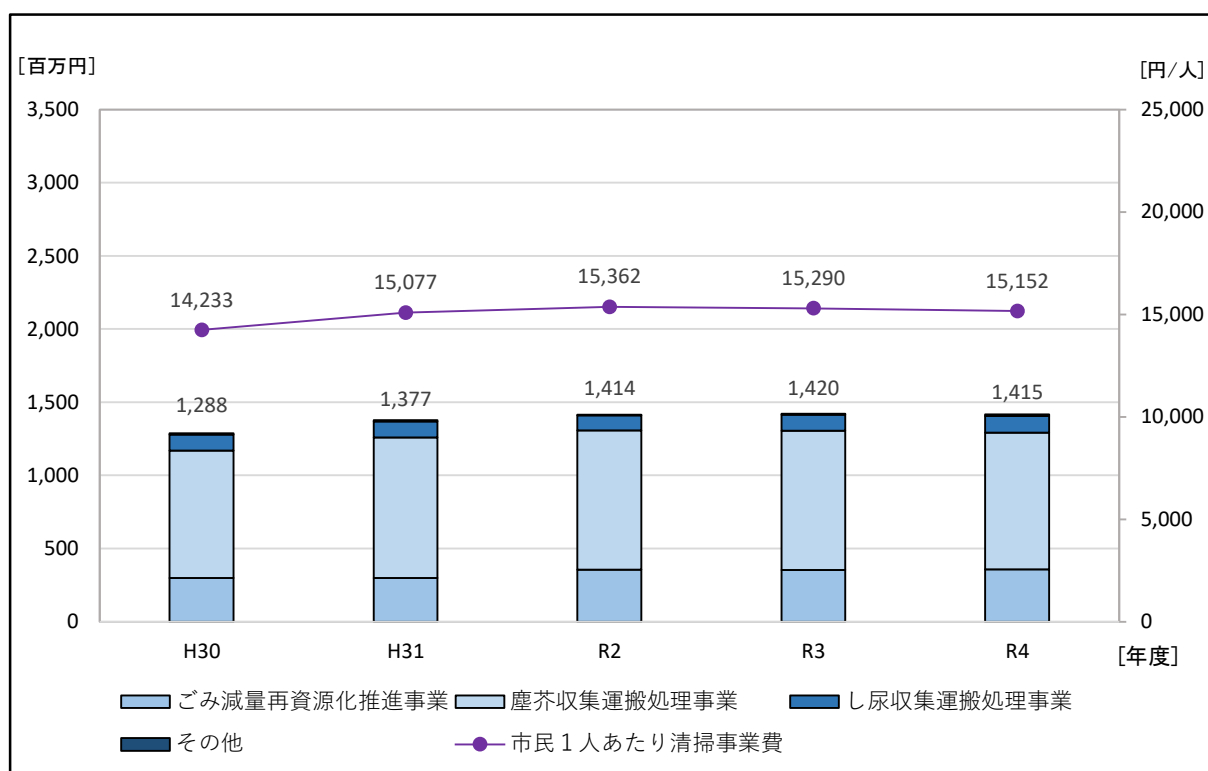


図 2-2 清掃事業費の推移

## (5) ごみ量実績

### ● 総排出量

総排出量の内訳推移を図 2-3 に示します。平成 16 年度の指定収集袋制（有料化）導入以来、人口は大きく増加しているものの総排出量は減少しており、指定収集袋制（有料化）導入によるごみ減量効果が確認できます。一方、平成 25～令和 4 年度は人口が増加傾向にあるものの、総排出量はほぼ一定で推移しています。令和 2 年度は増加幅が高いように見えますが、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の拡大による生活様式の変化や事業活動の縮小の影響を受けていると考えられます。

令和 2 年度に指定収集袋及び持込ごみの手数料が改定されましたが、上述の感染症の影響により、ごみ量減少の効果は確認できず、その影響は明確に読み取れない状況にあります。また、令和 4 年度の総排出量のうち、市収集ごみが約 78%を占めており、家庭から排出されるごみの割合が大きくなっています。図 2-4 に示した 1 人 1 日あたり総排出量は、平成 15 年度から令和 4 年度にかけて 217g/人・日減少しており、ごみや資源物の排出が抑制されています。

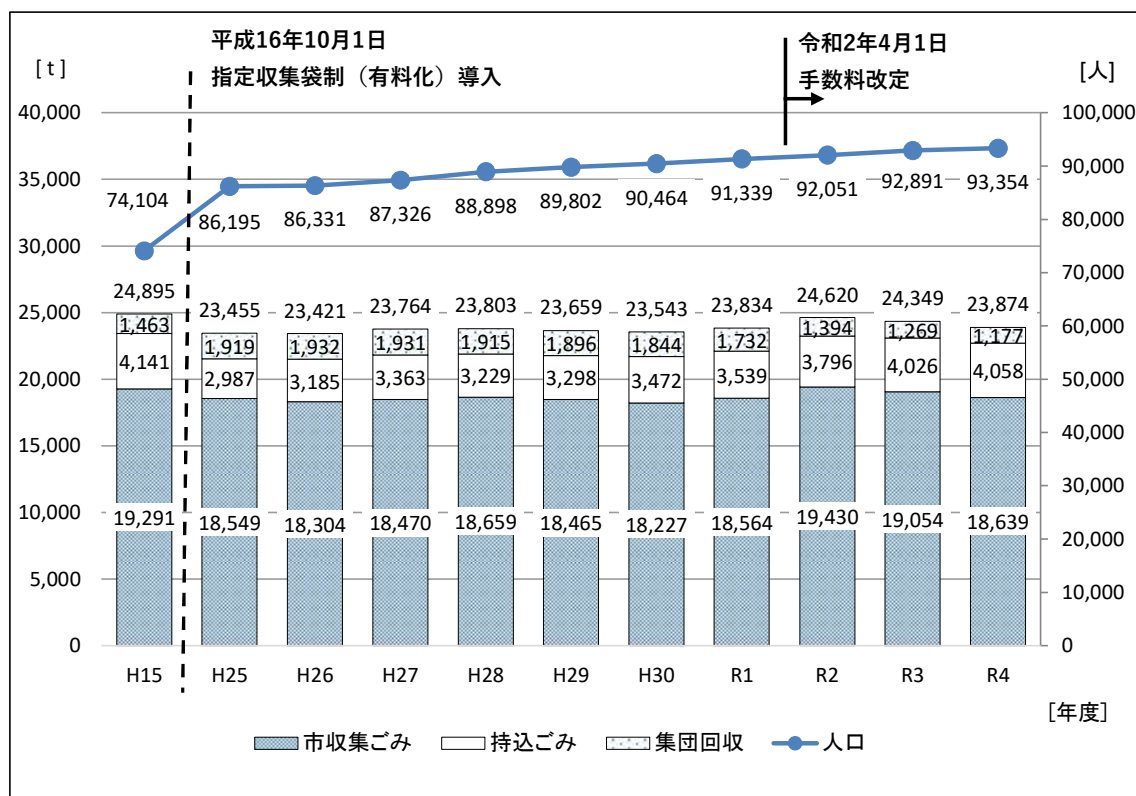


図 2-3 総排出量内訳の推移

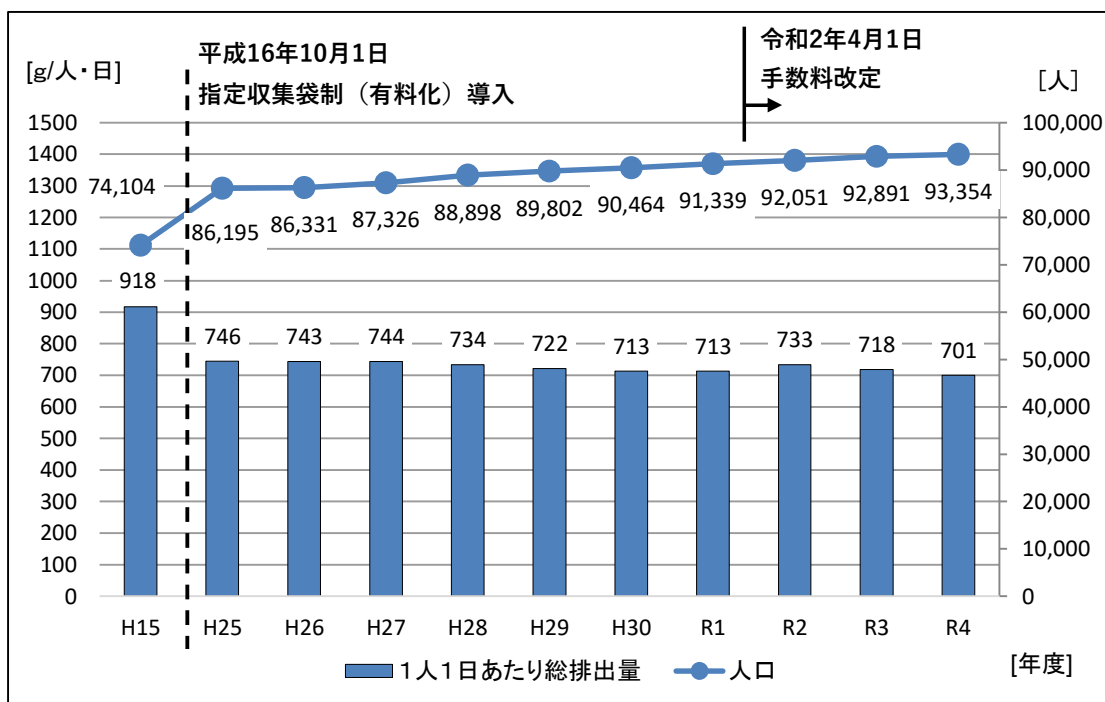


図 2-4 1人1日あたり総排出量の推移

## ● 市収集ごみ内訳

市収集ごみ排出量の内訳の推移を図 2-5 及び図 2-6 に示します。図 2-4 において、1人1日あたりの総排出量が減少傾向にあることを示しましたが、市収集ごみでは1人1日あたりで見ると、特に、燃えるごみが 39g/人・日（約 9%）、燃えないごみが 8g/人・日（約 20%）、平成 25 年度と比較して減少しています。また、総排出量は平成 25 年度と比較して 43g/人・日（約 7%）減少しています。

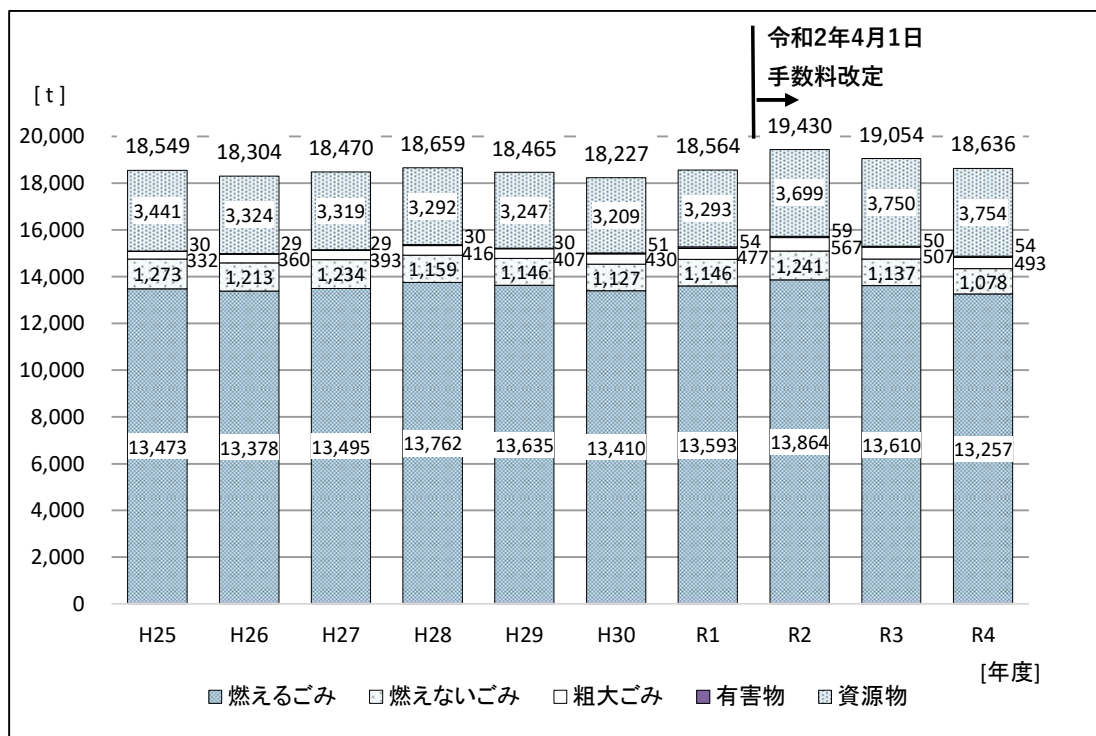
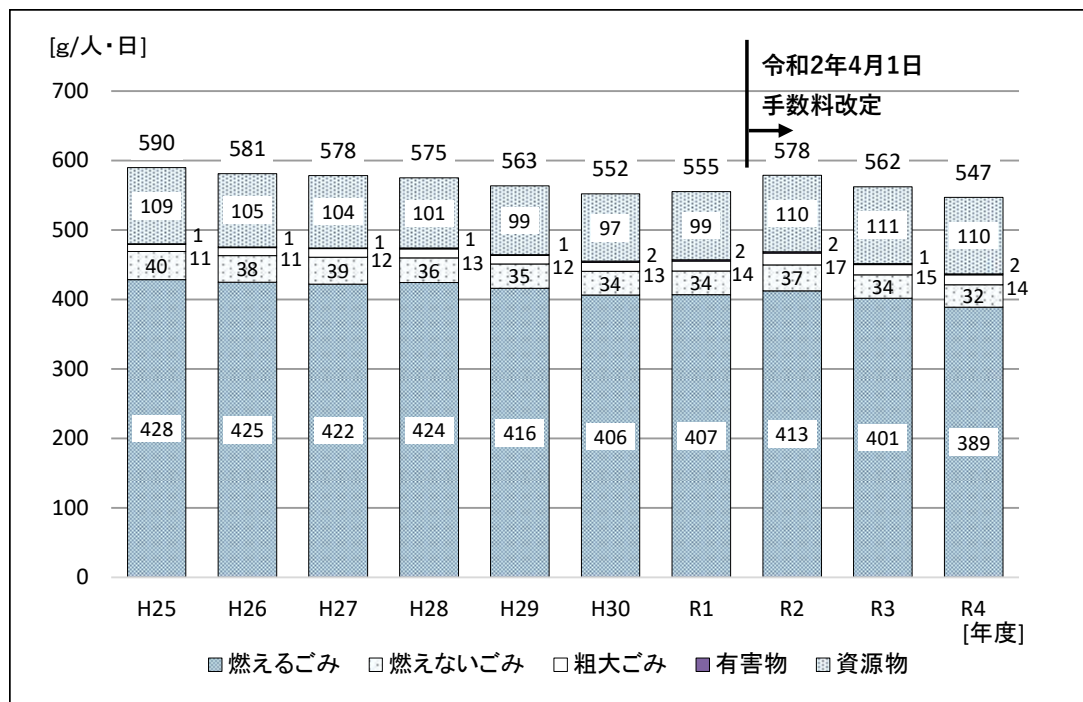


図 2-5 市収集ごみ排出量の内訳の推移



※棒グラフ上の合計値は、種別ごとの四捨五入の関係上、合計があわない場合があります。

図 2-6 1人1日あたり市収集ごみ排出量の内訳の推移

## 市収集資源物内訳

市収集資源物排出量の内訳の推移を図 2-7 に示します。

令和元年度以降は資源物排出量が増加傾向にあり、特に「ダンボール」の排出量は、平成 25 年度と比較して約 312t 増加しており、令和元年度から令和 2 年度にかけては約 183t 増加しています。感染症の影響により、在宅時間が増えたことで、ネットショッピング需要が増えたためと考えられますが、令和 4 年度も高いままとなっています。

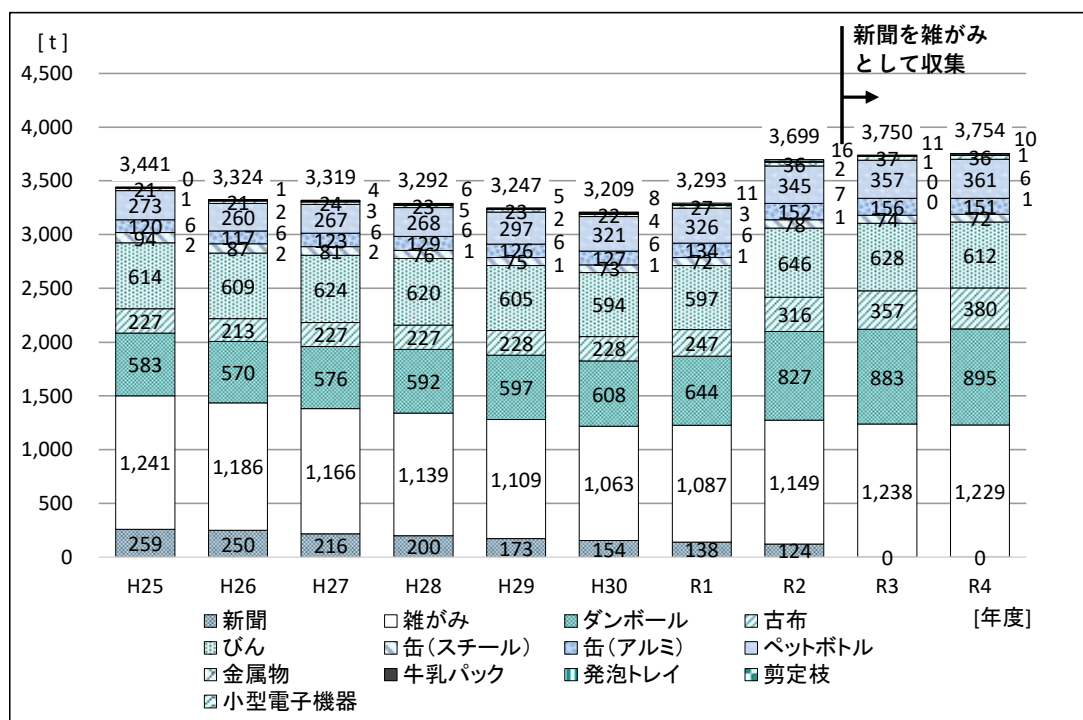


図 2-7 市収集資源物排出量の内訳の推移



## ● 持込ごみ内訳

事業者などがクリーンセンター多摩川へ持ち込んだ持込ごみ排出量の内訳の推移を図 2-8 に示します。

持込ごみ排出量のうち、約 98%（令和 4 年度実績）を燃えるごみが占めています。全体的に増加傾向にあり、平成 25 年度から令和 4 年度にかけて 1,071t 増加しています。

令和 2 年度の手数料改定後も増加傾向は続いています。市収集ごみと同様に、感染症拡大により、家庭から排出されるごみ量が増え、持込ごみの燃えるごみと粗大ごみが増加したことが要因と考えられます。

特に燃えるごみの増加量が多く、平成 25 年度から令和 4 年度で約 35% 増加しています。

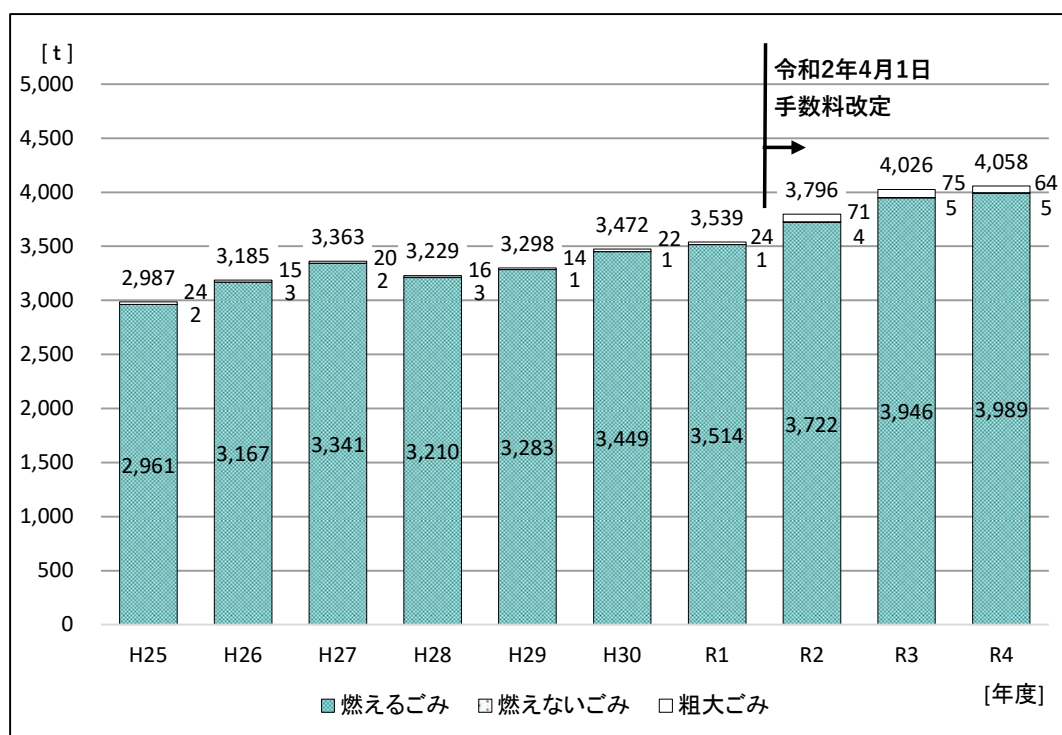


図 2-8 持込ごみ排出量の内訳の推移

## ● 資源化量内訳

資源化量の内訳の推移を図 2-9 に示します。

令和 4 年度における資源化量の内訳は、市収集資源物が約 51%、中間処理後資源化が約 32%、集団回収が約 16%となっています。集団回収は減少傾向にあり、平成 25 年度から令和 4 年度で 729t 減少しています。資源化量全体では令和 2 年度にやや増加していますが、全体的には横ばいの傾向にあります。

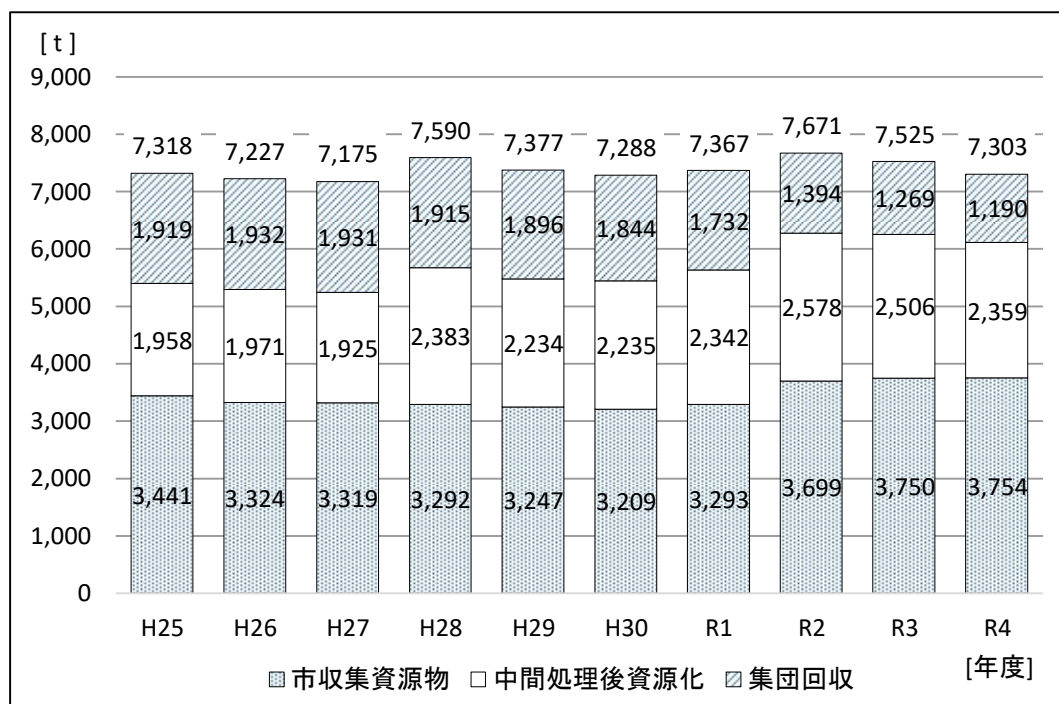


図 2-9 資源化量の内訳の推移

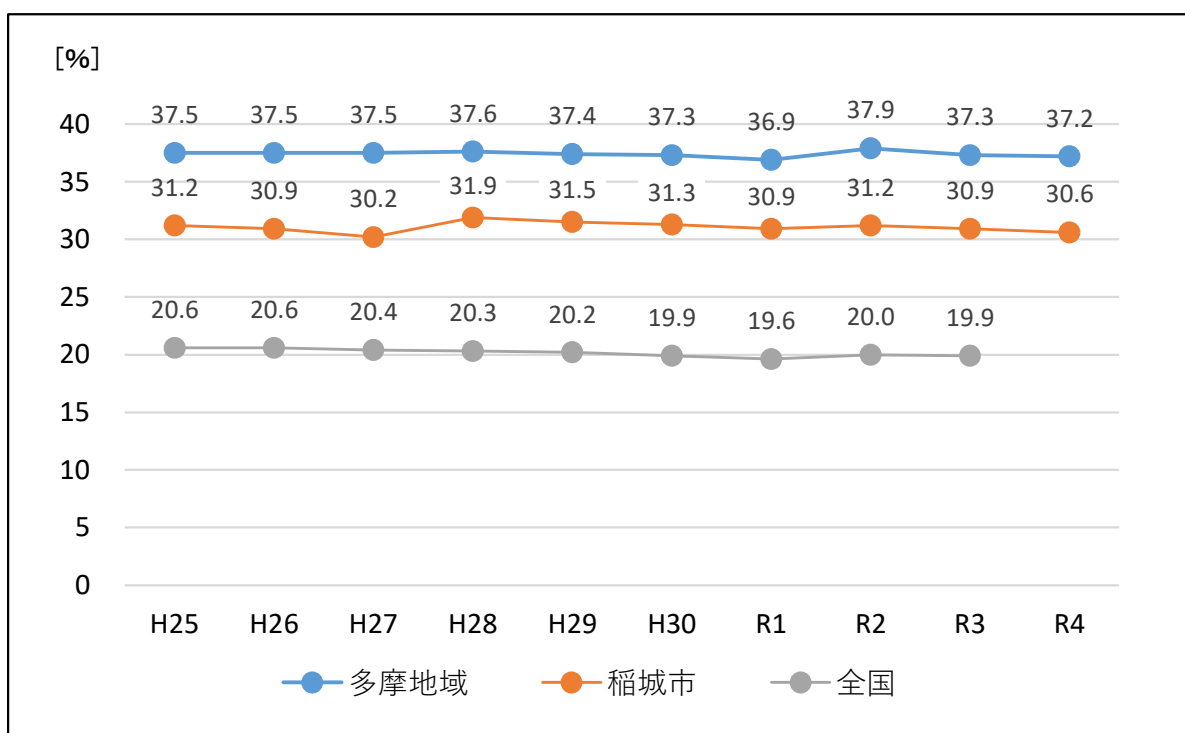
## ● 資源化率

資源化率の推移を図 2-10 に示します。

平成 27 年度まで緩やかな減少傾向でしたが、平成 28 年度に上昇し、平成 29 年度以降はほぼ一定の推移となっています。

これは、平成 28 年 7 月末に多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川の灰溶融処理施設が休止し、焼却対象量に対する焼却残さ発生率が増加、結果としてエコセメント化施設への搬入量が増加したことが要因にあります。

多摩地域、全国の資源化率と比較してみると、多摩地域全体と比べた場合、市の数値は低いように見えますが、全国の数値と比較すると、約 10 ポイント以上資源化率が高いことが分かります。



出典：公益財団法人東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査 2022（令和 4）年度統計  
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 日本の廃棄物処理令和 3 年度版

※各資源化率の算出式

- ・多摩地域：(資源ごみからの資源化量+集団回収量+収集後資源化量) ÷ (総ごみ量+集団回収量)
- ・稲城市：(市収集資源物量+中間処理後資源化量+集団回収量) ÷ (総排出量)
- ・全国：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) ÷ (ごみの総排出量+集団回収量)

図 2-10 資源化率の推移

## (6) ごみ組成分析

### 市収集燃えるごみの組成

令和 5 年度に実施した燃えるごみの組成分析結果（組成別の重さの比率）を図 2-1 1 に示します。

燃えるごみは生ごみが約 44%と最も多く、次いで紙類が約 33%、プラスチック類が約 18%と多くなっています。

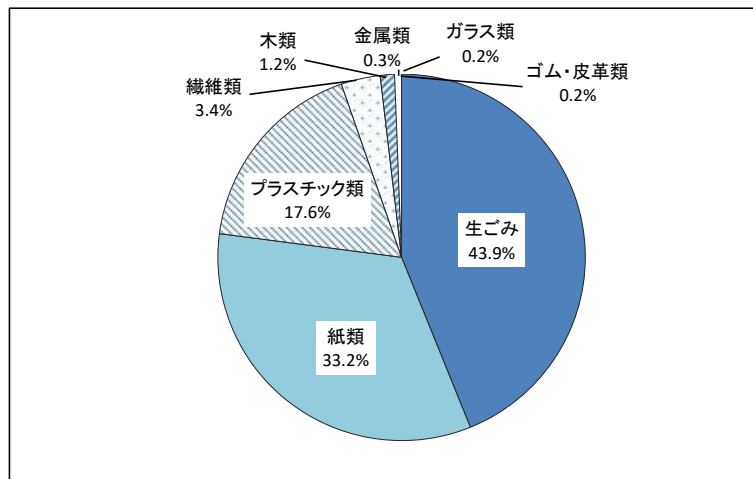


図 2-1 1 市収集燃えるごみの組成(重量構成比%) (令和 5 年度実績：市内 10 地区合計、湿ベース)

さらに「資源化可能物」の混入割合を図 2-1 2 に示します。

燃えるごみは約 76%が適正に排出されていますが、雑がみや新聞・紙パックなどの紙類（約 12%）のほかに、令和 5 年度より分別回収を開始したプラスチック類（約 11%）など、資源化可能物が約 23%混入しており、分別の徹底によりさらなるごみ減量に繋がると考えられます。

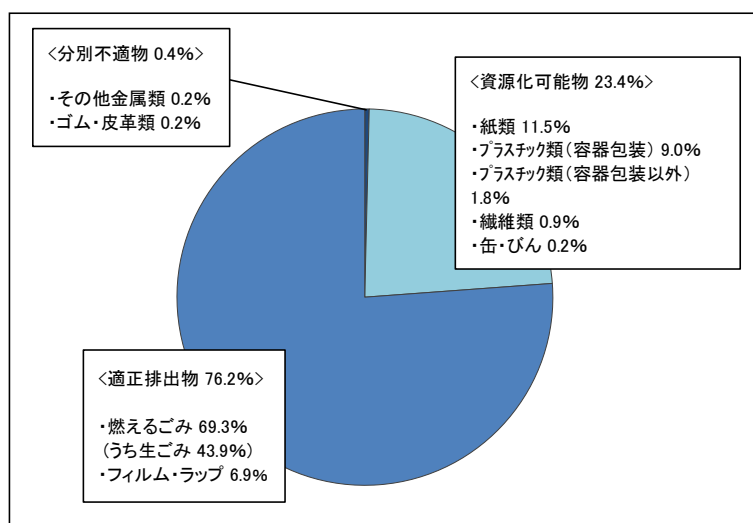


図 2-1 2 市収集燃えるごみへの資源化可能物の混入割合



## ● 市収集燃えないごみの組成

令和 5 年度に実施した燃えないごみの組成分析結果（組成別の重さの比率）を図 2-1 3 に示します。

燃えないごみは金属類が約 34%と最も多く、次いでプラスチック類が約 32%、ゴム・皮革類が約 18%と多くなっています。

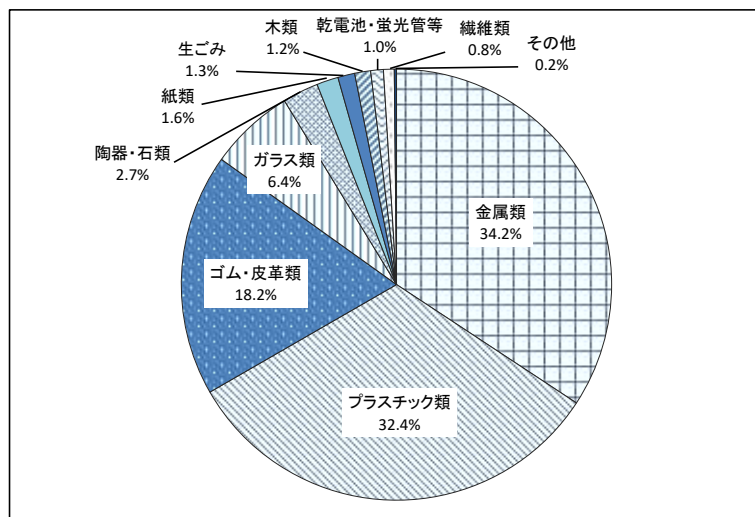


図 2-1 3 市収集燃えないごみの組成 (重量構成比%) (令和 5 年度実績：市内 10 地区合計、湿ベース)

さらに「資源化可能物」の混入割合を図 2-1 4 に示します。

燃えないごみは約 39%が適正に排出されていますが、令和 5 年度より分別回収を開始したプラスチック類（約 32%）のほかに缶・びん（約 7%）など、資源化可能物が約 42%混入しており、分別の徹底によりさらなるごみ減量に繋がると考えられます。

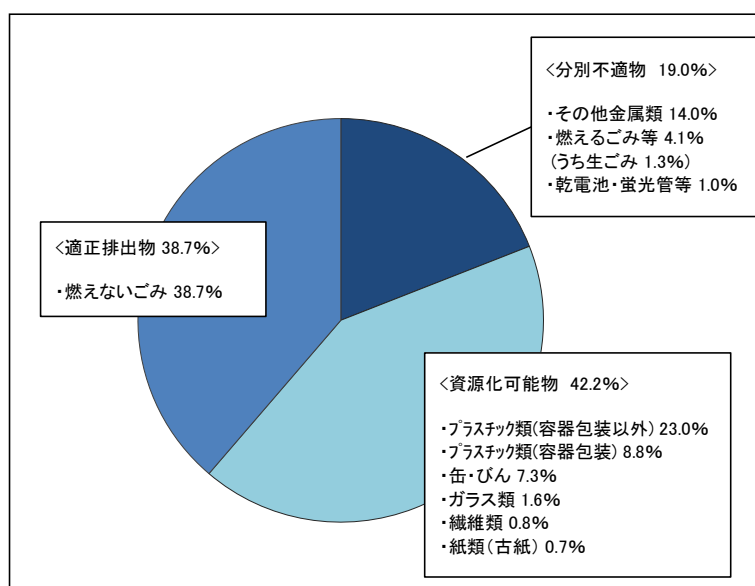


図 2-1 4 市収集燃えないごみへの資源化可能物の混入割合

## 2 処理施設の概要

### (1) 多摩川衛生組合

多摩川衛生組合のごみ処理施設の概要を以下に示します。

ごみ焼却炉については、平成 28 年度に灰溶融炉を休止した後、焼却灰の全量を東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設へ搬出し、エコセメントの原料として資源化しています。

ごみ焼却の余熱は、効果的に利用して発電を行い、所内の動力源として使用しています。また、熱エネルギーは所内の冷暖房に利用するほか、高温水を稲城市立病院や健康プラザに供給しています。

不燃・粗大ごみ処理施設については、搬入されたごみは破碎機にかけて小さくバラバラにしてから、燃えるもの、燃えないもの、リサイクルできるものを選び分け、燃えるごみは焼却ピットに搬送し燃やしています。

現在、多摩川衛生組合清掃工場（クリーンセンター多摩川）は、平成 10 年 3 月の竣工から令和 5 年度までで 26 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。多摩川衛生組合では、平成 27 年度に現有施設の延命化の方針を決め、大規模な基幹的設備の更新などを行う「施設延命化工事」として、ごみ焼却処理施設、建物（管理棟・工場棟）、建築設備を対象に令和 4 年度から令和 7 年度に実施することで、清掃工場の運用を廃棄物処理施設の一般的な耐用年数である 25 年間から 40 年間に延命することとしています。

表 2-6 多摩川衛生組合ごみ処理施設「クリーンセンター多摩川」の概要

| 種 別             | 形 式        | 能力（設備）                            | 稼動年月        |
|-----------------|------------|-----------------------------------|-------------|
| ごみ焼却炉           | ストーカ式全連続燃焼 | 450 t / 日<br>(150 t / 24 h × 3 基) | 平成 10 年 4 月 |
| 灰溶融炉<br>【休止中】   | アーク式電気溶融   | 50 t / 日<br>(25 t / 24 h × 2 基)   | 平成 10 年 4 月 |
| 不燃・粗大<br>ごみ処理施設 | 回転衝撃式      | 50 t / 5 h<br>(50 t / 5 h × 1 基)  | 平成 10 年 4 月 |

## (2) 東京たま広域資源循環組合

東京たま広域資源循環組合の最終処分場及びエコセメント化施設の概要を以下に示します。

二ツ塚廃棄物広域処分場は、当時としては国内最高水準の設備・システムを備えた管理型の最終処分場で、徹底した安全管理を行っています（なお、既に埋め立てを終了し、自然の再生を進めている谷戸沢処分場もあります）。

また、焼却灰の資源化・有効利用を図るため、二ツ塚廃棄物広域処分場内にてエコセメント化施設が平成 18 年から稼働し、搬入された可燃ごみの焼却灰の全量をセメントの材料としてリサイクルしています。これにより、それまで埋め立てていた焼却灰をリサイクルすることにより、二ツ塚廃棄物広域処分場の使用期間を延ばすことが可能となりました。

さらに、多摩地域 25 市 1 町の不燃残渣リサイクルの取組み強化により、平成 30 年 4 月以降は「埋立ゼロ」を継続しています。

表 2-7 東京たま広域資源循環組合「二ツ塚廃棄物広域処分場」の概要

| 種 別   | 用地面積     | 全体埋立容量                   | 埋立期間                            |
|-------|----------|--------------------------|---------------------------------|
| 最終処分場 | 約 59.1ha | 3,700,000 m <sup>3</sup> | 平成 10 年 1 月～<br>令和 10 年 3 月（予定） |

※埋立期間は政令に基づく届出の期間であり、実際の埋立完了時期を示すものではない。

表 2-8 東京たま広域資源循環組合「エコセメント化施設」の概要

| 種 別                      | 施設規模                                   | 処理対象物 | 稼働開始年月      |
|--------------------------|----------------------------------------|-------|-------------|
| エコセメント化施設<br>(焼却灰の資源化施設) | 約 300 t/日<br>(エコセメント生産<br>量：約 430 t/日) | 焼却残渣  | 平成 18 年 7 月 |

### 3 課題の整理

計画策定にあたり、施策へ反映する必要のあるごみ処理の課題について、5つの項目ごとに整理します。

#### (1) ごみ・資源物の排出量実績に基づく課題

---

##### ① 家庭系ごみの減量・資源化に係る課題

1人1日あたりごみ排出量（家庭系燃えるごみ・燃えないごみ）は、第二次計画で設定した令和5年度目標値「440g／人・日以下」を令和4年度「421g／人・日」時点ですでに達成はしているものの、平成30年度以降、燃えるごみ量が下げ止まり、燃えないごみ量はほぼ横ばいとなっています。また、資源化率は平成29年度以降ほぼ一定の推移で、第二次計画の令和5年度目標「33%以上」を達成していません（令和4年度実績「30.8%」）。令和5年度より分別区分が増えたことにより、今後はごみ量の減少及び資源物量の増加が見込まれますが、発生抑制及び排出抑制と分別区分の周知徹底による資源化率の向上を図る必要があります。

##### ② 事業系ごみの減量・資源化に係る課題

持込ごみ量のうち、ほぼ全量が事業系ごみですが、全体的に増加傾向にあり、平成25年度から令和4年度にかけて1,071t増加しています。ごみ減量・資源化の推進に向けて、必要性を認識してもらい、それらに取り組む協力事業者を増やす必要があります。自己処理や業者契約できない少量に限り市収集を利用する事業者に対しては、分別ルール<sup>1</sup>の周知徹底を行う必要があります。また、許可業者を利用する事業者に対しても、情報提供・啓発等により意識向上を図り、資源化を促す必要があります。

#### (2) 市民のごみ排出等の状況に基づく課題

---

市民の資源物の排出量やごみ組成分析の結果から浮かび上がる分別についての課題について整理します。

##### ① プラスチックごみ等の分別収集に係る課題

令和5年度よりプラスチック、ガラス類・陶磁器類のごみの収集区分が変更となりました。これまで燃えるごみ、燃えないごみに含まれていたプラスチックごみが資源ごみとして収集されます。本市の資源化率は、令和4年度時点で30.6%と多摩地域の平均値37.2%に比べ低い数値となっていました<sup>2</sup>が、今後は数値の上昇が期待できます。しかし、収集区分が変更になってから間もないため、収集区分変更後の分別方法が十分に市民に浸透していないことから、資源化率向上のためにもさらなるプラスチック等の分別方法の周知を徹底していく必要があります。

## ② 組成分析結果から

ごみ組成分析の結果から、燃えるごみは約 23%、燃えないごみは約 42%資源化可能物が含まれていました。燃えるごみの中には主に紙類やプラスチック類が資源化可能物として含まれており、燃えないごみについても約 30%以上プラスチック類が含まれています。

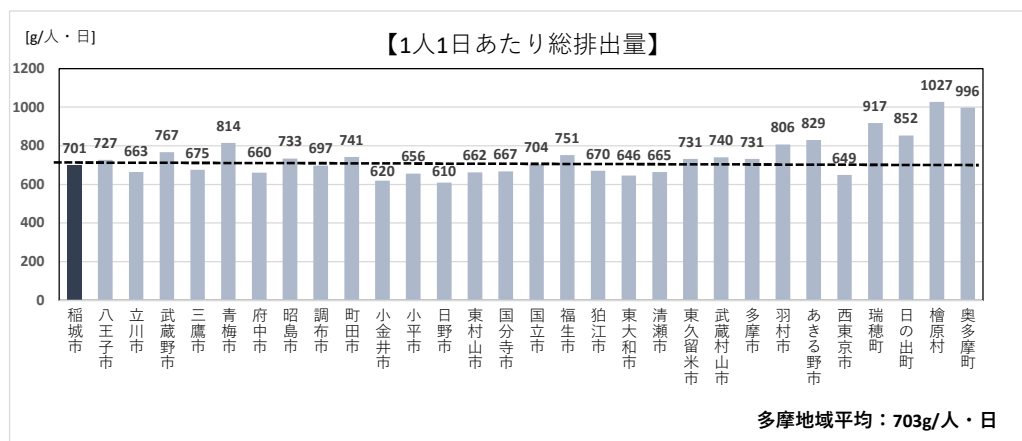
令和 4 年度まで、プラスチック類は焼却によるサーマルリサイクルを実施してきましたが、令和 5 年度より資源として回収し、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルを実施することで、地球環境への負担をさらに少なくすることを目指しています。今後は、プラスチックごみの分別についてさらに市民理解を深めるとともに分別ルールの周知を浸透させ、適正排出による資源化量の増加を図る必要があります。

また、燃えるごみについては生ごみが 43.9%を占めています。生ごみの水切りや食品ロスの削減についての取組み意識を広めることで、ごみ量を削減する必要があります。

その他、紙類や繊維類、缶・びん、ガラス類についても、再度分別排出への協力を呼び掛けることで資源化量の増加を図る必要があります。

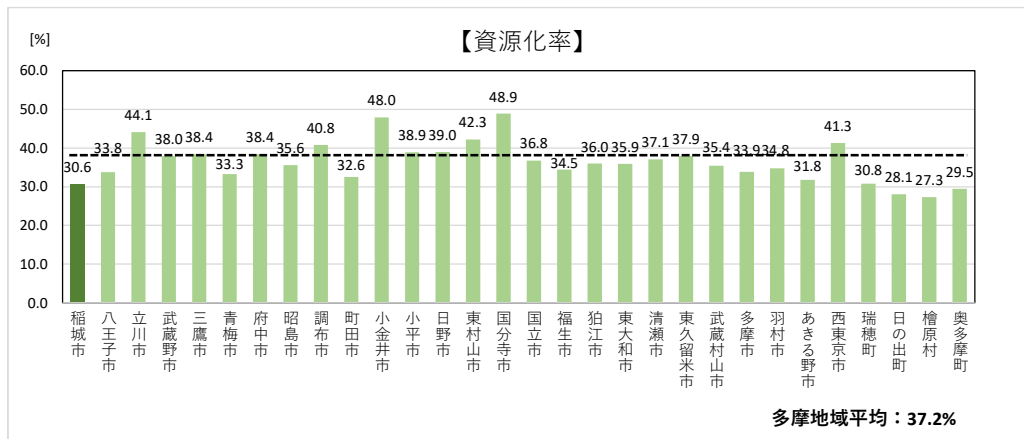
## (3) 多摩地域のごみ処理の現況との比較に基づく課題

集団回収を含む 1 人 1 日あたり総排出量については、本市の令和 4 年度実績 701g は多摩地域市町村の平均（以下、図中においては「多摩地域平均」とする。いずれも令和 4 年度実績値。）703g をわずかに下回っていますが、資源化率 30.6%は多摩地域市町村の平均 37.2%に届いていないことから、近隣の自治体の取組みを参考にしながら、ごみ減量の推進及び資源化率の向上を目指す必要があります。



出典：公益財団法人東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査 2022（令和 4）年度統計

図 2-15 多摩地域市町村の 1 人 1 日あたり総排出量



出典：公益財団法人 東京市町村自治調査会 多摩地域ごみ実態調査 2022（令和 4）年度統計

図 2-16 多摩地域市町村の資源化率

#### （４）市実施施策の実績からの課題

本市により現在までに実施されている各種施策の実績を評価する中で浮かび上がった課題について整理します。

##### ① 集団回収の現状維持

資源集団回収については、ライフスタイルの変化などを考慮し、現状維持にとどめる方針とし、安定的な回収が確保されるよう、回収業者の紹介など実施団体を支援していく必要があります。

##### ② 収集運搬の効率化

ごみの収集コスト削減のため、収集運搬の効率化を推進する必要があり、令和 5 年度よりプラスチックごみとガラス類・陶磁器類の分別回収が開始したことで今後減量が予想できる不燃ごみの収集回数を検討します。一方で、拠点収集している資源物について、台風等災害時に回収かごが飛散する恐れがあるため、戸別収集に移行することも検討する必要があります。あわせて、シュレッダー紙のように、回収時に袋が破裂する恐れがあるものについても回収方法を検討する必要があります。

##### ③ 分別方法の検討

家庭から排出される剪定枝のチップ化については、利用者の減少や持込場所までの運搬が困難なことから、燃えるごみでの回収のみにする等、分別方法を検討する必要があります。

また、年に数回、異物混入事例（フロンガス充填用ボンベ等）やリチウムイオン電池等が原因と考えられる小火が発生していることも踏まえ、許可業者・排出事業者へ分別徹底と適正排出を促す必要があります。

#### ④ 安定的な処理施設の管理運営

##### ● 多摩川衛生組合

多摩川衛生組合の清掃工場（クリーンセンター多摩川）は、稼働開始から令和 5 年度までで 27 年を迎え、施設の老朽化が進んでいるため「施設延命化工事」を実施中です。

ごみ焼却施設、建物（管理棟・工場棟）、建築設備を対象に、清掃工場の運用を廃棄物処理施設の一般的な耐用年数である 25 年間から 40 年間に延命化を行い、その後も適切な維持管理を行うことにより長期に施設性能を維持していく必要があります。

また、不燃・粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設については、延命化工事の対象外であるため、今後も定期的な維持管理補修を継続して行う必要があります。

##### ● 東京たま広域資源循環組合

東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設は、平成 18 年の竣工から令和 5 年度までで 17 年が経過しており、計画的に設備・機器の補修・改造等が行われているものの、今後経年劣化が進行していくことが想定されます。

このような状況を受け、「東京たま広域資源循環組合運営計画検討委員会」が設立され、令和 8 年度以降の焼却残渣の処理方針として、「エコセメント事業の継続（現状更新）案」が採択されました。今後も処分場やエコセメント化施設を継続していくためには、この処理方針に基づき、定期的な工事や補修をしていく必要があります。



## (5) アンケート結果からの課題

令和 4 年 8 月、市民と事業者のごみに関する意識・行動を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、本市のごみ処理施策についてのアンケートを市内 1,000 世帯、市内事業者 200 社に対して実施しました（無作為抽出）。ここでは、アンケートの結果から、特に抽出すべき事項を課題とします。

**家庭系アンケート結果（問 1）**によると、燃えるごみ・燃えないごみとして排出されている割合が高い資源物は「金属物：約 34%」、「発泡トレイ・スチロール：約 33%」、「牛乳パック：約 30%」、「ざつ紙：約 21%」となっています。適正な分別排出を促すために、よりわかりやすい分別方法の周知等が必要です。

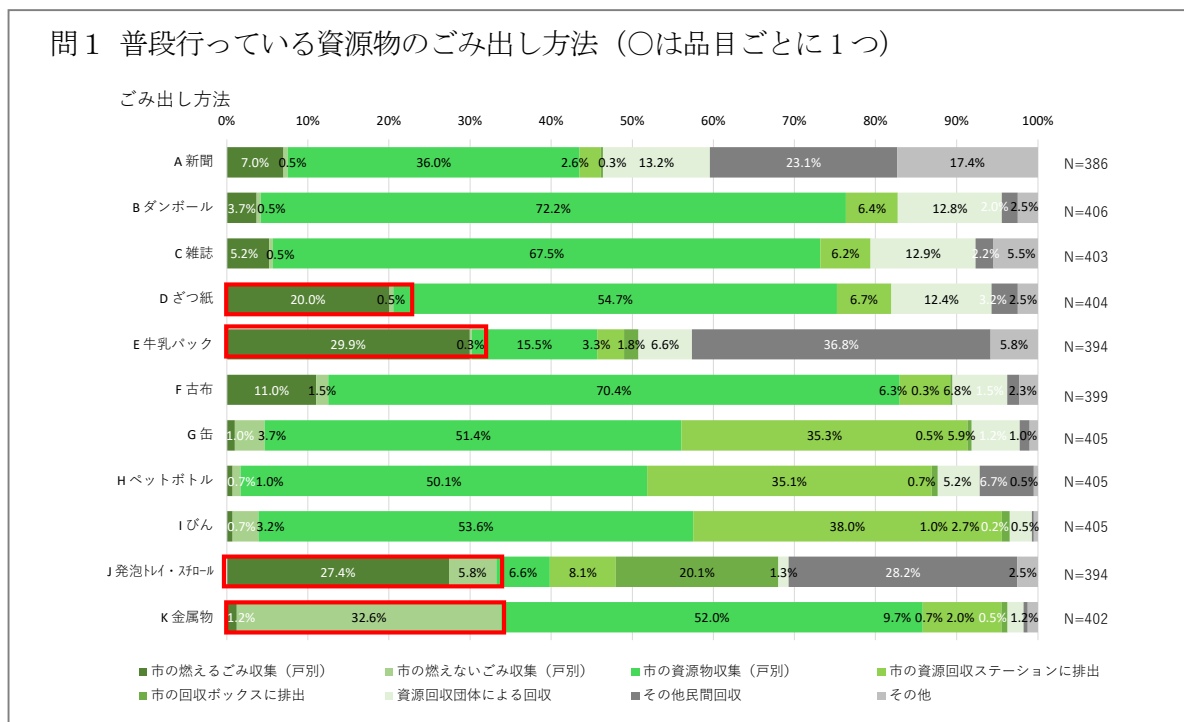


図 2-17 アンケート結果（普段行っている資源物のごみ出し方法）

家庭系アンケート結果（問 7-1）によると、本市の広報・啓発の方法・頻度が少ないと回答した方が、充実してほしいものについて、「広報いなぎ：43.8%」、「ごみ・リサイクルカレンダー：40.0%」、「稲城市ホームページ：27.5%」となっているため、市民の意向に合わせた啓発活動が必要です。

問 7-1 問 7 にて、本市の広報・啓発の方法・頻度が少ないと回答した方が、充実してほしいもの（該当するもの全てに○）

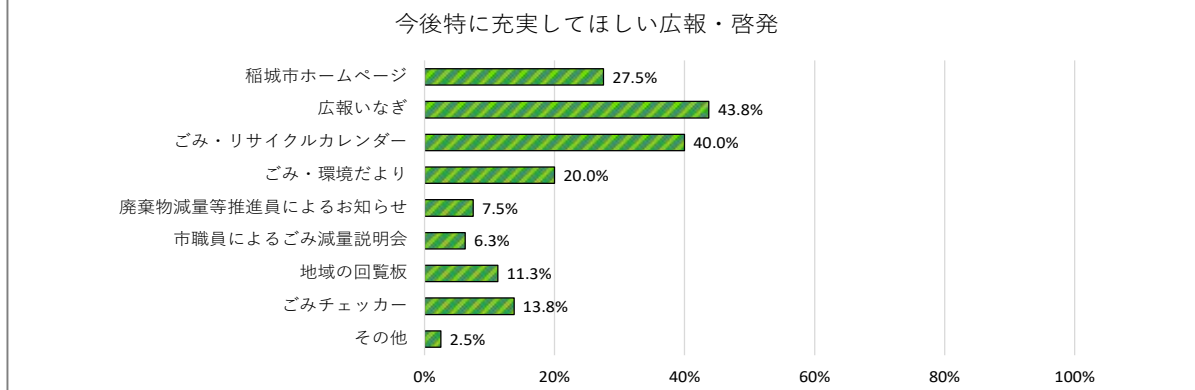


図 2-18 アンケート結果（本市の広報・啓発の方法・頻度が少ないと回答した方が、充実してほしいもの）

事業系アンケート結果（問 1 ※資源物のみ抜粋）によると、資源物のうち、市収集の可燃ごみもしくは不燃ごみとして排出しているものとして割合が高いのは「OA 用紙・コピー用紙：可燃 23.2%」、「容器や包装等の紙類：可燃 37.5%、不燃 2.5%」、「発泡スチロール：可燃 25.0%、不燃 5.0%」となっているため、分別方法の周知等、資源化の促進に向けた取り組みが必要です。

問 1 事業所から排出されるごみ・資源物の排出方法（○は品目ごとに1つ）

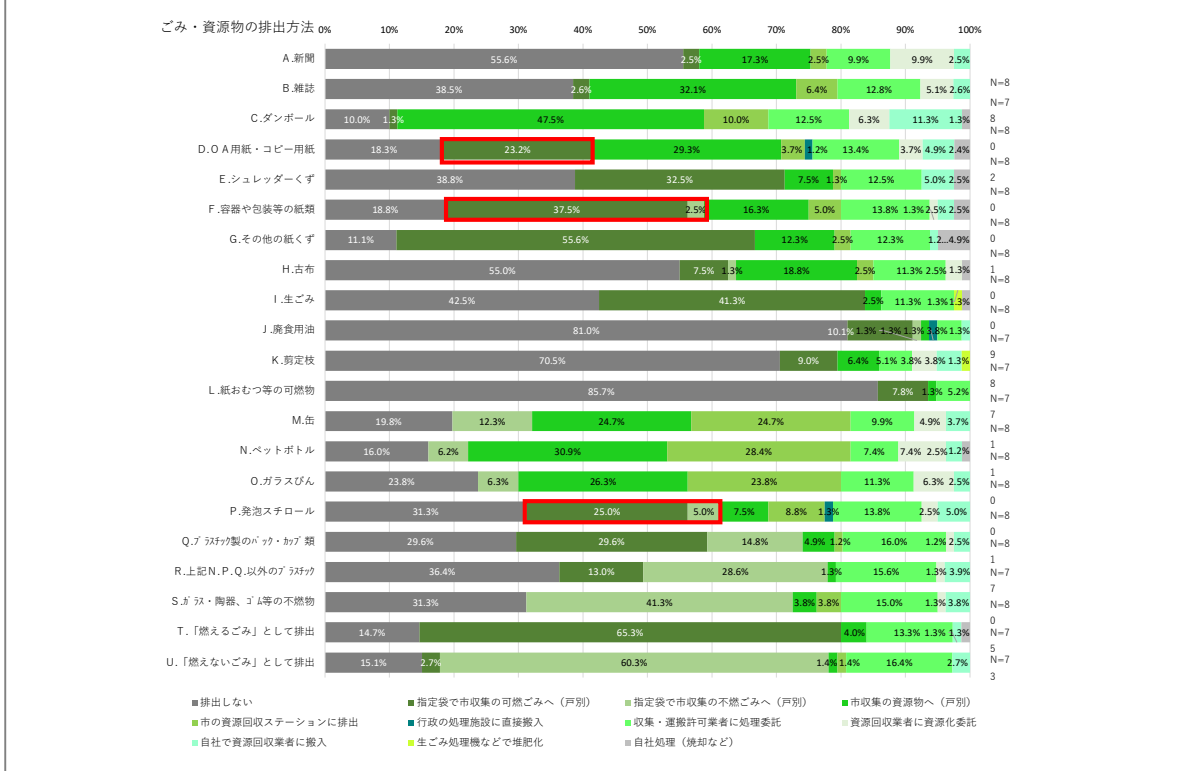


図 2-19 アンケート結果（事業所から排出されるごみ・資源物の排出方法）

事業系アンケート結果（問 3）によると、ごみ減量・資源化のための取組みについて、「特に何も取り組んでいない：9.5%」事業所があるため、意識向上のための取組みが必要です。

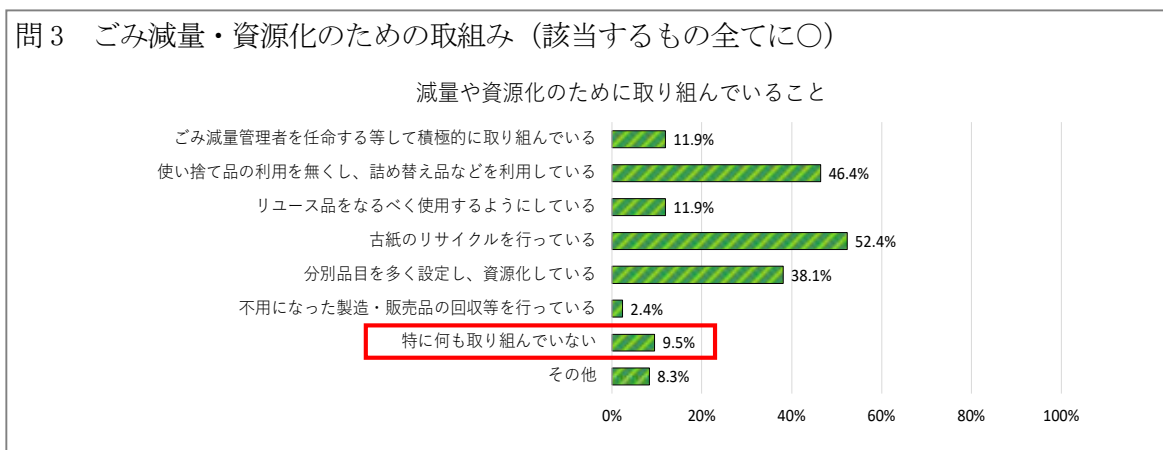


図 2-20 アンケート結果（ごみ減量・資源化のための取組み）

事業系アンケート結果（問 5）によると、排出抑制や資源化に取組み、どの程度減らすことが可能かについて、「1 割程度は減らせる：51.4%」が最も多い一方で、「減量は困難である：29.2%」という回答も一定数あり、簡単な取組みから 1 つでも実施してもらえるような周知が必要です。

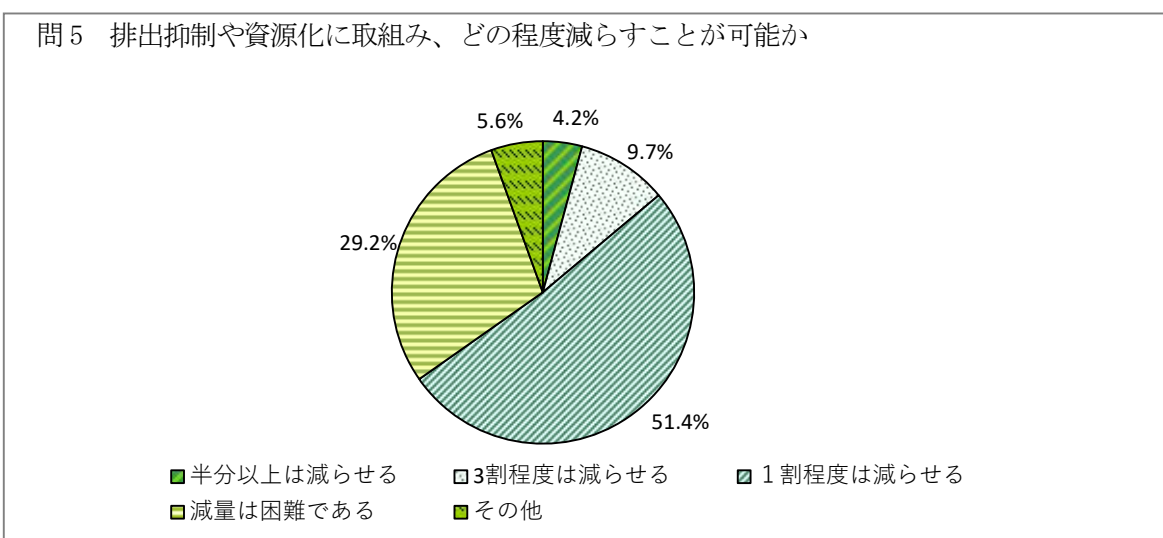


図 2-21 アンケート結果（排出抑制や資源化に取組み、どの程度減らすことが可能か）

## 第2節 ごみ処理基本計画の理念と目標

### 1 基本理念

本市を取り巻く一般廃棄物処理の現状と課題を踏まえ、本計画を進めるうえでの基本理念を定めます。

ファイブアール プラス ワン

5 R + 1 [協働]の推進による循環型まちづくり

図 2-2 2 基本理念

これまでの大量生産・大量消費型の経済から生じる廃棄物は、環境への悪影響や資源の浪費、エネルギー消費といった問題を引き起こす可能性があります。そのため、廃棄物の発生・排出自体を減らし、再使用や再資源化を促進することが重要となってきます。また、国連が掲げる「持続可能な開発目標（SDGs）」を達成するためにも、ごみ減量や資源・エネルギーの有効活用は必須の課題となっています。これらも踏まえ、今後は環境への負荷を減らし、持続的な発展をめざす「循環型社会」という考え方（5 R + 1 [協働]の推進による循環型まちづくり）のもとに、市は市民や事業者等と協働し、5 Rの取組みを進める必要があります。

### 2 基本方針（5 R + 1）

基本理念を実現するため、「5 R + 1 [協働]」の各取組みを基本方針とします。

#### 1. Refuse リフューズ 断る…発生抑制の推進

マイバッグを使いレジ袋を断る  
本当に必要か考える



#### 2. Reduce リデュース 減らす…排出抑制の推進

詰替えできる商品を選ぶ  
生ごみは水切りをする  
食品ロスの削減



### 3. Reuse リユース 再び使う…再使用の推進

製品や容器をくり返し使う  
修理して長く使う



### 4. Recycle リサイクル 資源にする…再資源化の推進

資源物(プラスチックごみ・ガラス類・陶磁器類等)は  
分別して出す  
リサイクル製品を買う



### 5. Respect リスペクト 物や生産者へ敬意を表し、大切にする

使っている物や作った人に敬意を持つ  
物が長く使えるよう、大切に扱う  
食べられるところは使い切る・食べ切る



### 6. Cooperation コオペレーション 協働

**市民・事業者** 一人一人がライフスタイル、ビジネススタイルを見直し、  
ごみの減量や分別を主体的に実行

**市** 関係主体と連携しルールを整備、施策を掲げ後ろ盾となる



5 つめのR (Respect) として「物を大切にする意識」を持ち、それぞれが自らの役割を果たすことで着実に5 Rの取組みを実践し、循環型社会の実現(5 R + 1[協働]の推進による循環型まちづくり)をめざします。

### 3 数値目標

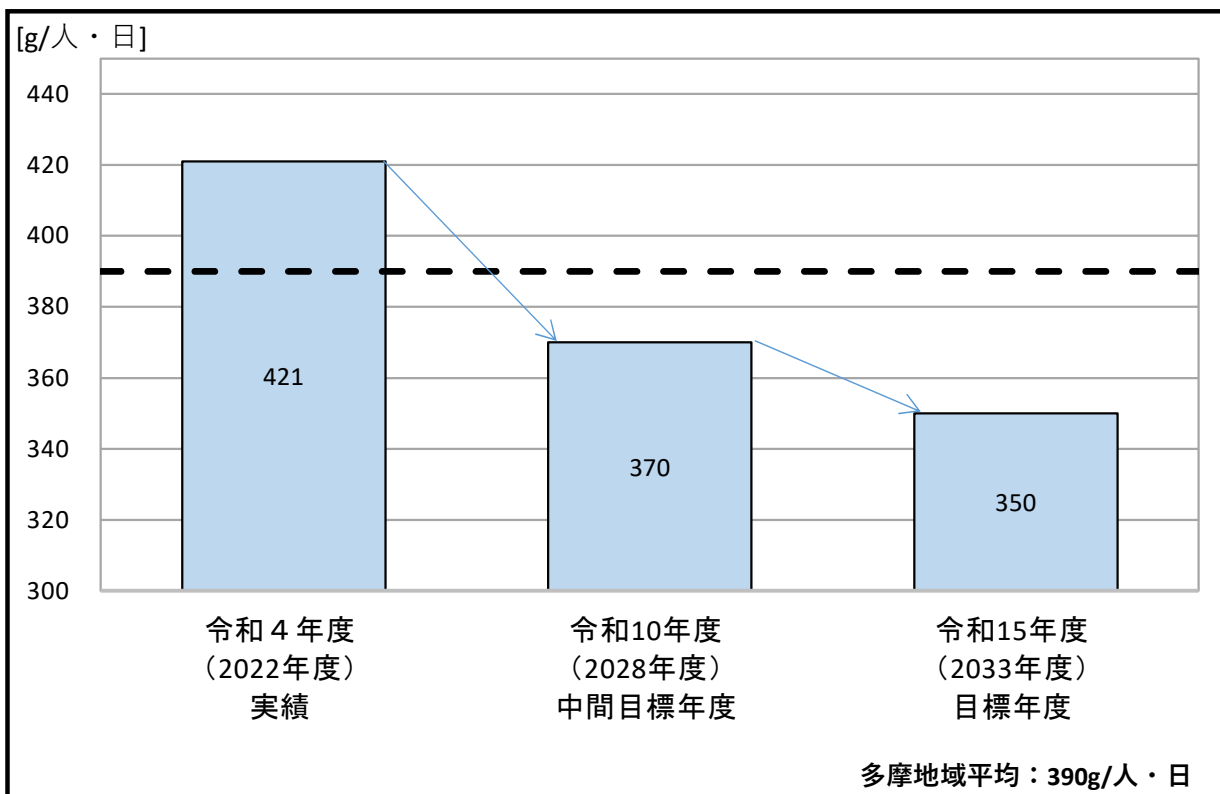
令和 15 年度を目標年度として本市のごみ処理の特徴に対応した目標値を設定します。本計画で定めた各施策（第 3 節）を確実に実行することにより、目標達成をめざします。

表 2-9 ごみ処理基本計画の数値目標

|       | 指 標                                               | 実績<br>令和 4 年度<br>(2022 年度) | 中間目標年度<br>令和 10 年度<br>(2028 年度) | 目標年度<br>令和 15 年度<br>(2033 年度) |
|-------|---------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 数値目標① | 1 人 1 日あたりごみ排出量<br>(燃えるごみ、燃えないごみ)                 | 421 g                      | 370 g 以下<br>R4 比<br>約 12%減      | 350 g 以下<br>R10 比<br>約 5%減    |
| 数値目標② | 1 人 1 日あたり総排出量<br>(資源含む市収集ごみ・資源物、<br>持込ごみ、集団回収の計) | 701 g                      | 670 g 以下<br>R4 比<br>約 4%減       | 650 g 以下<br>R10 比<br>約 3%減    |
| 数値目標③ | 資源化率<br>(市収集資源物＋集団回収＋中間処<br>理後の資源化量) ÷ (総排出量)     | 30.6%                      | 35%以上<br>R4 比<br>4.4 ポイント増      | 37%以上<br>R10 比<br>2 ポイント増     |

#### 数値目標① 1人1日あたりごみ排出量(燃えるごみ、燃えないごみ)

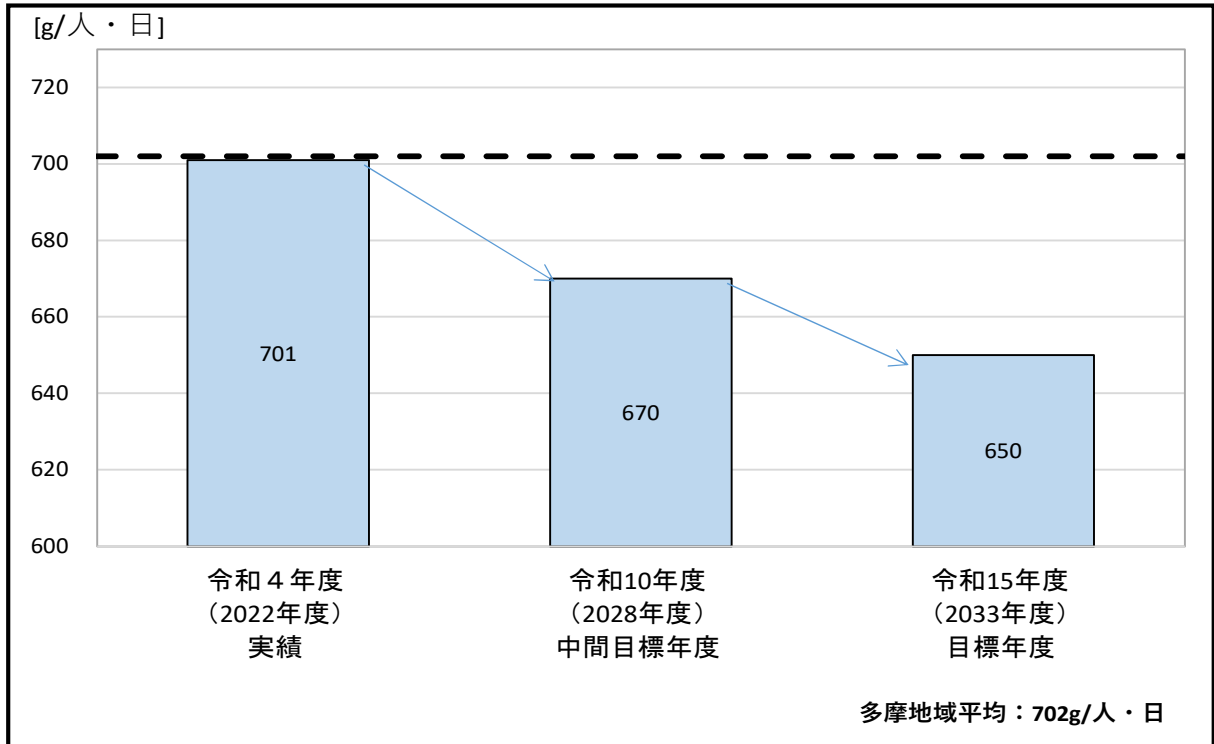
市民 1 人 1 日あたりの家庭からの燃えるごみと燃えないごみの排出量を、令和 4 年度（2022 年度）の 421 g から、令和 15 年度（2033 年度）までに 71 g 以上削減し、350 g 以下をめざします。



## 数値目標② 1人1日あたり総排出量

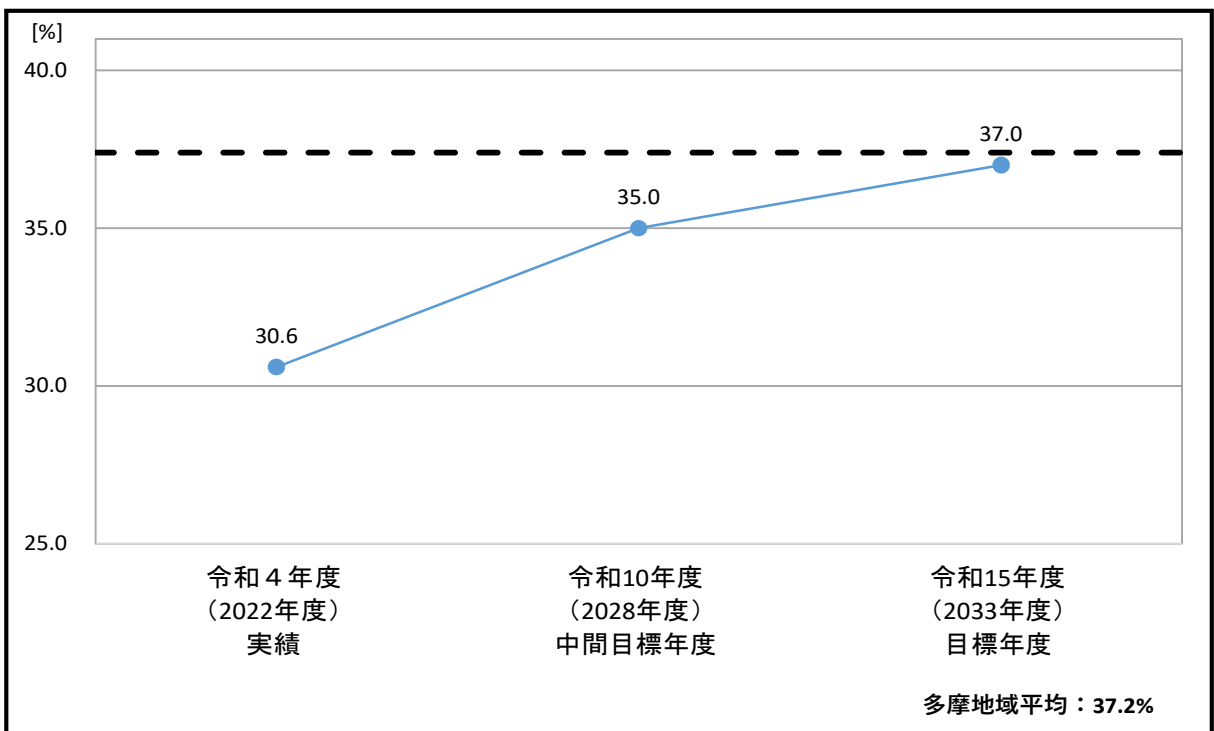
(資源含む市収集ごみ、持込ごみ、集団回収の計)

市民1人1日あたりの資源物を含む市収集ごみ、持込ごみ、集団回収量の排出量を、令和4年度(2022年度)の701gから、令和15年度(2033年度)までに51g以上削減し、650g以下にすることをめざします。



## 数値目標③ 資源化率

資源化率を、令和4年度(2022年度)の30.6%から、令和15年度(2033年度)までに6.4ポイント以上増加させ、37%以上にすることをめざします。





## 第3節 ごみ処理基本計画の施策展開

### 1 施策体系と関連する SDGs のゴール

本市では、基本理念や基本方針、数値目標を達成するために、以下の施策体系にある具体的な施策を推進していきます。関連する SDGs のゴールもあわせて示します。

| 段階                 | 施策の分類       | 施策                  |
|--------------------|-------------|---------------------|
| 発生抑制、排出抑制、再使用、再資源化 | 1.情報発信・啓発   | 1.広報等による啓発          |
|                    |             | 2.環境学習等の機会の充実       |
|                    | 2.協働の取組み    | 3.協働事業の拡充           |
|                    |             | 4.環境美化活動            |
|                    | 3.家庭ごみ      | 5.発生抑制、排出抑制、再使用の促進  |
|                    |             | 6.資源化の促進            |
|                    |             | 7.家庭ごみの有料化継続        |
|                    | 4.事業系ごみ     | 8.事業者への啓発・指導        |
|                    |             | 9.減量及び資源化の促進        |
|                    |             | 10.手数料の適正化に向けた検討    |
| 収集・運搬              | 5.収集・運搬     | 11.効率的な収集体制の確保      |
| 処理・処分              | 6.中間処理・最終処分 | 12.適正な中間処理と安定的な管理運営 |
|                    |             | 13.埋立処分量ゼロの継続       |

| 取組み項目                                                                                                                                    | ★：重点施策 | 貢献する SDGs                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1-1 広報いなぎ、本市ホームページ等による情報発信<br>1-2 ごみ・リサイクルカレンダー等の配布★<br>1-3 対象を絞った啓発活動★<br>1-4 ごみ分別アプリ、メディアを利用した啓発の充実                                    |        | 12 つくる責任<br>つかう責任                                                                                               |
| 2-1 ごみに関する環境学習・情報発信の場づくり<br>2-2 幅広い世代へのごみに関する環境学習★<br>2-3 環境に配慮した消費行動の促進<br>2-4 グリーン購入の促進                                                |        | 4 質の高い教育を<br>みんなに 12 つくる責任<br>つかう責任 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう                                                     |
| 3-1 自治会等との協働★<br>3-2 地域の資源集団回収の促進★<br>3-3 事業者や教育機関との連携<br>3-4 市民団体等との連携★                                                                 |        | 12 つくる責任<br>つかう責任 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう                                                                       |
| 4-1 環境美化活動★<br>4-2 公共施設アダプト制度<br>4-3 不法投棄対策                                                                                              |        | 11 住み続けられる<br>まちづくりを 12 つくる責任<br>つかう責任 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう                                                  |
| 5-1 家庭での生ごみの発生抑制等★<br>5-2 食品ロスの削減★<br>5-3 リユース活動の促進★<br>5-4 マイバッグ、マイ箸等の利用促進★<br>5-5 イベントでの環境配慮の推進★                                       |        | 1 健康と<br>ウェルビーイング 2 気候変動<br>に対処す 3 すべての人に<br>健康と福祉を 4 質の高い教育を<br>みんなに 12 つくる責任<br>つかう責任 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう |
| 6-1 資源物分別収集の継続<br>6-2 新たな品目の資源化に関する調査研究★<br>6-3 古紙の資源化の推進★<br>6-4 資源回収の利便性向上★<br>6-5 店頭回収等の協力要請<br>6-6 家庭での生ごみの資源化の促進★<br>6-7 資源物の持ち去り対策 |        | 11 住み続けられる<br>まちづくりを 12 つくる責任<br>つかう責任 14 海の豊かさ<br>を増やす 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう                                 |
| 7-1 有料指定ごみ収集袋制度の継続と手数料の定期的な見直し<br>7-2 ごみ処理にかかるコスト意識の向上                                                                                   |        | 12 つくる責任<br>つかう責任                                                                                               |
| 8-1 排出事業者への啓発★<br>8-2 ごみ搬入時の指導★<br>8-3 事業者への立入検査★<br>8-4 収集業者の協力を得た取組み★                                                                  |        | 4 質の高い教育を<br>みんなに 11 住み続けられる<br>まちづくりを 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう                                                  |
| 9-1 食品ロスの削減★<br>9-2 食品リサイクル等の促進★                                                                                                         |        | 1 健康と<br>ウェルビーイング 2 気候変動<br>に対処す 12 つくる責任<br>つかう責任                                                              |
| 10-1 事業系一般廃棄物手数料の定期的な見直しの検討                                                                                                              |        | 12 つくる責任<br>つかう責任                                                                                               |
| 11-1 効率的な収集体制の確保<br>11-2 低公害車導入の奨励★<br>11-3 高齢者・障害をお持ちの方への配慮★                                                                            |        | 1 健康と<br>ウェルビーイング 3 すべての人に<br>健康と福祉を 11 住み続けられる<br>まちづくりを 13 気候変動に<br>対応する                                      |
| 12-1 適正な中間処理の推進★<br>12-2 安定的な処理施設の管理運営<br>12-3 処理困難物、感染性廃棄物等の適正処理の促進<br>12-4 災害廃棄物処理計画に基づいた対応                                            |        | 7 エネルギーを<br>みんなに<br>そしてクリーンに 11 住み続けられる<br>まちづくりを 12 つくる責任<br>つかう責任 13 気候変動に<br>対応する                            |
| 13-1 東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業<br>13-2 「三多摩は一つなり交流事業」等の実施★                                                                                   |        | 4 質の高い教育を<br>みんなに 11 住み続けられる<br>まちづくりを 12 つくる責任<br>つかう責任 17 パートナシップで<br>目標を達成しよう                                |

## 2 目標達成のための具体的施策

前ページに示した施策体系に基づき、市は、以下に示す具体的施策を実施します。この中で、特に重点施策について、★重点のマークを表示しました。

### 発生抑制、排出抑制、資源化・再利用に関する施策

#### (1) 情報発信・啓発

##### 〔★重点…3施策〕

ごみ減量のためには、まず原則である発生抑制と排出抑制を進める必要があります。ごみ・リサイクルカレンダー全戸配布のほか、転入者や集合住宅向けに対象を絞った啓発を行うなどの工夫を行います。また、子供から大人まで幅広い世代を対象に環境学習等の機会を充実させ、市民のごみ問題に対する意識の向上を図ります。

#### 広報等による啓発



##### ① 広報いなぎ、市ホームページ等による情報発信

本市ホームページ上で募集した市民・事業者からのアイデアや実際の取組みを紹介するなど、一人ひとりがごみ問題を自分の問題として考えるきっかけとなるような効果的な啓発を行います。

本市では、毎年、環境施策への取組み状況の公表を環境白書「稲城市の環境」にて行っており、ごみ処理についての基本情報もこれにより公表します。



稲城市の環境

##### ② ごみ・リサイクルカレンダー等の配布

##### ★重点

紙媒体による情報提供については、「ごみ・リサイクルカレンダー」「ごみ・環境だより」を全戸・事業者に配布し、基本的なごみの出し方、ルールを市民・事業者にも周知し、啓発を進めます。



ごみ・環境だより



ごみ・リサイクルカレンダー

### ③ 対象を絞った啓発活動

#### ★重点

本市の人口が区画整理事業などの進捗により年々増加していく中で、新たに市内へ転入された方に効果的なごみ減量啓発・指導を進めるため、集合住宅の新築時に管理会社と連携して令和 5 年度より新たに分別対象となった「プラスチック、ガラス類・陶磁器類」の分別の周知や「スプレー缶」や「小型充電式電池」などの危険ごみ混入による火災の発生などを防ぐ為の適正な処理方法について、「ごみ分別・出し方ルール説明会」を行います。

また、ごみ組成分析の結果から、燃えるごみの中に多く含まれている「生ごみ」や「雑がみ」に絞った啓発も検討します。

### ④ ごみ分別アプリ・メディアを利用した啓発の充実

令和 5 年 4 月から開始した「プラスチックごみ」及び「ガラス類・陶磁器類」の分別収集に伴い、ごみ分別ルールの更なる周知啓発の一環として、「稲城ごみ分別アプリ」を新たに導入しました。さらに、ホームページやテレビなどのメディアとの連携なども検討し、市民の利便性が高く、幅広い世代へ届く情報発信に努めます。



## 環境学習等の機会の充実



### ① ごみに関する環境学習・情報発信の場づくり

「おもちゃの病院事業」などの事業展開を図るほか、市職員が地域や学校を訪問して「ごみ減量説明会」を行うなど、ごみ減量・リサイクル推進に関する環境学習を推進します。



おもちゃの病院



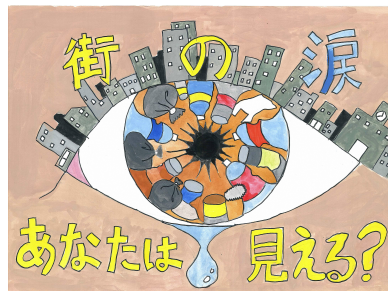
「プラスチックごみ」「ガラス類・陶磁器類」  
のリサイクルに向けた説明会

### ② 幅広い世代へのごみに関する環境学習

#### ★重点

幼稚園や保育園、小中学校等において楽しく身につく環境学習・教育を推進及び支援するとともに、環境ポスターコンクール、ごみ処理施設見学会などにより、次世代への環境学習の機会の充実を図ります。

環境ポスターコンクールは、私たちの住むまちをこれからも美しく、きれいで住みやすいまちにしていくために、「ごみを減らすこと」や「ごみのポイ捨て禁止」など、みんなで考えていける作品を毎年募集していきます。



令和5年度「環境ポスターコンクール」最優秀賞作品

### ③ 環境に配慮した消費行動の促進

ごみの発生には、物を購入する行動そのものが大きな影響を与えます。環境に配慮できる消費行動を進めるために、I（あい）のまちいなぎ市民祭やくらしフェスタなど本市主催のイベント、各種の環境学習の機会を通じ、グリーンコンシューマー育成など、環境配慮意識・行動の内包化（環境へ配慮した行動が、自然にできるようになること、市民全体の共通な意識になること）を図ります。

### ④ グリーン購入の促進

「稲城っ子」（古紙再生トイレットペーパー）の利用促進を図るとともに、環境に配慮した製品に表示されるエコマークやグリーンマークなどの環境ラベルを市民に周知します。

本市では率先して、グリーン購入を進めます。



古紙再生トイレットペーパー「稲城っ子」（130m 6 ロール）

## (2) 協働の取組み

### 〔★重点…4施策〕

地域における市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体との取組みにより、ごみの減量をはじめ景観の美化や資源回収の促進など、様々な成果を得てきましたが、今後もこれまでに培ってきた絆と協働を大切に、皆でより一層環境にやさしいまちをつくる努力をしていきます。

### 協働事業の拡充



#### ① 自治会等との協働

##### ★重点

資源集団回収や廃棄物減量等推進員による活動などにおいて、主体となっている自治会との協働をさらに進めます。また、自治会から選任された廃棄物減量等推進員による地域のごみ出し状況の見回りや不法投棄パトロール、「ごみ減量だより」作成・回覧などを進めます。

さらに、新たな資源物の分別収集を開始する際には、自治会や管理組合と協力していきます。

#### ② 地域の資源集団回収の促進

##### ★重点

自治会や管理組合などの地域団体による資源集団回収を促進します。ごみ減量説明会やマンション新築時など、あらゆる機会を捉えて集団回収の利点をPRし、団体数を拡充していきながら、安定的な回収が確保されるよう、回収業者の紹介などの実施団体支援を行います。

また、品目によっては、実施団体・回収業者と連携して行政回収から集団回収への移行を図り、資源回収量の増加に繋がります。

#### ③ 事業者や教育機関との連携

商工会等と連携を図りながら、指定収集袋等取扱店などの事業所へレジ袋の削減やマイバッグの推進、てまえどり、カトラリー削減、店内でのポスター掲示などの協力を求めます。

学校など教育機関とは、環境活動への参加協力や、環境学習の企画・運営での協働などを進めます。

#### ④ 市民団体等との連携

##### ★重点

稲城市民環境クラブやシルバー人材センターなどとの連携により、ごみ減量につながる取組みを進めます。

#### 環境美化活動



#### ① 環境美化活動

##### ★重点

平成 12 年に「稲城市まちをきれいにする市民条例」を制定し、市民・事業者及び土地所有者と本市が協働して、市内の環境美化を進めています。また、自治会などが中心となった環境美化活動には、多くの市民が参加しています（表 2-10 参照）。

環境美化活動は、清掃に参加する市民の目がまちの安全と安心を見守り、犯罪の抑止と相乗効果によるポイ捨て・不法投棄の減少、ひいてはごみの減量にも繋がる取組みです。今後も、今までの実績と仕組みを活かし、環境美化活動を推進していきます。

また、清掃ボランティアを行っている事業所については、その活動を紹介・支援し、他の事業所の活動参加を促します。

表 2-10 主な環境美化活動の一覧

| 活動名称      | 参加人数等                    |
|-----------|--------------------------|
| 多摩川清掃     | 964 名（令和 5 年度）           |
| 環境美化市民運動  | 5,815 名（令和 5 年度）         |
| 地域清掃      | 各地区、各小中学校・青少年育成地区委員会にて実施 |
| 三沢川一斉市民清掃 | 442 名（令和 4 年度）           |
| まちきれ実践行動  | 45 名（令和 4 年度）            |



環境美化市民運動



多摩川清掃



## ② 公共施設アダプト制度

本市の管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設について、市民と市の協働により管理（緑化、美化、清掃活動など）を行う制度です。81 団体（令和 5 年 4 月現在）が参加しており、そのうち 48 団体が清掃活動を行っています。今後もこの制度による地域の特性にあった環境の向上を進めます。

## ③ 不法投棄対策

市内一斉防犯パトロールや、まちをきれいにする市民条例実践行動などの機会を通じて、地域と協力しながら不法投棄の監視と未然防止に努めます。

また、看板の設置やポイ捨て禁止ポスターの掲示などで抑止を図るとともに、発生した場合は警察と協力して対応を進めます。

さらに、タクシー会社や郵便局との協定を継続し、通報による不法投棄の早期発見に努めます。

## （３）家庭ごみ

### 〔★重点…9施策〕

本市の特徴として、その産業形態から、事業系ごみに比べて家庭ごみの比重が大きいことが挙げられます。有料指定ごみ収集袋制度を継続するとともに、地域での資源集団回収や、ごみ組成分析の結果から、可燃ごみに多く含まれる生ごみ、紙類などの資源化を促進し、家庭から排出されるごみの減量を進めます。

発生抑制、排出抑制、再使用の促進



### ① 家庭での生ごみの発生抑制等

#### ★重点

可燃ごみに多く含まれる生ごみの発生抑制及び排出抑制について、重点的に啓発を進めます。日々の買い物や生活様式に直結した取組みとなるため、継続的な情報発信と消費者教育などの環境学習を広く進めます。また、市民から水切り方法や無駄の少ない調理方法のアイデアを募集し、その紹介を行うなどの啓発も進めます。

そのほか、「食品ロス」削減を推進するために、市広報や市ホームページ等による啓発・環境学習などを進めます。食品ロス削減の詳細については P 6 1 をご参照ください。

## ② 食品ロスの削減

### ★重点

食品ロスの削減に向けて、飲食店での食べきりキャンペーンや「てまえどり」などの発生を抑制する取組み、フードドライブで集まった食材の有効活用など、福祉団体や飲食店とも連携しつつ効果的な取組みを進めていきます。食品ロス削減の詳細についてはP61をご参照ください。

## ③ リユース活動の促進

### ★重点

市役所の不用品交換コーナー（掲示板）、市内で開催されるフリーマーケットや民間リサイクルショップ、ガレージマーケットなどのリユースに関する情報を収集し、広報などで提供します。

さらに、「日本リユース機構」と4R+1の推進による循環型まちづくりに関する協定を締結したことを受け、不用品や遺品の回収や売買を積極的に行えるような環境づくりを目指していきます。

また、「おもちゃの病院事業」を継続的に開催し、利用者を増やします。



不用品交換コーナー掲示板

## ④ マイバッグ、マイ箸等の利用促進

### ★重点

すぐにごみになるもの、不要なものは断るという行動を広げるために、誰でも取組みやすいものとしてマイバッグの持参や、マイ箸、マイタンブラーの使用について啓発を進めます。

## ⑤ イベントでの環境配慮の推進

### ★重点

Iのまちいなぎ市民祭や地域まつりなど、イベントでのリユース食器の利用促進を検討します。



「稲城なしのすけ」



市民祭りでの啓発ブース

## ① 資源物分別収集の継続

古紙、古布、金属物は戸別収集（集合住宅は指定のごみ集積所）、びん・缶・ペットボトルは資源回収ステーションによる拠点収集を継続、及び令和 5 年度から開始したプラスチック、ガラス類・陶磁器類の分別収集の徹底を図り資源化を促進します。



市役所玄関の資源回収ボックス

## ② 新たな品目の資源化に関する調査研究

### ★重点

本市では、令和 5 年 4 月 1 日にプラスチック、ガラス類・陶磁器類の分別収集を開始したところですが、今後の少子高齢化の進展に伴うごみの発生状況や、資源化技術の進展を見ながら、国や東京都、他自治体の動向に注視し、新たな品目の資源化に関する調査・研究を進めます。

なお、生活排水の適正な処理の観点からも、家庭、事業所から排出された食用廃油の回収・資源化についても検討していきます。

## ③ 古紙の資源化の推進

### ★重点

ごみ組成分析の結果から紙類が燃えるごみに含まれており、特に雑がみについて、出し方や資源化できるものの種類の周知を進め、分別の徹底を促します。

また、平成 25 年度から名刺より小さい雑がみの回収を開始していますが、今後はシュレッター紙についても回収を検討します。

家庭から排出される古紙を原料としたトイレットペーパー「稲城っ子」については、より一層の PR を行い利用の促進を図ります。

#### ④ 資源回収の利便性向上

##### ★重点

資源物の排出利便性を向上させ、さらなる分別の徹底を促すため、公共施設を利用した資源物臨時収集及び、使用済みインクカートリッジ回収、図書館で除籍した図書の配布、社会福祉協議会による入れ歯回収は継続して実施していきます。

#### ⑤ 店頭回収等の協力要請

拡大生産者責任の考え方のもと、スーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア等での発泡トレイ、リターナブル容器、廃食油などの店頭回収や、販売店における廃乾電池、インクカートリッジなどの回収拡大を働きかけていきます。

#### ⑥ 家庭での生ごみの資源化の促進

##### ★重点

可燃ごみに多く含まれる生ごみの資源化を進めます。

家庭用の生ごみ処理容器の購入助成を拡充するとともに、電動生ごみ処理機のモニター制度やごみ減量説明会での実演など、わかりやすい使い方の情報提供を図ります。



くうたくん



コンポスター



電動生ごみ処理機

## ⑦ 資源物の持ち去り対策

資源物の持ち去り対策については、市内の被害状況を把握し、警察と連携を図りながら対応します。

また、近隣の自治体の動向を見つつ、必要に応じて持ち去り禁止条例などの制定について検討を行います。

### 家庭ごみの有料化継続



## ① 有料指定ごみ収集袋制度の継続と手数料の定期的な見直し

本市では、ごみの減量やごみ処理経費負担の公平化、市民のごみ問題への関心を高めることなどを目的に、平成 16 年 10 月より、家庭から排出される燃えるごみ・燃えないごみについて、有料指定ごみ収集袋制度を導入（有料化）しました。

制度の導入により大幅なごみの減量を達成し、その後も年々減量を推し進めていることから、今後ともごみ処理には費用がかかるという認識を共有し、引き続き減量を推進していくため、有料指定ごみ収集袋制度を継続します。

手数料の適正化をはかるため、有料指定ごみ収集袋の手数料については、4 年に 1 度を目途に見直しの検討を行います。

## ② ごみ処理にかかるコスト意識の向上

これまでは広報特集号に年間のごみ処理経費を掲載し、ごみ処理にかかるコスト意識の向上を図ってきました。今後は、ごみ量実績などの広報を行う際に、ごみの減量が処理経費の削減に繋がることを具体的な金額で示していくことで、より一層のコスト意識の向上を図っていきます。市としてもごみ処理事業・リサイクル推進事業に係る経費をきちんと把握し、費用対効果を踏まえた施策展開を行います。



## (4) 事業系ごみ

### 〔★重点…6施策〕

事務所や店舗などの事業所から排出される事業系一般廃棄物は、少量の場合に限り本市に処理を依頼することができます（有料収集）。1 回に排出するごみの量が 15kg（45 リットル袋で 3 袋）を超える事業所や、市収集日程にあわせることのできない事業所は、本市の許可する一般廃棄物収集運搬業者と直接契約することとなります。

本市では、収集運搬許可業者と協力するなどして、事業者へのごみ減量・適正排出の啓発を進めるとともに、事業系の生ごみやプラスチックの資源化を促進します。

### 事業者への啓発・指導



#### ① 排出事業者への啓発

##### ★重点

排出事業者に対する啓発としては、リターナブル容器の導入やペーパーレス化などのごみ減量指導マニュアルの作成・配布や排出事業者向けの講習会などの機会を設け、ごみ減量に向けた意識改革を検討します。

#### ② ごみ搬入時の指導

多摩川衛生組合と連携し、クリーンセンター多摩川へ搬入されたごみを直接チェックし、資源物の混入などを調べる搬入物検査を強化するほか、許可業者・排出事業者へスプレー缶やリチウムイオン電池等の分別徹底と適正排出を促します。

##### ★重点



クリーンセンター多摩川での  
市職員による搬入物検査の様子

#### ③ 事業者への立入検査

##### ★重点

延べ床面積 1,000 平方メートル以上の事業用大規模建築物に対しては、「廃棄物の減量及び再生利用に関する計画書」と「再利用対象物保管場所設置届」の提出及び、「廃棄物管理責任者の選任」を義務付けており、同計画書に基づく立入調査等を活用し、ごみの減量を促します。より効果的な指導等を行うため、他事例等を参考に、立入調査対象の選定方法や調査内容等を検討します。

#### ④ 収集業者の協力を得た取組み

##### ★重点

家庭ごみの収集車に「環境ポスター」を掲示するなど、ごみ減量とリサイクル推進のPRを行います。また、事業系ごみの収集運搬許可業者との協力体制のもと、収集業者向けの適正排出研修会を実施し、排出事業者への効果的な指導・啓発を進めます。

### 減量及び資源化の促進



#### ① 食品ロスの削減

##### ★重点

飲食店での食品ロスを削減するため、食べきりキャンペーン（適量注文、テイクアウト時の適量購入、持ち帰りの啓発）や、余った食材や調理済みの食事を他の人と共有するフードシェアリングサービスの取組みを進めます。食品ロス削減の詳細についてはP61をご参照ください。

#### ② 食品リサイクル等の促進

##### ★重点

食品循環資源のリサイクルを推進するため、本市の給食残渣の資源化を検討するとともに、収集運搬許可業者などを通じて小規模事業者も含めた食品関連事業者（飲食店やスーパー、食品メーカーなど）による食品循環資源のリサイクルを促進します。

また、本市の率先した取組みとして、市役所地下食堂での調理残渣を出さない調理の工夫などの取組みを進めます。

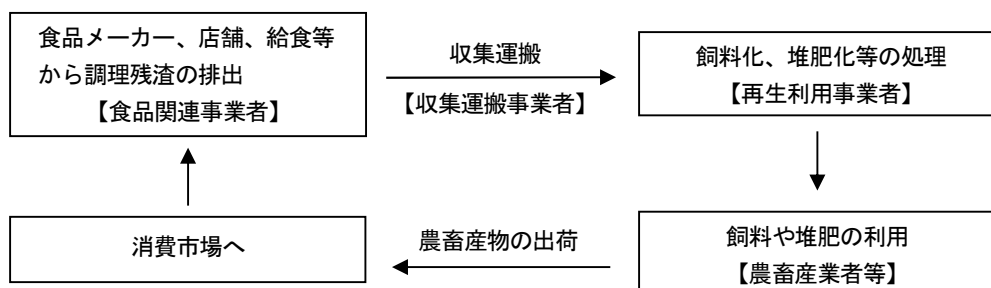


図 2-23 食品のリサイクルの一例（食品リサイクル法によるスキーム）

### 手数料の適正化に向けた検討



#### ① 事業系一般廃棄物手数料の定期的な見直しの検討

手数料の適正化を図るため、事業系一般廃棄物（許可業者持ち込み分）の手数料については、4年に1度を目途に見直しの検討を行います。



## 収集・運搬に関する施策

### (5) 収集・運搬

#### 〔★重点…2施策〕

収集作業においても、地球温暖化対策及び大気汚染防止の観点から環境配慮の促進を図るとともに、市民の高齢化への対応として細やかなサービスを実施するなど、より行き届いた収集体制の確保をめざします。

#### 効率的な収集体制の確保



#### ① 効率的な収集体制の確保

収集体制は、ごみ、資源物ともに民間業者による委託収集を継続します。市民の利便性を考慮し、効率よく収集運搬を行うため、びん・缶・ペットボトルの収集については、資源回収ステーションを適切に管理することによって、ステーションの適正配置を行います。収集回数は、不燃ごみやプラスチックの収集量に応じて見直しを検討します。また、将来的に、ステーションでの回収の見直しを検討します。

#### ② 低公害車導入の奨励

#### ★重点

国や東京都のカーボンニュートラル脱炭素社会の実現に向けた動きに合わせ、ごみ収集車や資源回収車による温室効果ガスの排出を抑制するため、収集業者に対し、低公害車の導入を働きかけます。

#### ③ 高齢者・障害をお持ちの方への配慮

#### ★重点

ごみの排出利便性を高めるため、部屋からの運び出しが困難な 65 歳以上の高齢者と障害をお持ちの方向けに粗大ごみの運び出し収集を行っています。

今後は、粗大ごみ以外についても、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を検討します。

また、高齢などにより、自身でごみ出しが困難な方を支援しているホームヘルパーや、同居していない親族等の

支援者へ「ごみ出し支援サポートシール」の配布を引き続き実施してまいります。申請時にシールをお渡しし、ごみの収納容器（ポリバケツ等）に、直接シールを貼って使用し、シールが表示してあるごみは、決められた収集日以外にごみ出しが可能です。



ごみ出し支援サポートシール

## 処理・処分に関する施策

### (6) 中間処理・最終処分

#### 〔★重点…2施策〕

多摩川衛生組合が管理するクリーンセンター多摩川については、多摩川衛生組合及び他の構成市（狛江市、府中市、国立市）と協力しながら、ごみの適正な処理と施設の安定的で安全な運営を進めます。

#### 適正な中間処理と安定的な管理運営



#### ① 適正な中間処理の推進

#### ★重点

クリーンセンター多摩川においては、環境保全対策及び発電と余熱利用を含め、適正な中間処理を維持します。また、中間処理における粗大・不燃ごみ破碎工程では金属（鉄類・アルミ）回収を行います。

余熱有効利用では、ごみの焼却熱を利用した発電と高温水導管による稲城市立病院及び健康プラザへの安定的な熱供給が行えるよう適切な維持管理を図ります。

また、現在クリーンセンター多摩川では清掃工場の運用を一般的な耐用年数である25年間から40年間に延命する事を目的とした「施設延命化工事」を、ごみ焼却処理施設、建物（管理棟・工場棟）、建築設備を対象に令和4年度から令和7年度までにかけて実施していきます。その他の不燃・粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設については、大規模な延命化工事を行わず施設保全計画に基づき、定期的な維持管理補修を今後も継続して行うことで、施設の性能を長期に維持していきます。

#### ② 安定的な処理施設の管理運営

多摩川衛生組合と連携し、安全で安定的な施設の管理運営体制の強化に努めます。今後もより一層の情報公開の充実を進め、事故等再発防止策を着実にを行います。

### ③ 処理困難物、感染性廃棄物等の適正処理の促進

クリーンセンター多摩川に持ち込むことができないごみ（個別リサイクル法の対象品目や多摩川衛生組合の受け入れ基準に適さない処理困難物）については、メーカーや販売店、処理業者に依頼し、各自で適正に処理するよう、ごみ・リサイクルカレンダー及び市ホームページなどで周知します。

また、家庭で発生する注射針などの感染性廃棄物については、医師会・薬剤師会と連携し、処理ルートを周知します。

### ④ 災害廃棄物処理計画に基づいた対応

稲城市災害廃棄物処理計画に基づき、引き続きごみの仮置き場の確保など対応を進めるとともに、災害発生時のごみ収集運搬について、民間事業者と協定等を締結し、協力を求めます。また、多摩川衛生組合と連携して安定的なごみ処理体制の維持を図ります。

#### 埋立処分量ゼロの継続

※当初の埋立処分対象物は焼却灰及び不燃残渣



#### ① 東京たま広域資源循環組合のエコセメント事業

中間処理後の焼却灰は、東京たま広域資源循環組合の管理するエコセメント化施設へ運搬され、エコセメントの原料としてリサイクルされています。（なお、不燃残渣についても、多摩川衛生組合から民間会社へ搬出しリサイクルされています。）

エコセメント化施設の事業期間は平成 18 年から令和 7 年度末までを予定していましたが、今後もエコセメント化事業を続けていくため、令和 8 年度からはリニューアル工事を想定しつつ事業を継続することとなりました。

今後も、組織団体の一員として、ごみの減量とリサイクルの推進に努め、エコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用に貢献します。また、東京たま広域資源循環組合との連携により、生産されたエコセメント製品の利用を促進します。



エコセメント製品の使用事例（矢野口駅前の舗装）

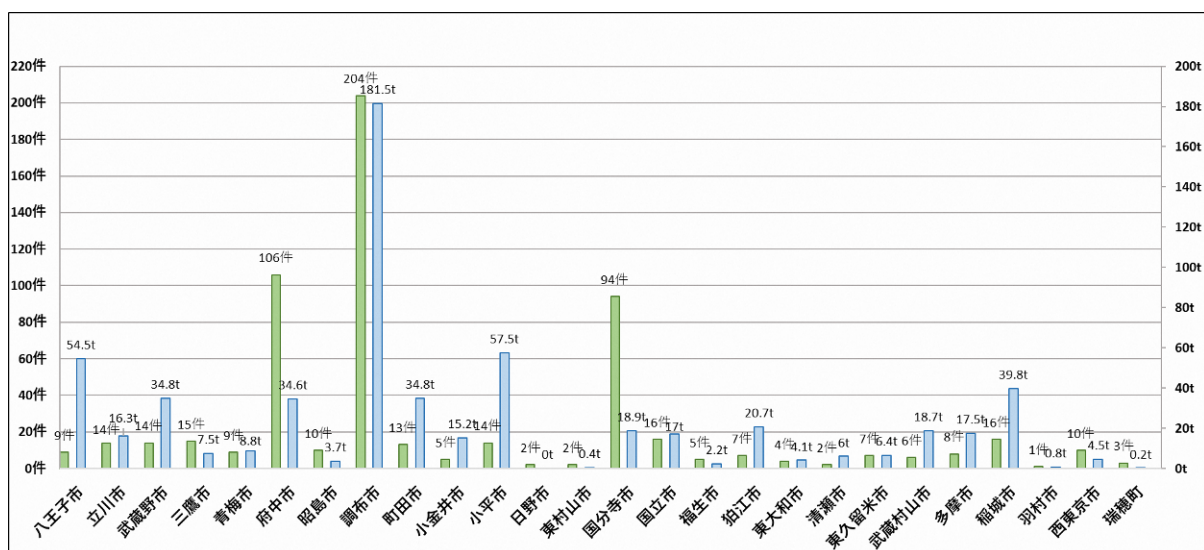


図 2-24 エコセメント製品使用量・工事件数（令和4年度）

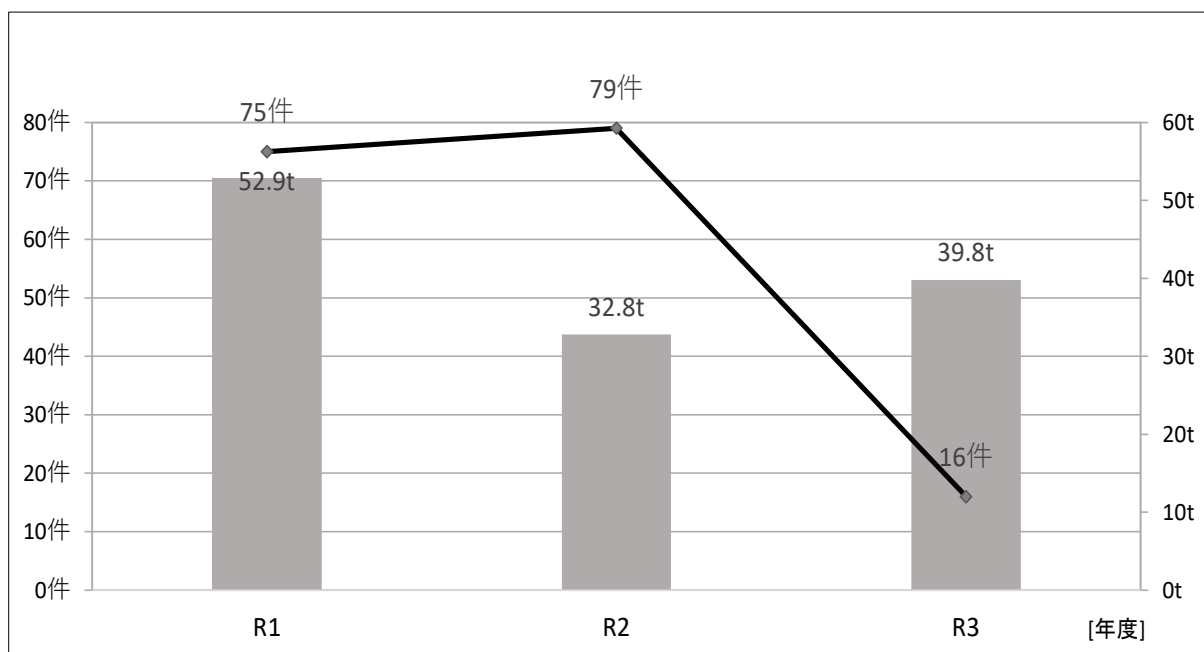


図 2-25 本市におけるエコセメント使用量・工事件数の推移

## ② 「三多摩は一つなり交流事業」等の実施

### ★重点

最終処分場がある日の出町民と稲城市民との相互理解を深め、日の出町の協力のもと行われている焼却灰のエコセメント化への周知・啓発を図るため、清掃工場などの見学会や交流会などを行う「三多摩は一つなり交流事業」を、東京たま広域資源循環組合と連携し、推進します。

また、本市のごみ処理の流れや焼却灰のエコセメント化について、広報やごみ減量説明会などあらゆる機会を通じてより一層の周知を図り、市民一人ひとりのごみ減量行動に繋げていきます。

さらに、本市職員を対象に最終処分場での現地研修会を定期的に行い、ごみ減量・リサイクル推進の重要性について職員の認識を深めます。



三多摩は一つなり交流事業



東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設

## 第4節 食品ロス削減推進計画

### 1 背景

「食品ロス」とは、まだ食べられるのにごみとして捨てられている食べ物のことを言い、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つに、2030年までに世界全体の一人あたりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれ、我が国では、家庭から発生する食品ロスを「2030年度までに2000年度比で半減する」との目標が設定されました。

我が国では令和2年度の家庭系食品ロス量及び事業系食品ロス量を合わせると522万tであり、令和元年度からは家庭系食品ロス量を14万t、事業系食品ロス量を34万t削減しており、食品ロス量の推計を開始した平成24年度以降では最小の発生量となっています。令和3年度では家庭系食品ロス量は244万tとさらに削減しているものの、事業系食品ロス量は279万tと令和2年度から4万t増加しています。環境省にて推計した令和元年度～令和3年度の食品ロス量を以下に示します。

表 2-11 令和元年度～令和3年度における食品ロス発生量（全国）

単位：t

| 内容 \ 年度 | 令和元年度     | 令和2年度     | 令和3年度     |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 家庭系食品ロス | 2,610,000 | 2,470,000 | 2,440,000 |
| 事業系食品ロス | 3,090,000 | 2,750,000 | 2,790,000 |
| 合計      | 5,700,000 | 5,220,000 | 5,230,000 |

現状の食品ロス量においても国民1人1日あたり約114gの食品ロスが発生していることになり、茶わん約1杯分の重量と同等に換算することができることから、さらなる削減対策を行うことが必要と考えられます。食品ロスが発生することにより生じる問題として、環境問題及び食料問題が挙げられます。環境問題としては、2019年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の気候変動と土地に関する特別報告書によると、2011年の食品廃棄にあたっての人為的温室効果ガス発生量は全体の発生量のうち8～10%を占めていることが報告されています。また、食料問題としては、世界人口の約9人に1人（約8億人）の割合で栄養不足に陥っている状況がありながら、生産された大量の食品が廃棄され、無駄になっている現状があります。

本市においては従来食品ロスの組成分析調査を実施しておらず、過去の食品ロス発生量は把握できていませんが、令和4年度に実施した組成分析調査から新たに食品ロス発生量を調査したところであり、今後も継続的に実施していくことで食品ロスの現状把握に努めていきます。



## 2 本市における食品ロスの現状及び課題

市収集ごみのうち燃えるごみ量は、令和 4 年度実績で 13,257t でした。令和 4 年度の組成分析調査結果より、市収集燃えるごみの 27.04%が生ごみだったことから、発生量としては 3,585t と推察されます。なお、生ごみ 27.04%（3,585t）の内訳は、食品残渣物 22.27%（2,953t）と、手つかずの食材・食品 4.77%（632t）となっています。

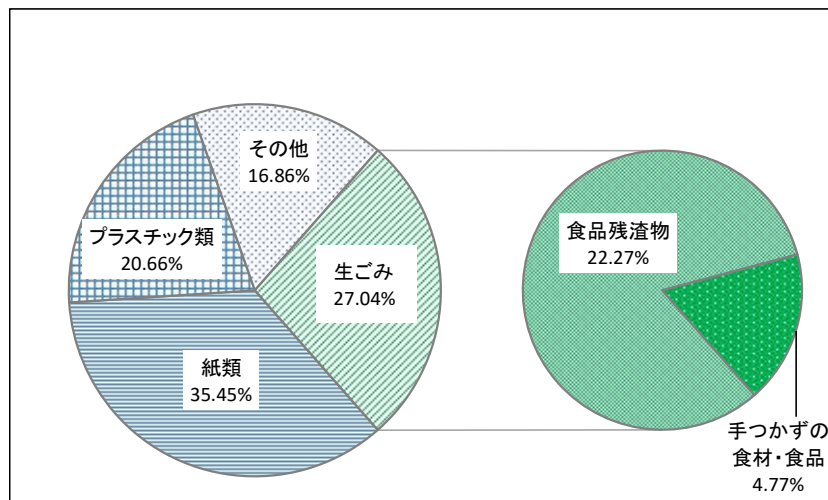


図 2-26 市収集燃えるごみの生ごみ内訳（令和 4 年度実績：市内 10 地区合計、湿ベース）

また、令和 5 年度の組成分析結果では、市収集燃えるごみに占める生ごみの割合は 43.90%となっており、令和 4 年度と比べると生ごみの割合は増加しています。生ごみの内訳としては、食品残渣物が 40.29%となっており令和 4 年度よりも増加し、手つかずの食材・食品は 3.61%となっています。

市収集燃えるごみ全体のうちの手つかずの食材・食品の割合を求めると、令和 4 年度は約 1.29%、令和 5 年度は約 1.58%となっており、生ごみの増加に伴い推察される手つかずの食材・食品の量も増加しています。

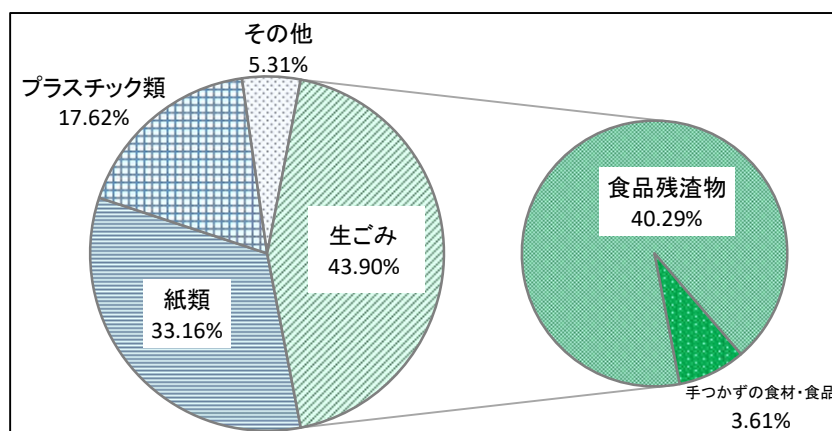


図 2-27 市収集燃えるごみの生ごみ内訳（令和 5 年度実績：市内 10 地区合計、湿ベース）



### 3 食品ロス削減推進計画の目標値

本計画書では、市収集燃えるごみ中の「手つかずの食材・食品」について『本来食べられるのに捨てられてしまう食品』つまり「食品ロス」と仮定し、目標値を設定します。

国の食品ロスの目標値としては、2000年度の980万t（家庭系433万t、事業系547万t）から2030年度まで489万t（家庭系216万t、事業系273万t）まで削減することとしており、2021年度の食品ロス量は523万t（家庭系279万t、事業系244万t）であることから、目標達成まで（9年間で）6.5%≒約7%の削減が必要となっています。

本市でも、国の食品ロス削減目標と同等の削減率で、ただし期間としては目標年度までの11年間で考えた上で生ごみの削減を目指すこととし、食品ロス（市収集燃えるごみ中の「手つかずの食材・食品」）の発生量を、令和4年度基準で令和15年度までに約7%削減することを、食品ロス削減推進計画における目標値とします。

表 2-12 食品ロスの発生量に係る目標値

| 内容 \ 年度                         | 実績<br>令和4年度<br>(2022年度) | 中間目標年度<br>令和10年度<br>(2028年度) | 目標年度<br>令和15年度<br>(2033年度) |
|---------------------------------|-------------------------|------------------------------|----------------------------|
| 食品ロス（市収集燃えるごみ中の「手つかずの食材・食品」）発生量 | 633t                    | 610t                         | 590t                       |

### 4 施策の内容



本市における食品ロスの課題に対応した施策を次のとおり整理します。食品ロスの削減については、発生抑制が最も優先される施策となり、まだ食べられるものは有効活用し、どうしても発生してしまう生ごみは再生利用をして資源の循環を図ることを目指します。

#### ● 発生抑制

##### ・家庭での発生抑制の取組み促進

食品購入時の適量購入や、賞味期限、消費期限などの期限表示についての理解を深めてもらえるよう呼びかけを行い、すぐに使い切る場合は期限の早いものを選ぶ「てまえどり」を、食品販売店の協力を得た上で、促します。

また、食材を使いきり廃棄する量を減らす、食材を無駄にしないため、調理の際は野菜の皮や芯まで使う、料理の作りすぎに気を付ける等、家庭内での少しの工夫で食品ロスを減らせることを呼びかけます。

##### ・飲食店での食べきりキャンペーンの推進

飲食店での食品ロスを削減するため、適量注文、テイクアウト時の適量購入、持ち帰りの啓発などを行う食べきりキャンペーンの取組みを進め、食品ロス削減に努めます。

- ・消費者教育や講習会などの環境学習

食品ロス削減は、日々の買い物や生活様式に直結した取組みとなるため、継続的な情報発信と消費者教育などの環境学習を広げ、意識づけを促します。

- ・量り売りの導入の推進

パッケージ販売ではなくスーパー等での量り売りの導入を推進することで、商品の適量購入を促します。

## ● 有効活用

- ・フードドライブ、フードバンク活動及びフードシェアリングサービスの実施

手つかずの食品等の有効利用や生活困窮者支援を目的として、環境団体や稲城市社会福祉協議会等の福祉団体、本市が協働して、「フードドライブ」を実施します。ご提供いただいた食品は、市内各所のフードバンクや稲城市社会福祉協議会、本市福祉部局等を通じて、支援が必要な方へお渡しします。

また、余った食材や調理済みの食事を他の人と共有するフードシェアリングサービスの利用促進を、事業者の協力を得た上で、市民へ働きかけていきます。

## ● 再生利用

- ・生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度

生ごみに関して、家庭用の生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入補助制度を継続して実施し、購入助成を拡充するとともに、電動生ごみ処理機のモニター制度やごみ減量説明会での実演など、わかりやすい使い方の情報提供を図り、生ごみの再利用及び減量化を促進します。

- ・給食調理場、事業者の食品リサイクル

食品循環資源のリサイクルを推進するため、市内給食調理場に関しては、給食残渣を食品リサイクルルートに乗せて、堆肥化を実施しています。

また、収集運搬許可業者などを通じて小規模事業者も含めた食品関連事業者（飲食店やスーパー、食品メーカーなど）による食品循環資源のリサイクルを促進します。



フードドライブで集まった食品



## 第3章

# 生活排水処理基本計画



© K.Okawara ・ Jet Inoue

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 本市における生活排水処理の現状と課題

#### 1 生活排水処理の現状

##### (1) 生活排水処理の概要

---

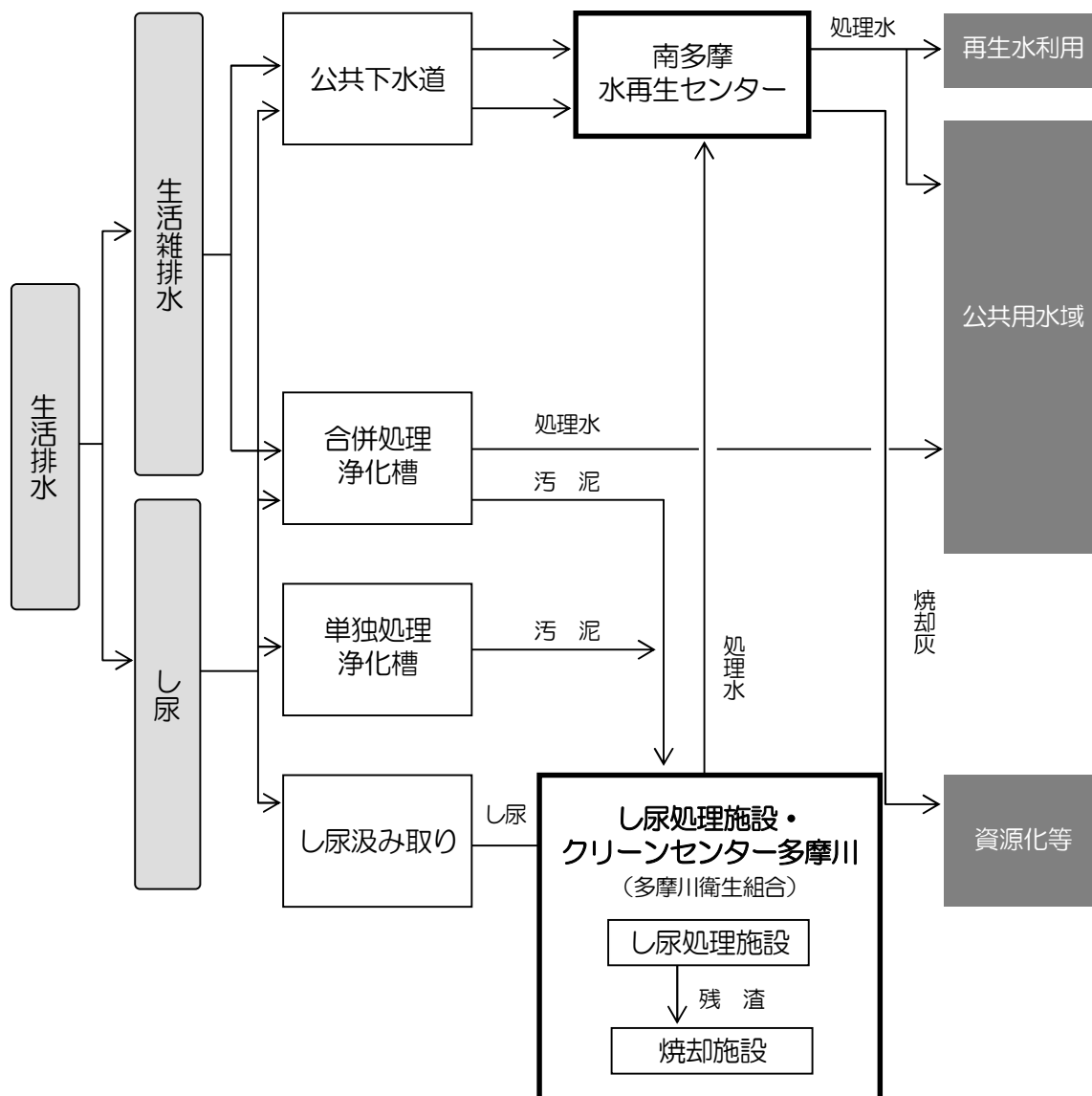
生活排水は「し尿」と「生活雑排水」の総称であり、このうち生活雑排水はし尿以外の家庭排水を指し、主に台所排水、洗濯及び風呂排水等、日常生活に伴って発生する汚水のことです。本市の生活排水処理の流れを次ページ図 3-1 に示します。

市内では、以下の4方式により生活排水が処理されています。

- ① 公共下水道
- ② 合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を同時に処理）
- ③ 単独処理浄化槽（し尿のみ処理、生活雑排水は未処理で放流）
- ④ し尿汲み取り

このうち公共下水道は、令和5年度現在、下水道処理人口普及率が約99%となっており、今後は、南山東部地区等の土地区画整理事業との進捗にあわせ整備される予定です（図3-2）。公共下水道の污水管を流れた汚水は、東京都の南多摩水再生センターで処理されます。

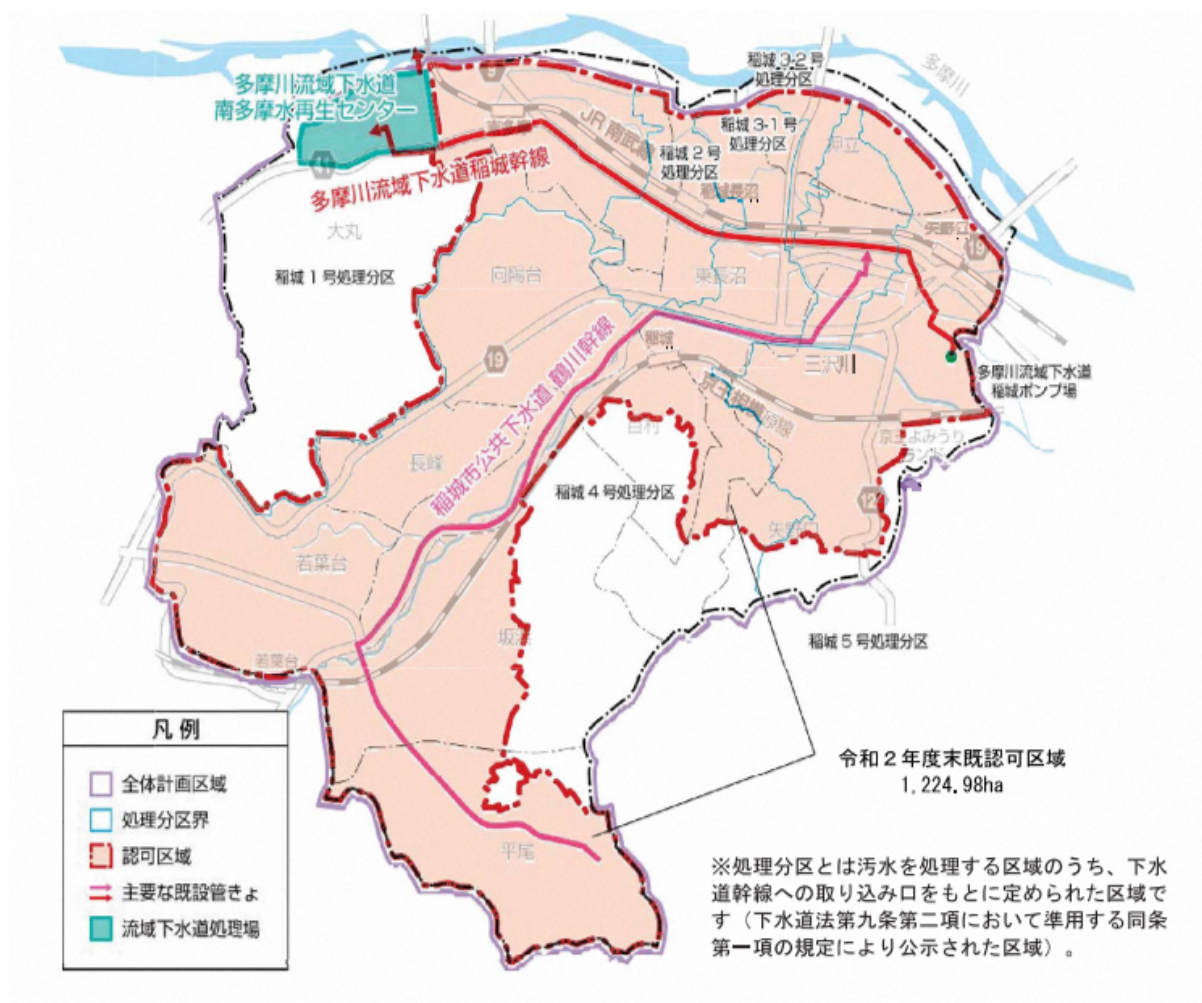
「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」及び「し尿汲み取り」の方式を使用している家庭、事業所から発生する「し尿・浄化槽汚泥」は、多摩川衛生組合し尿処理施設にて処理しています。処理後の残渣は、多摩川衛生組合クリーンセンター多摩川の焼却施設で焼却処理しています。



- ・ 単独処理浄化槽と、し尿汲み取り世帯の生活雑排水は、処理されず公共用水域に放流されます。

図 3-1 生活排水の処理の流れ





引用：稲城市下水道プラン（令和4年度策定）

図 3-2 公共下水道（污水）の整備予定区域

## （2）収集・運搬

し尿汲み取り世帯のし尿は、委託業者により、定期又は臨時（申込み）にて収集を行っています。

単独・合併処理浄化槽の汚泥は、本市の許可業者に直接申し込むことにより、収集を行います。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥については、それぞれ多摩川衛生組合し尿処理施設へ運搬され、処理されています。

### (3) 公共用水域の水質

市内には、多摩川をはじめ三沢川、谷戸川、大丸用水等の多くの公共用水域が網の目となって存在します。ここ数年の水質調査では、多摩川や三沢川では概ね環境基準を満たしていましたが、類型指定※<sup>1</sup>のない谷戸川や大丸用水では、pH※<sup>2</sup>やBOD※<sup>3</sup>の高い数値の地点もありました。

かつて、都市化の影響等によって生活雑排水が大量に河川や用水にそのまま放流された結果、水質が汚れ、悪臭を放つなど、水辺環境の悪化がみられました。

現在では、水質が改善されたことにより、アユなどの魚の遡上の確認をしています。



大丸用水

※<sup>1</sup> 類型指定：都道府県が河川ごとに利用目的等を考慮して行う、生活環境の保全に係る環境基準（BODやpHなど）の設定。

※<sup>2</sup> pH（水素イオン濃度）：水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指標で、pHが7のとき中性であり、それより大きいときはアルカリ性、小さいときは酸性になる。中性から極端に数値が離れると、水生生物への影響が懸念される。

※<sup>3</sup> BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の汚れ（有機汚濁物質）を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質が汚れていることを示す。

### (4) 処理施設の概要

多摩川衛生組合のし尿処理施設の概要を示します。

表 3-1 し尿処理施設の概要

| 項 目        | 内 容              |
|------------|------------------|
| 施設名        | 多摩川衛生組合し尿処理施設    |
| 設置主体       | 多摩川衛生組合          |
| 施設所在地      | 東京都稲城市大丸 1528 番地 |
| 稼働開始年度     | 平成 14 年 4 月      |
| 処理能力       | 23.4 kL／日        |
| 処理方法       | 好気性生物処理及び希釈放流    |
| 対象物        | し尿、浄化槽汚泥         |
| し渣及び汚泥処理方法 | クリーンセンター多摩川にて焼却  |
| 放流量        | 1 日最大 200 kL     |

## (5) 生活排水処理人口の推移

生活排水の処理施設ごとの人口の推移を示します。

表 3-2 生活排水処理人口等の推移

単位：人（10月1日現在）

| 区分 \ 年度      | 平成 30 年度 | 令和元年度  | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------------|----------|--------|---------|---------|---------|
| (1)総人口       | 90,464   | 91,339 | 92,051  | 92,891  | 93,354  |
| (2)公共下水道処理人口 | 87,193   | 88,266 | 89,076  | 90,065  | 90,597  |
| (3)浄化槽人口     | 2,825    | 2,631  | 2,553   | 2,404   | 2,352   |
| 合併処理浄化槽人口    | 810      | 683    | 729     | 823     | 747     |
| 単独処理浄化槽人口    | 2,015    | 1,948  | 1,824   | 1,581   | 1,605   |
| (4)汲み取り人口    | 446      | 442    | 422     | 422     | 405     |
| (5)生活排水処理率※  | 97.3%    | 97.4%  | 97.6%   | 97.8%   | 97.8%   |

※ 生活排水処理率＝（公共下水道処理人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口×100

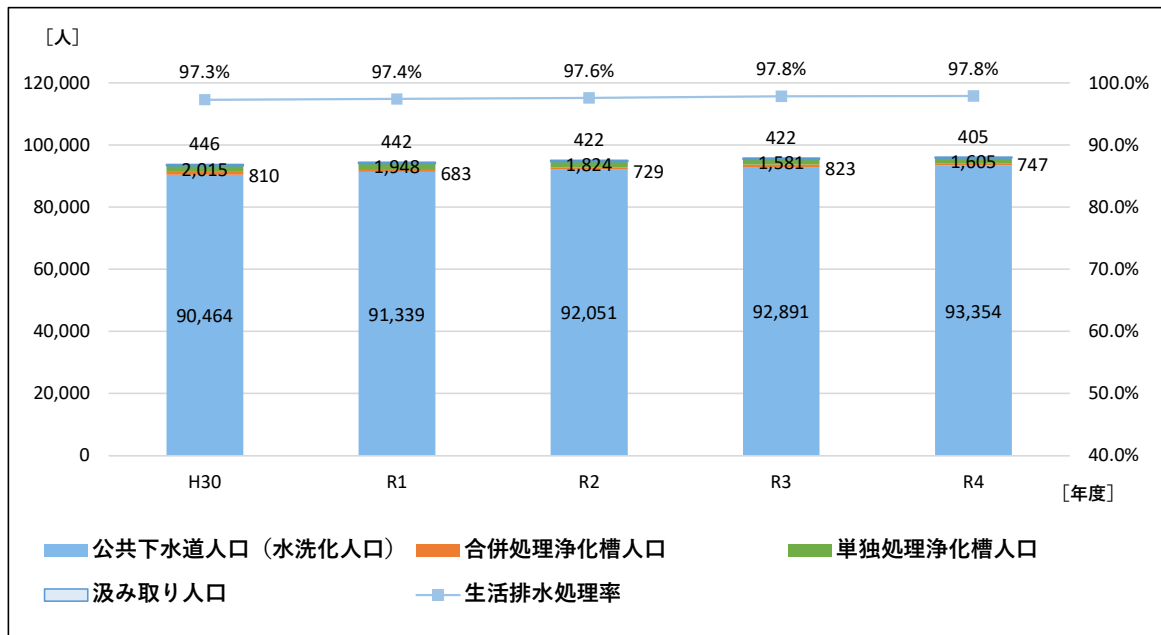


図 3-3 生活排水処理人口等の推移

## (6) し尿と浄化槽汚泥等の処理量の推移

し尿処理施設にて処理しているし尿と浄化槽汚泥の量について、推移を示します。

表 3－3 し尿と浄化槽汚泥の処理量の推移

|       | 単位      | 平成<br>30 年度 | 令和<br>元年度 | 令和<br>2 年度 | 令和<br>3 年度 | 令和<br>4 年度 |
|-------|---------|-------------|-----------|------------|------------|------------|
| 処理量   | (kL)    | 1,788       | 1,630     | 1,498      | 1,403      | 1,438      |
| し尿    | (kL)    | 328         | 365       | 285        | 244        | 226        |
| (原単位) | (L／人・日) | 2.01        | 2.26      | 1.85       | 1.58       | 1.53       |
| 浄化槽汚泥 | (kL)    | 1,460       | 1,265     | 1,213      | 1,159      | 1,212      |
| (原単位) | (L／人・日) | 1.42        | 1.31      | 1.30       | 1.32       | 1.41       |

※1kL (キロリットル) =1,000L (リットル)

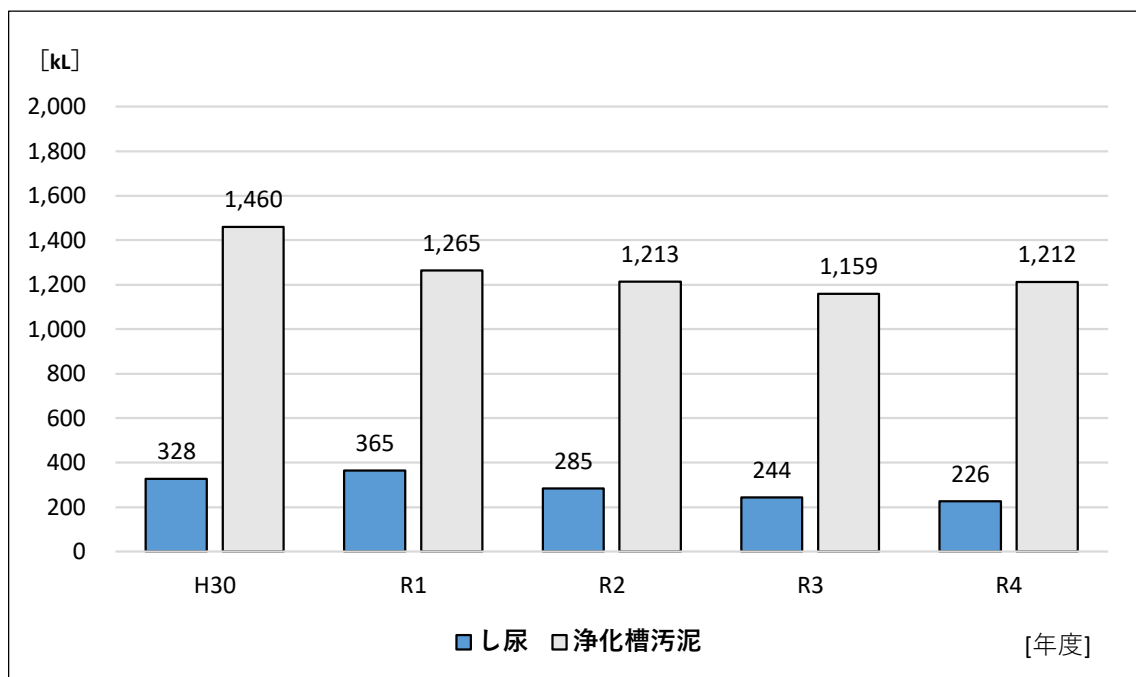


図 3－4 し尿と浄化槽汚泥の処理量の推移

## (7) 啓発と補助制度等

### 啓発

本市では、生活排水処理の促進のために、広報いなぎや市ホームページ上で、補助事業や維持管理の情報提供等、さまざまな啓発を行っています。

**側溝に流した水は直接河川に流れます**

基本的に、稲城市では雨水と生活排水などを分けて流す「分流式下水道」を採用しています。生活排水などは汚水管を通り、水再生センターで処理されます。一方雨水は、雨水ますで地下に浸透させたり、道路の側溝から雨水管を通し、そのまま河川に放流しています（一部の雨水ますは雨水管に接続されています）。そのため、**道路の側溝や雨水ますにペンキなどの汚水を流すと、汚水が直接河川に流れてしまいます。**（単独浄化槽を使用している施設では、トイレ以外の汚水は河川や用水路に直接放流されます。併せてご注意ください。）



塗料により白濁している河川



薬品により白濁している河川

**水質汚濁事故を防ぐために**

- 油やペンキなどは、廃液が出ないように残さず使い切りましょう。
- ペンキの残液やハケを洗った汚水は、ボロ布や紙に染み込ませるなどし、廃棄物として適切に処理しましょう。
- 洗車などは洗車場などで行い、洗浄排水が河川に流れ込まないようにしましょう。
- 樹木の消毒薬などは必要量を十分把握し、散布液が余らないようにしましょう。また、散布器具や容器の洗浄水が誤って河川等の水系に流入することのないよう、適切な場所で洗浄等を行きましょう。

市ホームページによる啓発

### 補助制度等

本市では、生活排水処理の促進のために助成等の支援を行っています。本市では「水洗便所改造促進資金助成制度」や「融資あっせん制度」などの補助金制度の利用が可能です（利用にあたっては条件があります）。

表 3-4 生活排水処理を促進するための補助制度

| 助成等の名称            | 内 容                                                                                                  |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 汲み取り便所水洗化融資あっせん制度 | 汲み取り便所を水洗便所に改造する場合や、し尿浄化槽を撤去して直接放流に切り換える場合に、融資を市があっせんするもの。                                           |
| 水洗便所改造促進資金助成制度    | 下水道が整備され供用を開始した時から3年以内に、居住用家屋の汲み取り便所・し尿浄化槽を水洗便所に改造する工事に対し、市では補助金または特別補助金を交付。新築または建物所有者が法人の場合は適用されない。 |
| 合併処理浄化槽設置事業補助金    | し尿と雑排水をあわせて処理する合併処理浄化槽を設置する方に、設置費の一部を補助（対象地区のみ）。工事着工の前に補助金の交付の申請が必要。                                 |

## 2 課題の整理

### (1) 公共下水道への接続の促進

---

市内に下水道が完備された区域でも、汲み取りや浄化槽の利用を続けている家庭や事業所があります。

公共下水道への接続については、今後も重点的に進める必要があります。

### (2) し尿処理施設の維持管理

---

施設保全計画に基づき、定期的な維持管理補修を今後も継続して行うことで、施設の性能を長期に維持する必要があります。

### (3) ディスポーザ排水処理システムへの対応

---

ディスポーザ（生ごみ粉碎器）は、台所から出る野菜くずや魚の骨などの生ごみを細かく砕いて水と一緒に下水道管に流す器具で、単体で使用すると悪臭の発生や、宅地やマンション内の排水管又は下水道の本管を詰まらせる原因になります。

また、生ごみが通常の汚水とともに下水へ流れ込むと、処理施設に負荷を与えます。

ディスポーザについては、公共下水道の機能及び構造を保全するため、適切な基準による設置と維持管理を確実に進める必要があります。

## 第2節 生活排水処理計画の施策展開

### 1 生活排水処理量等の予測値

し尿処理量、浄化槽汚泥処理量は、公共下水道の整備・接続に伴い、いずれも減少傾向で推移していくものと予測されます。

表 3-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の予測値

| 指 標         | 実績<br>令和 4 年度<br>(2022 年度) | 中間目標年度<br>令和 10 年度<br>(2028 年度) | 目標年度<br>令和 15 年度<br>(2033 年度) |
|-------------|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| し尿・浄化槽汚泥処理量 | 1,438 kL                   | 1,200 kL 以下                     | 800 kL 以下                     |

表 3-6 生活排水処理人口等の予測値

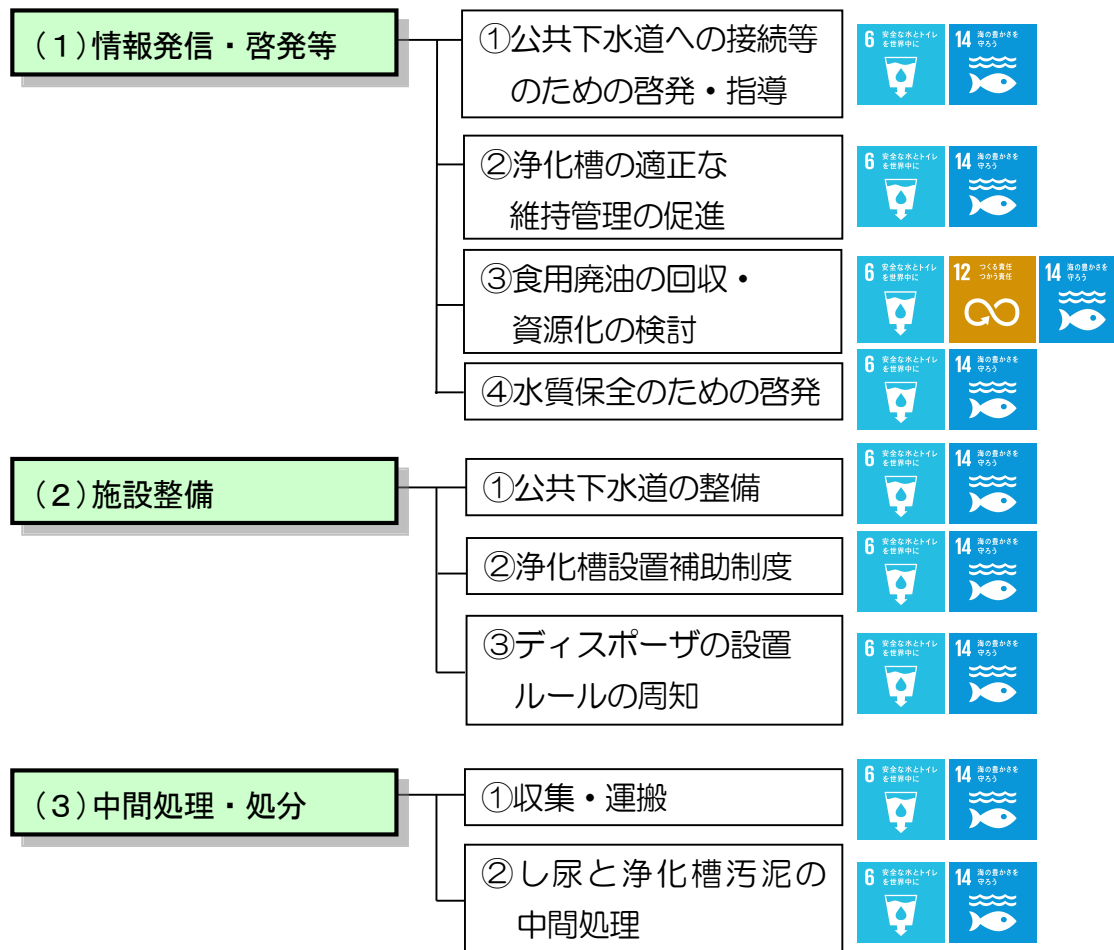
| 区分 \ 年度      | 実績<br>令和 4 年度<br>(2022 年度) |            | 中間目標年度<br>令和 10 年度<br>(2028 年度) |            | 目標年度<br>令和 15 年度<br>(2033 年度) |            |
|--------------|----------------------------|------------|---------------------------------|------------|-------------------------------|------------|
|              | 人口<br>(人)                  | 構成比<br>(%) | 人口<br>(人)                       | 構成比<br>(%) | 人口<br>(人)                     | 構成比<br>(%) |
| (1)総人口       | 93,354                     | —          | 96,997                          | —          | 98,139                        | —          |
| (2)公共下水道処理人口 | 90,597                     | 93.5%      | 94,852                          | 97.8%      | 96,652                        | 98.5%      |
| (3)浄化槽人口     | 2,352                      | 5.8%       | 1,799                           | 1.9%       | 1,192                         | 1.2%       |
| 合併処理浄化槽人口    | 747                        | 1.1%       | 638                             | 0.7%       | 460                           | 0.5%       |
| 単独処理浄化槽人口    | 1,605                      | 4.7%       | 1,161                           | 1.2%       | 732                           | 0.7%       |
| (4)汲み取り人口    | 405                        | 0.7%       | 346                             | 0.4%       | 295                           | 0.3%       |
| (5)生活排水処理率※  | 97.8%                      | —          | 98.4%                           | —          | 99.0%                         | —          |

※生活排水処理率＝（公共下水道処理人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口×100



## 2 施策体系

本市では、目標を達成するために、以下の施策体系にある具体的な施策を推進していきます。



## 3 処理主体

生活排水の処理を行う主体は、施設の種類ごとに下表のとおり定めます。

表 3-7 生活排水の処理主体

| 処理施設の種類   | 対象となる生活排水の種類  | 処理主体    |
|-----------|---------------|---------|
| ① 下水道     | し尿・生活雑排水・工場排水 | 東京都     |
| ② 合併処理浄化槽 | し尿及び生活雑排水     | 施設所有者   |
| ③ 単独処理浄化槽 | し尿            | 施設所有者   |
| ④ し尿処理施設  | し尿及び浄化槽汚泥     | 多摩川衛生組合 |

## 4 施策展開



### (1) 情報発信・啓発等

---

#### ① 公共下水道への接続等のための啓発・指導

公共下水道（污水）供用区域内においては、下水道への接続義務が下水道法に規定されています。今後も下水道への速やかな接続へ協力をお願いするとともに、これから整備される区域においても、開発予定にあわせた接続をお願いしていきます。

また、水洗便所改造促進資金助成制度や汲み取り便所水洗化融資あっせん制度などにより、市民がより下水道への接続をしやすくなるよう支援を行っていきます。

さらに、天ぷら油、サラダ油などの食用廃油を下水道に流さない、グリース阻集器（グリーストラップ）の定期的な清掃など、下水道を使用する際のマナーや注意点について、周知します。

#### ② 食用廃油の回収・資源化の検討

公共下水道への負荷を軽減すべく、家庭、事業所から排出された食用廃油の回収・資源化についても検討していきます。

#### ③ 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽は浄化槽法により義務付けられている法定点検や年1回以上の清掃などの必要性について、東京都多摩環境事務所と連携し浄化槽管理者への指導の実施や、啓発ちらしや広報いなぎ、本市ホームページにより広く周知します。

#### ④ 水質保全のための啓発

毎年発行している「稲城市の環境」等により、市内の河川水質調査結果を公表するとともに、水質保全の取組みについて報告を行います。

市内の河川などの美化活動については、広報いなぎや市ホームページ、自治会を通じてのちらし配布などにより広く周知し、市民及び事業者の参加を進めます。

## (2) 施設整備

---

### ① 公共下水道の整備

既に下水道処理人口普及率が約 99%になるなど、整備と接続が進んでいます。今後は、土地区画整理事業の進捗状況にあわせて下水道の整備を進めるとともに、効率的な接続の促進を図ります。

### ② 浄化槽設置補助制度

原則として、公共下水道の事業計画の認可を受けた地域以外で、合併処理浄化槽の設置工事への補助を行います。

### ③ ディスポーザの設置ルールの周知

本市では、ディスポーザ排水処理システム等の設置取扱要綱に基づき、適正な設置、使用と維持管理等を定めており、これに基づいた確認及び指導を行います。

なお、「ディスポーザ」は、排水管や下水管を詰まらせたり、下水処理場へ負荷をかけるため、単体での設置は認めません。基準※にあった排水処理装置が付いている「ディスポーザ排水処理システム」に限り、本市に届出のうえで設置することができます。

※公益財団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」に基づき同協会の製品認証を受けた製品に限りです。この基準（案）では、一般家庭用でのシステム（機械処理タイプ）の排水処理部からの流出水の基準が BOD600mg/リットル未満などと定められています（BOD については P 6 6 参照）。

## (3) 中間処理・処分

---

### ① 収集・運搬

し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者による収集・運搬とします。

単独・合併処理浄化槽の汚泥は、許可業者による収集・運搬とします。

### ② し尿と浄化槽汚泥の中間処理と処分

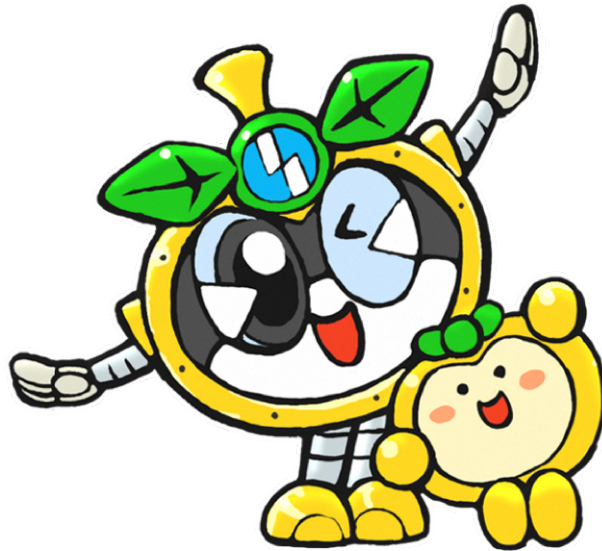
家庭と事業所からの汲み取りし尿と浄化槽汚泥については、多摩川衛生組合のし尿処理施設において薬品処理などを行ったうえで、残渣は組合内にて焼却し、し尿処理水は南多摩水再生センターにて処理を行います。

稼働開始から 20 年以上を経過した多摩川衛生組合のし尿処理施設については、適正な施設更新などの調査を進め、稼働継続を前提に維持管理を行います。



# 第4章

## 計画の推進



© K.Okawara ・ Jet Inoue

## 第4章 計画の推進

### 第1節 市、市民、自治会、事業者等の役割

本計画に掲げる基本理念「5R+1[協働]の推進による循環型まちづくり」を実現し、目標を達成するために必要な、市・市民・自治会・事業者・教育機関・関連団体の役割分担を示します。

おのおのが協力しあい、主体的に取り組むを進める必要があります。

#### 【市の役割】

- ・一般廃棄物処理基本計画・実施計画を策定する。
- ・計画の基本理念や目標を達成するための各施策を確実に実施する。
- ・一般廃棄物の適正な処理を行う。
- ・協働の仕組みをつくる。
- ・市民や自治会、事業者の取組みを支援する。
- ・一般廃棄物の減量、再利用促進等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置する。
- ・市民及び事業者の廃棄物に関する意識の向上を図るため、広報や環境学習を庁内の各部署と連携して進める。
- ・事業者としての率先行動を実践する（「稲城市職員エコアクションプラン」行動計画等に基づき、ごみ減量、省エネ、清掃活動、グリーン購入、使用済み用紙の裏紙利用等）。

## 【市民の役割】

- ・ ゴミを出さないライフスタイルへ転換する。
- ・ 消費者として、衝動買いをしない、計画的に食べ物を買うなど、環境への負荷軽減に配慮した買い物を心がける。
- ・ マイバッグを持参する、過剰包装を断る、マイカップ・マイ箸を持つなど、新たなゴミを発生させないようにする。
- ・ 職場での分別やゴミを出さない工夫を実行する。
- ・ 生ごみの水切りや生ごみ処理容器を利用する。
- ・ 買い物の際は適量購入を心掛けるほか、すぐに使い切る場合は期限の早いものを選ぶ、「てまえどり」を実践する。
- ・ 買ったものは食べられる量だけ作る、野菜の皮や芯も料理に使うなど食品ロスを減らす工夫をする。
- ・ フードドライブやフードシェアリングサービスを利用し、食品を有効活用する。
- ・ プラスチック類、ガラス類・陶磁器類、古紙、古布、びん、缶、ペットボトルなど、資源物をきちんと分別する。
- ・ トイレットペーパーは稲城っ子を買うなど、環境にやさしい商品を選ぶよう心がける。
- ・ 地域での資源集団回収へ協力する。
- ・ 地域の環境美化活動へ参加する。
- ・ 本市や地域の環境イベントなどに家族で参加する。
- ・ 公共下水道が完備された区域内では速やかな下水道への接続を行う。

## 【自治会の役割】

- ・ 資源集団回収に取組み、地域内の住民へ参加・協力を呼びかける。
- ・ 地域の環境美化活動に取組み、多くの住民へ参加を呼びかける。
- ・ 廃棄物減量等推進員と連携した住民への啓発、指導に取り組む。
- ・ 不法投棄やポイ捨てなど、地域の監視役として活動する。
- ・ 公共施設アダプト活動へ参加する。



### 【事業者の役割】

- ・事業所内のごみ減量、資源物の回収等に努め、自らの責任において、ごみを適正に処理する。
- ・事業所で余っている食品を持ち寄り福祉団体や施設等へ寄付する、持ち帰りの容器を用意するなど、食べ残しを廃棄しない（食品ロスを減らす）取組みを進める。
- ・「てまえどり」、食べきりキャンペーンやフードシェアリングサービスの取組みを進める。
- ・量り売りを導入し、適量購入を促す。
- ・両面印刷、両面コピー、再生紙、使用済み用紙の裏紙の利用を徹底する。
- ・シュレッダーの使用は必要最小限に控える。
- ・電子メディアなどの利用によるペーパーレス化に取り組む。
- ・製造過程で発生するごみの減量化、再生利用や、製造したものの回収・リサイクルに努める。
- ・環境負荷の少ない製品の販売・サービスの提供を行う。
- ・容器・包装の少ない製品、リターナブル容器が使用できる製品、リサイクル可能な製品の製造・販売に努める。
- ・製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努める。
- ・地域でのイベントや環境美化活動等への参加と協力を行う。
- ・公共下水道が完備された区域内では速やかな下水道への接続を行う。

### 【教育機関、関連団体の役割】

- ・本市と協働で環境学習プログラムを企画・実施する。
- ・リサイクルに関する学習指導を行う。
- ・牛乳パックや空き缶、ペットボトルのキャップ等について、分別回収ボックスの配置などにより、ごみの分別を進める。
- ・イベント等の実施の際にごみの発生が少ない方法を工夫する。
- ・地域でのイベントや環境美化活動等への参加と協力を行う。
- ・教育機関では、研究テーマとして関わり、学生等と地域の連携を進める。

## 第2節 計画の進行管理

本市の総合的な環境施策上の進行管理に基づき、進捗状況の点検と公表を進めるとともに、概ね5年おきに計画の見直しを行い、実態に沿った計画への改定を行います。

進行管理は、PDCA サイクル※に基づき以下のように行います。

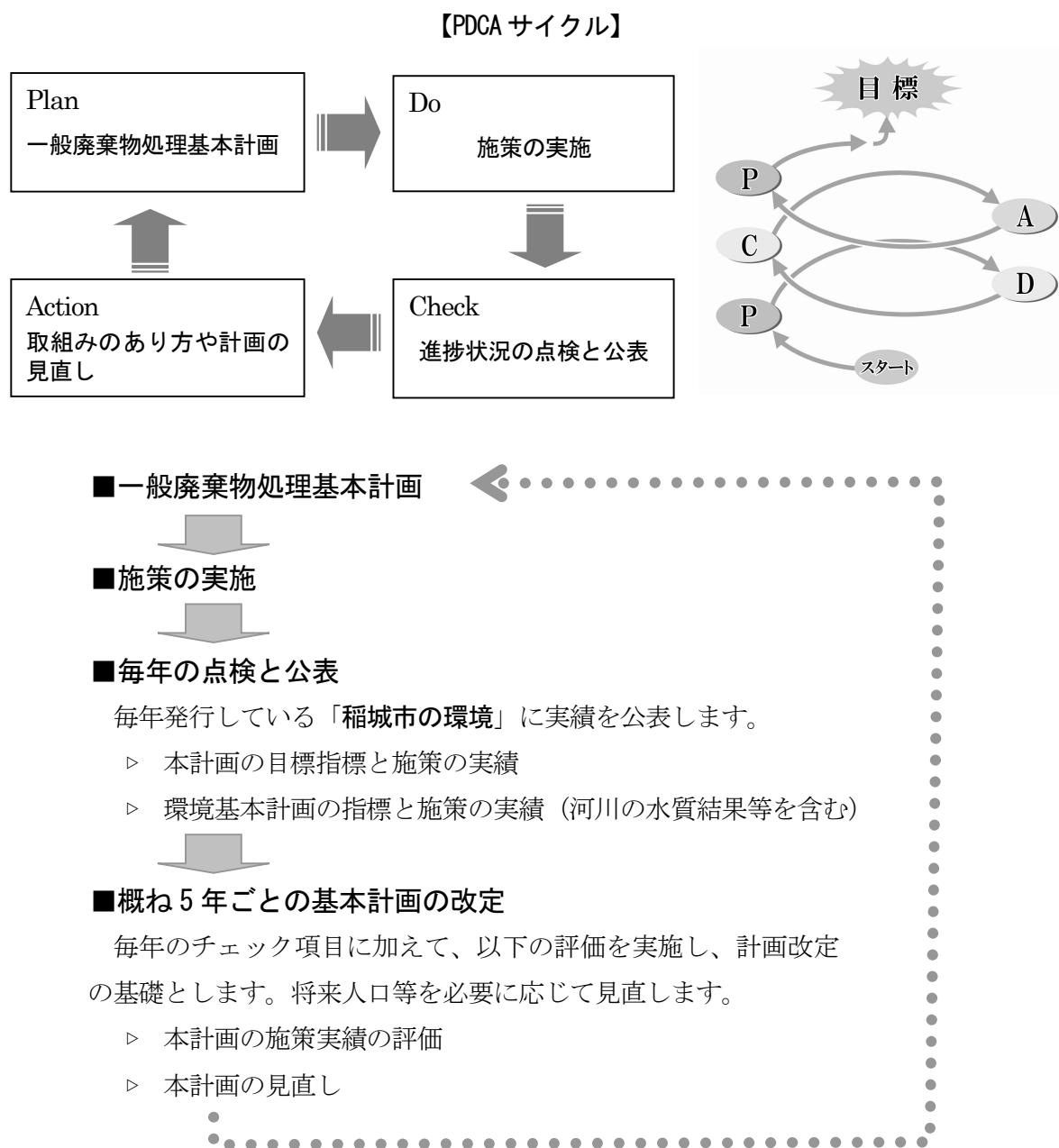


図 4-1 計画の進行管理の流れ

※ PDCA サイクル：(Plan) に基づき施策の実施 (Do) →進捗状況の点検と公表 (Check) →取組みのあり方や計画の見直し (Action) →改善した改定計画策定 (Plan) →施策の実施 (Do) の繰り返し

# 用語解説

## ● ごみ処理の現状で使用している用語の定義

- ・ 市民及び事業者等によって排出されるごみ・資源の総量を「総排出量」とします。
- ・ 市で収集するごみ・資源物を「市収集ごみ」とし、「市収集ごみ」以外の直接ごみ処理施設に搬入されるごみを「持込ごみ」とします。



## ● 用語説明

### 【あ】

#### アダプト制度 P.40、47

公園、緑地、道路、河川敷などの市が所管する公共施設の美化活動を市民と市のパートナーシップに基づき、市民が自発的に行い、市と協働で管理する取り組みです。

#### 一般廃棄物 P.1、2、9、10、11、35、40、52、53、75、78

産業廃棄物以外の廃棄物のことです（廃棄物処理法第2条第2項）。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。さらに「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」と、商店、オフィス、レストランなどの事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」に分類されます。（産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物処理法に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの20種類の廃棄物を指します。）

#### エコセメント化 P.5、6、10、16、23、26、27、31、56、58

ごみ焼却施設から排出される焼却残渣を安全に処理し、土木建設資材である「エコセメント」に再生することです。多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排

出される焼却残さ、溶融飛灰は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設にてエコセメント化されています。

#### **温室効果ガス P.3、15、54、59**

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収し温室のように地球を暖める性質を持つ気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

#### **【か】**

#### **カーボンニュートラル P.3、54**

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。2020年10月に、政府は2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しています。

#### **合併処理浄化槽 P.63、64、65、67、69、71、72、74**

主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水をあわせて処理する浄化槽のことです。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

#### **環境基準 P.66**

環境基本法により、国が定める「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準です。

#### **感染性廃棄物 P.40、56**

医療機関等から発生する感染性の病原体の付いた、または付いているおそれのある廃棄物のことです。形状、排出場所、感染症の種類の観点から、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されています。感染性廃棄物の処理は、特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物）として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められています。

#### **協働（コオペレーション） P.1、4、35、36、39、40、45、46、47、62、75、77**

異なる発想と行動力を持つ市民と行政が、対等のパートナーとして互いの役割と責任を意識し、協力することです。公共的課題の解決という目的を、市民、市民活動団体、企業等と行政が共有し、お互いが出来ることから取組むことです。

#### **グリーン購入 P.40、44、75**

環境負荷の低減に配慮した製品を購入することです。具体的には、容器や包装のないものや長く使えるもの、必要なものを必要なだけ買うなどの工夫をして買い物することです。

#### **グリーンコンシューマー P.44**

環境にやさしいライフスタイルを実践する消費者のことです。

#### **好気性生物処理 P.66**

酸素を必要とする微生物により有機物の分解を行う処理方法のことです。

#### **公共用水域 P.64、66**

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路のことです。

#### **小型電子機器 P.5、6、8、11、13**

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令では、携帯電話端末及び PHS 端末、デジタルカメラ、パーソナルコンピュータ等、28 分類と定めており、貴金属やレアメタルなどを含むため、都市鉱山ともいわれます。

#### **コンポスター P.13、50**

生ごみや農作物廃棄物などの有機物を、微生物の働きによって醗酵分解させ堆肥にする設備のことです。

### **【さ】**

#### **サーマルリサイクル P.29**

廃棄物等から熱エネルギーを回収することです。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を吸収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房などに利用している例があります。稲城市では、クリーンセンター多摩川での焼却熱を利用し、発電と高温水導管による稲城市立病院及びオーエンス健康プラザへの熱供給を行っています。

#### **し 渣 P.66**

収集し尿に混入している脱脂綿等のし尿以外のごみのことです。

#### **循環型社会 P.1、2、35、36**

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された考え方のことです。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される社会としています。

#### **消滅型の生ごみ処理容器 P.13**

生ごみを投入するとタンク内の菌床と混和され、有機物が微生物により水と二酸化炭素に分解される装置のことです。

#### **食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律） P.1、2**

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

#### **食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律） P.53**

食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とした法律です。

**食品ロス** P.1、2、4、14、29、35、40、47、48、53、59、60、61、62、76、77

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

**生活雑排水** P.63、64、66、72

水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水」を生活排水と定義しており、一般的には生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水といいます。

## 【た】

**多摩川衛生組合** P.5、6、10、23、26、31、52、55、56、63、64、65、66、72、74

稲城市、狛江市、府中市、国立市で構成される、ごみ・し尿処理を目的とする一部事務組合です。

**単独処理浄化槽** P.63、64、67、71、72

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽のことです。

**低公害車** P.40、54

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のことです。

**ディスポーザ** P.70、72、74

生ごみを粉碎し、排水と一緒に排水管に投入する装置のことです。

**てまえどり** P.45、48、61、76、77

消費者が食品を購入してすぐに食べる場合に、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ行動のことです。

**東京たま広域資源循環組合** P.5、6、10、26、27、31、40、56、58

一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合であり、多摩地域 25 市 1 町の自治体（組織団体）によって構成・運営されています（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町）。事業内容は、日の出町にある谷戸沢・二ツ塚処分場の設置・管理運営、エコセメント事業等です。

## 【は】

**廃棄物処理法** P.1、2

廃棄物の処理及び清掃に関する法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行うことを目的とした法律です。

**灰溶融** P.5、6、23、26

焼却灰などを 1300℃以上という高温で溶かし、これを固めて「スラグ」（黒いガラス粒状の物質）にすることを指します。スラグは、アスファルト舗装材やコンクリート二次製品への混入、改良土や埋め戻し材などに利用できます。

**フードシェアリングサービス** P.53、62、76、77

売れ残りなどを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングするサービスのことです。

**フードドライブ** P.4、11、14、48、62、76

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。

**プラスチック資源循環法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）** P.2、4

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

**【ら】**

**リターナブル容器** P.50、52、77

使い捨てではなく、繰り返し使用される容器のことです。

**リフューズ** P.35

ごみになるものを発生させないことです。具体的には、買い物の際にレジ袋や包装紙・割り箸等を断ることや、本当に必要な物以外を衝動買いしないことです。

**リデュース** P.35

修理してものを大切に使う、ごみの発生が少ない商品を買う、生ごみを土に返す、資源物の分別を徹底するなど、極力ごみを出さないようにすることです。

**リユース** P.11、16、36、40、48

いったん使用された製品や容器等を繰り返し使うことです。

**リサイクル** P.2、5、6、8、10、12、13、14、15、16、26、27、29、33、36、40、41、42、43、48、51、53、56、58、62、77

ごみを資源として再利用することです。碎いたびんを用いて再度びんを製造するなど原材料として再利用するマテリアルリサイクルと、焼却して熱エネルギーを回収し、発電や冷暖房に再利用するサーマルリサイクルなど様々な手法があります。

**リスペクト** P.36

物や生産者へ敬意を表して、物を大切にする気持ちを心がけることです。

**類型指定** P.66

都道府県が河川ごとに利用目的等を考慮して行う、生活環境の保全に係る環境基準（BODやPHなど）の設定（あてはめ）のことです。



## 【その他】

### **BOD（生物化学的酸素要求量）** P.66、74

水中の汚れ（有機汚濁物質）を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと  
とで、値が大きいほど水質が汚れていることを示します。

### **pH（水素イオン濃度）** P.66

水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指標で、**pH** が 7 のとき中性であり、それ  
より大きいときはアルカリ性、小さいときは酸性になります。中性から極端に数  
値が離れると、水生生物への影響が懸念されます。



## ごみ分別アプリの配信が スタートします！

稲城 ごみ分別アプリ

検索



4月からの「プラスチックごみ」、「ガラス類」、「陶磁器類」の分別収集開始に伴い、ごみ分別ルールの変更周知啓発の一環として、新たにごみ分別アプリを配信いたします。資源物やごみの出し方、収集日などをアプリで確認できる他、荒天時等のごみ収集中止など市からのお知らせをプッシュ通知で受け取ることが出来ます。

下記二次元コードからダウンロード可能です。是非、ご活用ください。

※通信費は利用者負担です。



「ごみ分別アプリ」  
ダウンロード

iPhone・iOS端末

Download on the  
App Store



Android端末

GET IT ON  
Google Play



## 第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画

令和6年4月発行

発行／稲城市

編集／稲城市生活環境課

〒206-8601

東京都稲城市東長沼 2111 番地

TEL 042-378-2111（代表）

FAX 042-378-3310

URL <https://www.city.inagi.tokyo.jp/>